

14. 4-776



1200501208568

14.4  
776



始



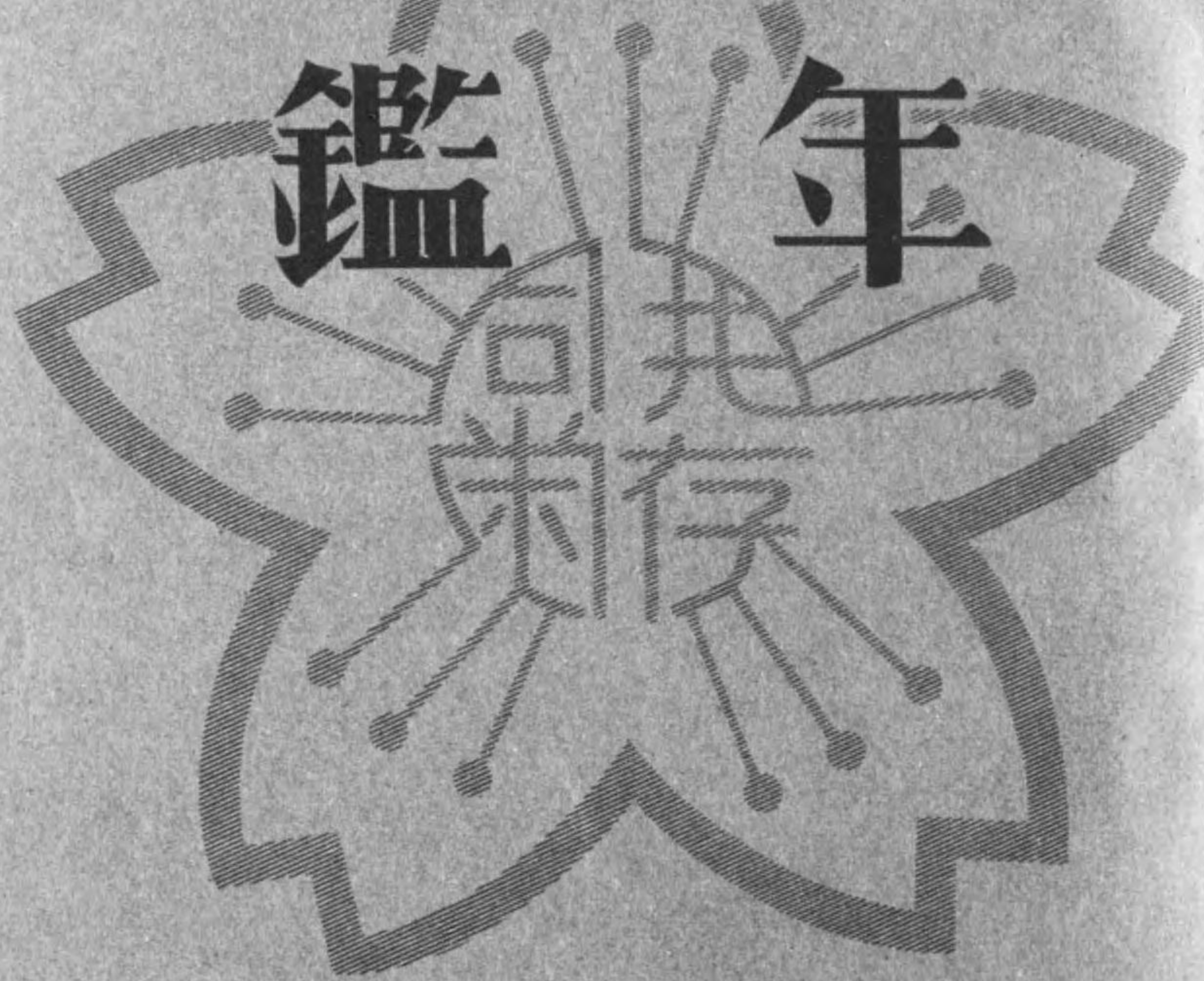
6. 3. 10

The Co-operative Year-Book 1931

年 六 和 昭

# 合組業產

## 鑑 年




會 央 中 合 組 業 產

144-776

全國多數の産業組合に御買上を蒙り理想的實用帳簿と御賞賛を賜る

るな濟經で利便は簿帳

をーダンイバ 許特  商登 標錄

るら得を足滿御ず必れあ用使御



何紙洋西紙本日 種各小大ス適モニ

祖 始 造 製

店 商 富 の 佐

目丁五通北堀賣立區西市阪大

番 九 八 七 町新話電  
番 四 二 八

番二七三四二阪大替振

○永久の御使用に耐へざる類似品あり△印に御注意を乞ふ○圖入定價表贈呈

例 言

茲に第四回産業組合年鑑を組合界及一般讀者諸君の前に提供し得ることを喜ぶものである。我國の光輝ある産業組合運動の諸相が、最も集約されたる形に於て、巧みに盛られてゐる本書は、振興刷新時代に入り來れる我が産業組合の昭和五年（一九三〇年）に於ける活動の明瞭なる鳥瞰圖である。

昭和四年九月末に起つた米國の取引所恐慌に端を發した世界經濟恐慌は、我國産業の凡ゆる部分を襲つた。重要産業の四乃至五割以上の購買力の減少のために操業を短縮され、其の生産機關は空しく放置され、而して多くの失業者を生じた。之は農業者の深刻なる不景氣を來し、崩價、米價を始め凡ゆる農産物は暴落し其の爲に遙かに生産費を割ると云ふ様な悲惨な有様に沈淪してゐる。又、中小資本の没落は廣範圍に亘つてゐるが如くである。

此の時に當つて、萬人の頭に浮んでくるのは、相互扶助と獨立自助の精神による産業組合制度であらう。政府民間の經濟政策は勿論のこと、所謂學者の論策の中にも此の制度を論ぜざるものは殆んどなく、事一度民衆經濟進展の對策に及ぶときは、此の組合の占むる範圍は次第に増大しつゝあるのである。此の時に當つて、本書が忠實に統一的に、此の期間に於ける産業組合運動の真相を描き出すべく、編輯者、同は絶大なる努力を惜まなかつたのであるが、執筆者は何れも皆本會の日常の事務に多忙なる傍、之に當つたのであつて、ために不充分なる點の存すべきは免れざる處であるが、しかも、大方の批判叱正に依つて、年一年と向上すべきことは謂ふを俟たないのである。

昭和五年十二月

産業組合中央會

發行所寄贈

144-776

例言

發行所寄贈本

茲に第四回産業組合年鑑を組合界及一般讀者諸君の前に提供し得ることを喜ぶものである。我國の光輝ある産業組合運動の諸相が、最も集約されたる形に於て、巧みに盛られてゐる本書は、振興刷新時代に入り來れる我が産業組合の昭和五年（一九三〇年）に於ける活動の明瞭なる鳥瞰圖である。昭和四年九月末に起つた米國の取引所恐慌に端を發した世界經濟恐慌は、我國産業の凡ゆる部分を襲つた。重要産業の四乃至五割以上の購買力の減少のために操業を短縮され、其の生産機關は空しく放置され、而して多くの失業者を生じた。之は農業者の深刻なる不景氣を來し、繭價、米價を始め凡ゆる農産物は暴落し其の爲に遙かに生産費を割ると云ふ様な悲惨な有様に沈淪してゐる。又、中小資本の没落は廣範圍に亘つてゐるが如くである。

此の時に當つて、萬人の頭に浮んでくるのは、相互扶助と獨立自助の精神による産業組合制度である。政府民間の經濟政策は勿論のこと、所謂學者の論策の中にも此の制度を論ぜざるものは殆んどなく、事一度民衆經濟進展の對策に及ぶときは、此の組合の占むる範圍は次第に増大しつゝあるのである。此の時に當つて、本書が忠實に統一的に、此の期間に於ける産業組合運動の真相を描き出すべく、編輯者一同は絶大なる努力を惜まなかつたのであるが、執筆者は何れも皆本會の日常の事務に多忙なる傍、之に當つたのであつて、ために不充分なる點の存すべきは免れざる處であるが、しかも、大方の批判叱正に依つて、年一年と向上すべきことは謂ふを俟たぬのである。

昭和五年十二月

産業組合中央會

一西曆  
九曆  
三紀  
一元

昭和六年辛未略曆

年十二來以年元正大 年四十六來以年元治明

日五十六百三年平

二即神  
五位武  
九紀天  
一元皇

合・國・産・靖 際・業・國・海 念・業・神・軍 日・組・社・記 念・日・祭・念 日・日・日・日	七 月 四 日	三 月 六 日	十四 月 廿三 日	五 月 廿七 日	三 月 十 日	六 月 廿五 日	三 月 六 日	十二 月 廿五 日	十一 月 廿三 日	十一 月 三 日	十 月 十七 日	九 月 廿四 日	四 月 廿九 日	四 月 三 日	三 月 廿一 日	二 月 十一 日	一 月 五 日	一 月 三 日	一 月 一 日
--	------------------	------------------	--------------------	-------------------	------------------	-------------------	------------------	--------------------	--------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------	------------------	------------------	------------------

土 用 日	社 日	彼 日	二 日	半 日	入 日	八 日	節 日	冬 至	立 冬	秋 分	立 秋	大 暑	小 暑	夏 至	立 夏	春 分	寒 露	寒 霜	寒 露
十七 月 廿 日	十四 月 廿 日	九 月 廿 日	三 月 廿 日	九 月 廿 日	三 月 廿 日	九 月 廿 日	七 月 廿 日	六 月 廿 日	五 月 廿 日	二 月 廿 日	一 月 廿 日	一 月 廿 日	一 月 廿 日	一 月 廿 日	一 月 廿 日	一 月 廿 日	一 月 廿 日	一 月 廿 日	一 月 廿 日

日 蝕	月 蝕	大 祓	ク リ ス マ ス	滿 期 除 隊	狩 獵 解 禁	中 秋 名 月	震 災 記 念 日	孟 蘭 盆	七 夕 祭	端 午 祭	勞 働 祭	狩 獵 禁 止	灌 佛 祭	雛 祭	初 午 祭	陰 曆 元 日	入 營
九 月 十 二 日	四 月 十 八 日	九 月 廿 七 日	四 月 廿 三 日	十二 月 卅 一 日	十二 月 廿 五 日	十 月 十 五 日	十 月 廿 六 日	九 月 一 日	八 月 十 五 日	八 月 一 日	五 月 一 日	五 月 一 日	四 月 十 五 日	四 月 八 日	三 月 三 日	二 月 八 日	一 月 十 七 日

十二 月	十一 月	十 月	九 月	八 月	七 月	六 月	五 月	四 月	三 月	二 月	一 月	日 曜 表
6 13 20 27	1 8 15 22 29	4 11 18 25	6 13 20 27	2 9 16 23 30	5 12 19 26	7 14 21 28	3 10 17 24 31	5 12 19 26	1 8 15 22 29	1 8 15 22	4 11 18 25	

PREFACE.

(1)

We are very glad that here we publish the Japanese co-operative Year-Book for 1931. Our Co-operative movement are progressing year by year toward organizing of our national economy co-operatively, but the world economic crisis have sincerely influenced on the economic life of the mass.

In urbain districts also in the villages, the production have diminished far under that of the prewar period, and in the important industries (textile, iron, cement, paper, coal and raw silk indusing etc.) are by 40% or more higher grade, shortened; owing to this reason, the unemployment became very serious and unemployment number is above 370 thousands by Governments' calculation or above one million by some study. We must pay deep attention to the agricultural crisis which have being deepend all the year of 1931. Nearing the end of this year, the bankruptures are here and there ocured. But our co-operative movement steadily progress in these bad conditions, as follows:—

	1927	1928
number of Societies reporting	13,197	13,167
„ „ members	4,157,404 yen	4,405,553 yen
share capital subscribed	266,849,014 „	284,095,172 „
„ „ paid	181,977,491 „	199,589,562 „
amount of sale	221,454,464 „	245,773,860 „
„ „ purchase	153,434,072 „	157,543,169 „
loans outstanding in the end of the year	740,639,515 „	845,354,705 „
savings „	1,011,242,067 „	877,035,014 „

(2)

This Year-book contains (1) Historical diary of our co-op. movement. (2) Co-op. history of 1930. (3) Statistical explanation of the movement. (4) Co-op. law in 1930. (5) Co-op. day. (6) Co-op. literature in 1930. (7) Micellanius.

We hope sincerely the progress of international co-operative movement.

Dec. 1930

Sangiokumiai-Chuōkai.

(Central Union of co-op. societies of Japan.)

# 第四回「産業組合年鑑」目次

昭和六年用

例言  
昭和六年略曆

## 第一章 日本産業組合史

第一節 日本産業組合曆……………一

第二節 昭和四年十月より昭和五年

九月まで……………二二

第一 序節……………二二

第二 昭和四年第四半年(一九二九年十月—

十二月)……………二二

第七回市街地信用組合協議會……………二三

第三 昭和五年第一四半年(一九三〇年一月—

三月)……………二六

第三十三回支會役員及主事協議會……………二七

第四 第二四半年(一九三〇年四月—六月)……………二二

第三十四回支會役員及主事協議會……………二二

全國道府縣區域信用組合聯合會協議會……………二四

第二十六回全國産業組合大會……………二四

第七回産業組合協議會……………二五

第五 第三四半年(一九三〇年七月—九月)……………二五

第十三回國際産業組合大會……………二五

第三十五回支會役員及主事協議會……………二六

## 第二章 全國産業組合概況

第一節 産業組合……………二六

一、産業組合數……………二六

二、産業組合の種類……………二六

三、組合員及出資金……………二六

四、事業……………二六

第二 地方別産業組合聯合會現況……………二七

### 第三節 産業組合中央會

一、會員數及支會數累年比較……………二七

二、事業概況累年比較……………二七

三、收支累年比較……………二七

四、産業組合中央會各支會昭和三年度經費收支決算表……………二七

五、産業組合中央會各支會昭和五年度豫算表……………二八

六、道府縣産業組合監督獎勵費豫算(昭和五年度)……………二八

### 第四節 産業組合中央金庫

一、産業組合中央金庫事業累年比較……………二八

二、事業の狀況……………二八

三、出資の狀況……………二八

四、貸出の狀況……………二八

五、預り金の狀況……………二九

六、金利の狀況……………二九

七、産業債券發行の狀況……………二九

四、運轉資金……………四四

五、事業狀況……………四四

1、信用事業……………四九

2、販賣事業……………四九

3、購買事業……………五〇

市街地購買組合(消費組合)……………五〇

4、利用事業……………五三

5、農業倉庫業……………五三

六、地方別産業組合現況……………五九

總括概況……………五九

一、信用事業……………五九

二、販賣事業……………六〇

三、購買事業……………六一

四、利用事業……………六三

五、農業倉庫業……………六三

### 第二節 産業組合聯合會

第一 産業組合聯合會數及所屬組合……………六六

一、聯合會の種類……………六六

二、所屬組合に出資金……………六九

三、運轉資金……………六九

第五節 全國購買組合聯合會

- 一、全國購買組合聯合會累年狀況……………九二
- 二、全購聯出資增口年次……………九三
- 三、全購聯拂込濟出資金運轉資金年次表……………九三
- 四、全購聯道府縣別會員及出資額表(昭和五年七月末現在)……………九三
- 五、資産状態……………九六
- 六、事業の狀況……………一〇四
- 七、昭和四年度賣却噸數及金額順位表……………一〇九
- 八、昭和五年度地方別雜貨取扱高……………一一〇

第六節 大日本生糸販賣組合聯合會

- 一、所屬組合の推移……………一二三
- 二、金融……………一二七
- 三、神戸出張所の設置……………一二八

第三章 植民地の産業組合運動

第一節 臺灣の産業組合

- ……………一二三

第三節 樺太の産業組合

- ……………一二七

第二節 朝鮮金融組合及金融組合聯合會

- ……………一二九

- (1) 昭和四年度末各道別村落金融組合業務概況……………一二三
- (2) 同各道別都市金融組合業務概況……………一二四
- (3) 同各金融組合聯合會業務概況……………一二五

- 朝鮮金融組合協會……………一二六

- 種類別組合數累年比較……………一二七

- 組合員數累年比較……………一二九

- 組合總括概況……………一四〇

- 信用組合の資金狀況累年比較……………一四〇

第四節 關東州の金融組合

- 金融組合數累年發達狀況……………一四一
- 村落・都市金融組合員數表……………一四一
- 村落金融組合……………一四二
- 都市金融組合……………一四三
- 金融組合聯合會……………一四五

第三節 産業組合關係者名簿

- 第一 道府縣産業組合主任官氏名……………一五七
- 第二 農林省産業組合係官氏名……………一五八
- 第三 大藏省産業組合係官氏名……………一五九
- 第四 産業組合中央會役職員氏名……………一五九
- 第五 産業組合中央會支會役職員氏名……………一六一
- 第六 全國購買組合聯合會役員氏名……………一六三
- 第七 大日本生絲販賣組合聯合會役員氏名……………一六四

第四章 雜

第一節 産業組合記念日

- 第五回産業組合記念日……………一五一
- 指示事項……………一五一
- 中央會及全購聯の催……………一五一
- 支會に於ける催……………一五三
- 各組合に於ける催……………一五三

第四節 關係法規

- 販賣組合の販賣方法に關する件……………一六五
- 異例に屬する定款規定に關する件……………一六五
- 産業組合の賣藥並に藥品取扱に關する件……………一六五
- 販賣組合に關する件……………一六六



鹿兒島縣有限責任川上産業組合に於ける  
組合員の責任に關する件……………一六六  
販賣組合に於ける醬油釀造に關する件……………一七一  
農業倉庫建築に關する件……………一七三  
農業倉庫建築に關する通牒に就て……………一七五  
信用組合經由中小商工農業者に對する  
資金供給要項……………一七七  
信用組合の組合員たる中小商工農業者等に對  
する貸付條件……………一七七  
肥料配給改善助成規則……………一七八  
肥料の配給改善助成に關する件……………一七九  
産業組合法第一條第四項の規定による市街地指定……………一八〇

第五節 表彰産業組合及産業組合

功勞者……………一八一  
表彰規程……………一八一  
功勞章規程……………一八二  
第十九次特別表彰組合……………一八三  
第二十二次普通表彰組合……………一八三  
第十六回功勞章贈進者氏名……………一八三

特別表彰組合……………一八三

第六節 産業組合大會並協議會……………一八四

第一 全國的のもの……………一八四  
一、全國産業組合大會……………一八四  
二、全國産業組合協議會……………一八五  
三、全國市街地信用組合協議會……………一八六  
四、全國生絲販賣組合協議會……………一八七  
五、全國農業倉庫協議會……………一八七  
六、全國電氣利用組合協議會……………一八七  
七、全國販賣購買組合協議會……………一八八  
第二 地方的のもの……………一八八

第七節 産業組合關係團體名……………一九二

第八節 産業組合宣傳用演藝催物……………一九九

一、地方別催物……………一九九  
二、活動寫真……………二〇三  
イ、地方別活動寫真機及フィルム名……………二〇三  
ロ、産業組合に關する活動寫真フィルムの種類及價格……………二〇五

第九節 關係諸團體……………二〇七

第十節 産業組合文獻(自昭和四年十月至昭和五年九月末)……………二〇八

一、概論……………二〇八  
二、組合史……………二〇九  
三、法規……………二〇九  
四、經營……………二一〇  
五、信用組合……………二一一  
六、販賣組合……………二一一  
七、購買組合……………二一一  
八、農業倉庫……………二一二  
九、雜……………二一二  
一〇、支會報……………二一五  
一一、聯合會報……………二一六  
一二、組合報……………二一六  
一三、産業組合關係新聞雜誌……………二一七



制統の料肥

務急の家農

ラガへ!

産

我等の肥料

資本金 參千七拾萬圓  
 内府資 壹千五百萬圓



相

對一般産業組合  
 信用本位の中央金融機關

東京市麴町區丸ノ内三丁目四番地

産業組合中央金庫

電話丸ノ内(23) (三二二九五(代表)三二二九六  
 三二二九七 三二二九八 三二二九九  
 振替貯金口座東京 七二二三番  
 電報受信略號 チウキンホ

大阪市北區宗是町一番地(大阪ビルヂング)

産業組合中央金庫大阪支所

電話土佐堀 三六二・四三三・七四二七  
 振替貯金口座大阪 六八八〇〇番  
 電報受信略號 チウキンシ

組

業務

貸出

預金

金融相談

△産業組合及同聯合會へ定期貸付(五箇年以内)手形割引、  
 當座預金貸越を致します。産業組合へは主として道府縣  
 信用組合聯合會の保證に依り貸出します。  
 △産業組合及同聯合會よりの各種預金及公共團體  
 其の他非營利的法人よりの預金を致します。  
 △當金庫との取引上の事に限らず廣く金融上の御  
 相談に應じます。

織

互

組合員の熱烈なる支援に依つて斷然他の追従を許さざる優秀なる品質と安價を以て愈々聲價を高めつゝあり

主要な取扱品

特製石鹼、特製齒磨、齒刷子、家庭藥各種、特製自轉車、同附屬品、特製地下足袋、ゴム靴、メリヤス、學用品各種、運動靴、特撰銘茶、農業藥品、特製菓子、特撰牛紙、障子紙、各種罐詰、特製マツチ、歳末魚類、學生服、重輕油、機械油、石炭、養蠶用無煙炭、木炭、其の他

石鹼、自轉車、ゴム靴、地下足袋、メリヤス、齒磨等特撰工場に於て最も理想的製品を配給しつゝあるが、更に自己生産に向つて着々計畫を進めつゝあり。

全國購買組合聯合會

産業組合員の門標!!

自治的民衆的經濟機關たる産業組合の組合員たることを相互に知り合ふことは、吾人の最も愉快とし、且つ社會生活上必要のことである。各組合は即時各組合員に一札を掲げさせる様御勧めします。



地金—真鍮—ニッケルメッキ

定價金 九 錢

大サ 縦三寸五分  
横一寸

特に組合名入の

御注文にも應じます

定價金 拾 錢

(但一口三百枚以上の事)

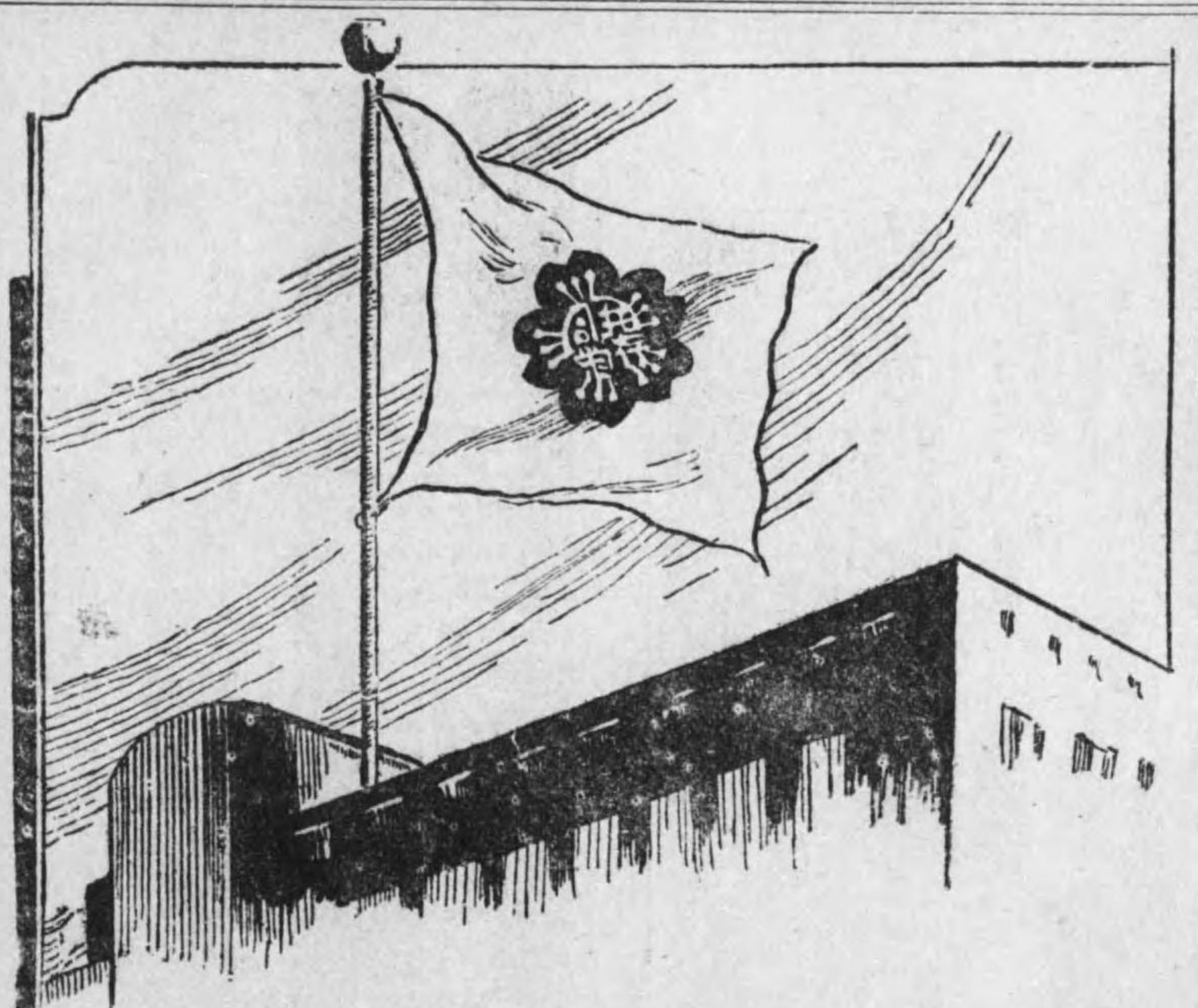


御注文は一切前金(代金引換御断り)に願ひます

東京市牛込區揚場町二十一番地

産業組合中央會

振替貯金口座東京四七二四番



◆産業組合旗

種	類	寸法(曲尺)	價格(送料共)
第一號	甲(新モス)	長巾 三二尺 巾 二四寸	一枚ニ付 圓六〇錢
同	乙(メリンス)	長巾 三三尺 巾 二五寸	同
第二號	甲(新モス)	長巾 三四尺 巾 二六寸	同
同	乙(メリンス)	長巾 三五尺 巾 二七寸	同
特大號	甲(新モス)	長巾 三六尺 巾 二八寸	同
同	乙(メリンス)	長巾 三七尺 巾 二九寸	同
屋上用	パンテン	長巾 三五尺 巾 二七寸	同

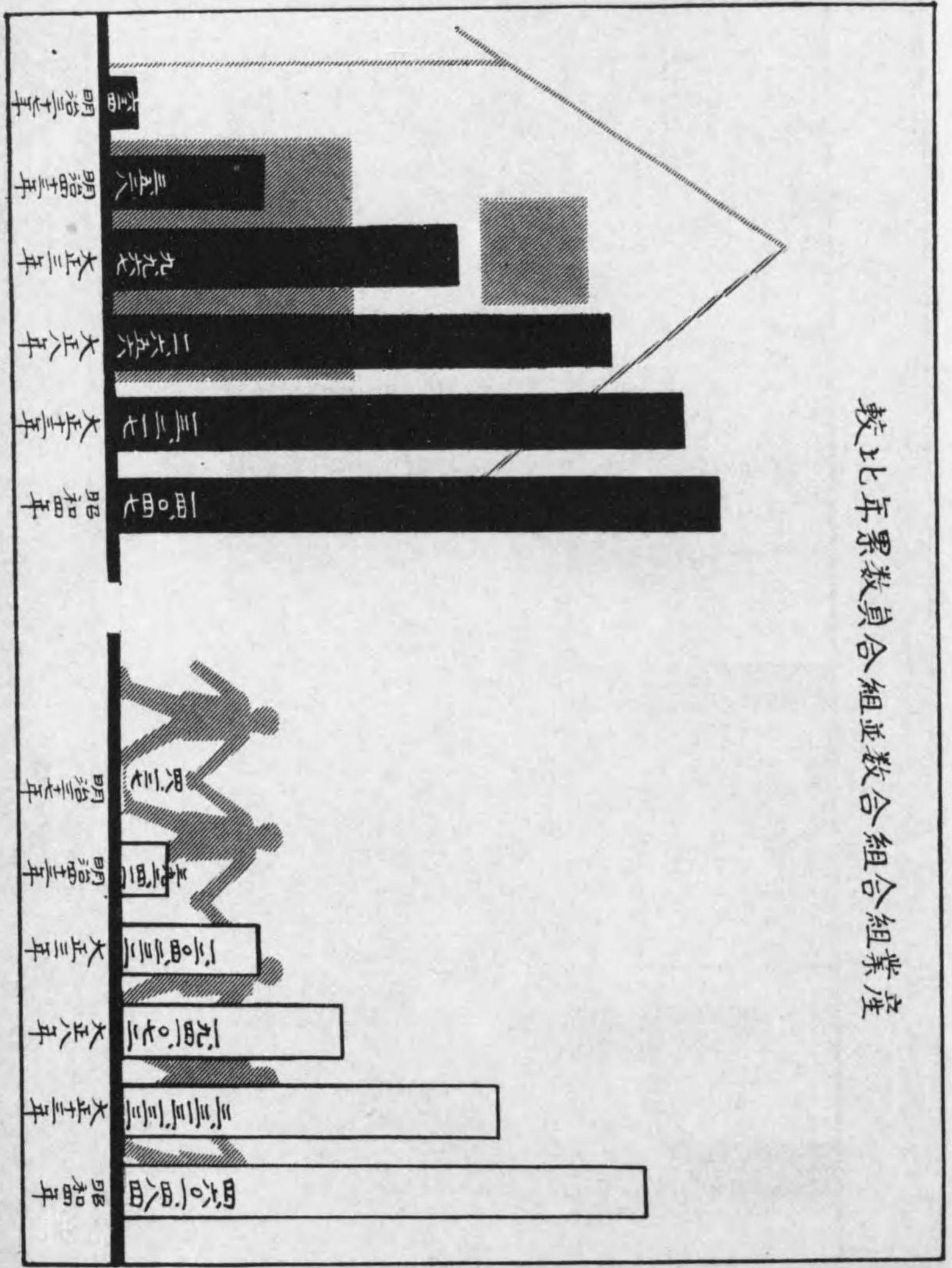
但し百枚以上取纏め御注文は一割引  
◆産業組合員徽章

種	類	寸法(曲尺)	價格(送料共)
上製	洋服用(純銀)	(紙) 徑五分 五厘 入	一個ニ付 五〇錢
同	和服用(同)	(紙) 徑五分 五厘 入	同
並製	洋服(ニツケル)	(紙) 徑五分 五厘 入	同
同	和服用(同)	(紙) 徑五分 五厘 入	同

但し百個以上取纏め御注文は一割引  
◆御注文は一切前金(代金引換は御断り)に願ひます

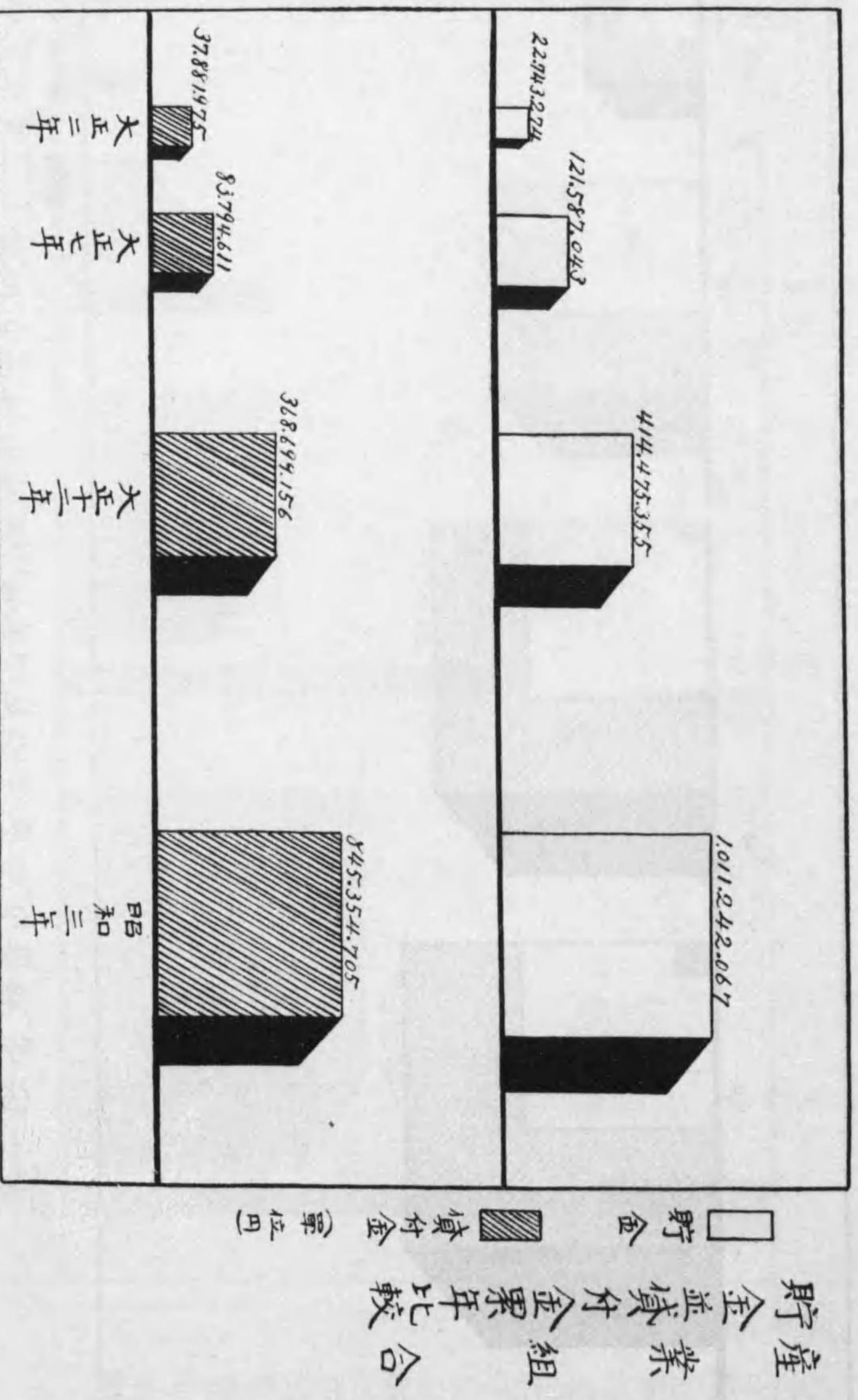
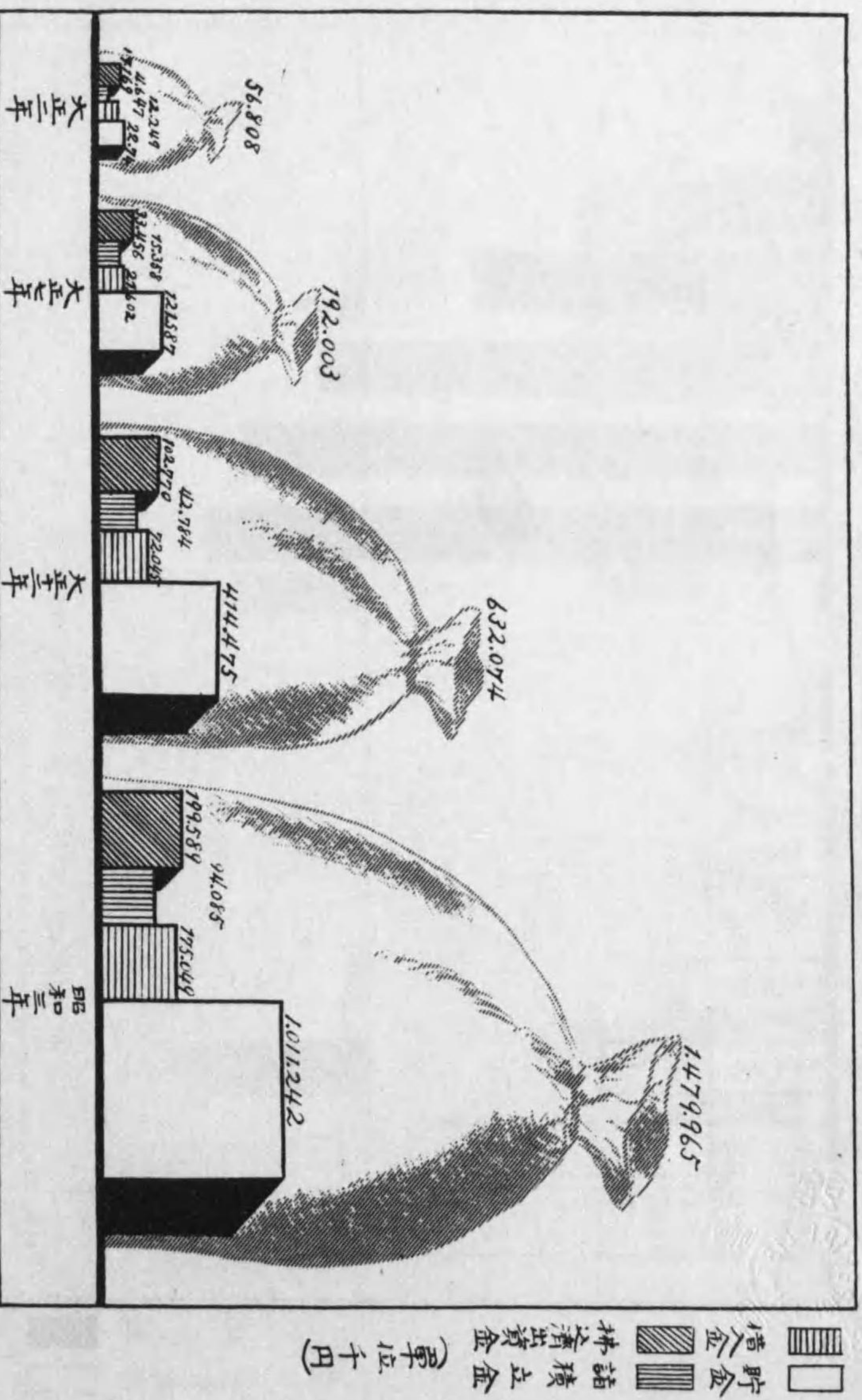
産業組合中央會  
振替口座東京四七二四番

較比年累数員合組並数合組業産



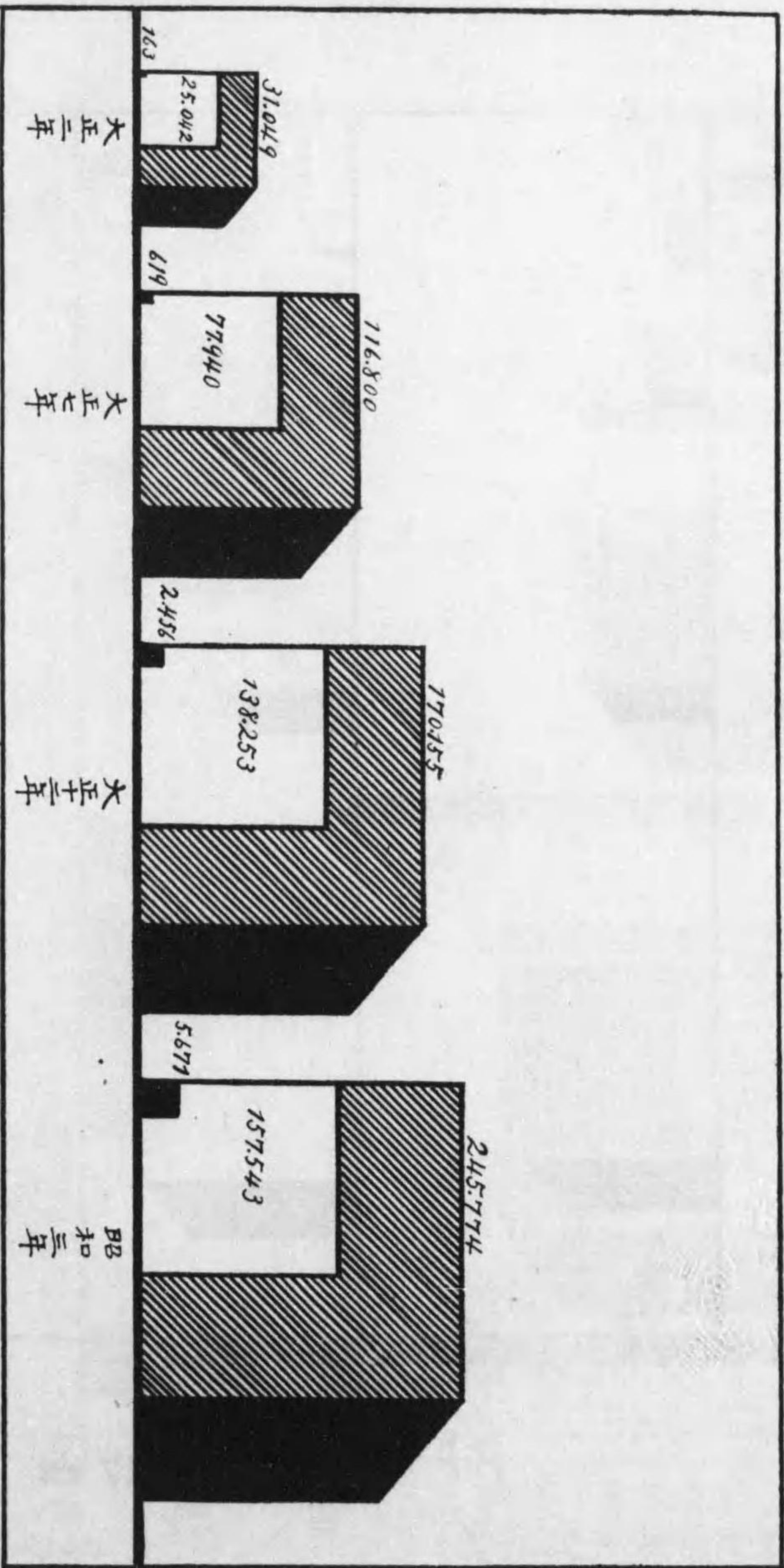
■ 組合員数  
□ 組合数

# 產 業 組 合 資 金 累 年 比 較



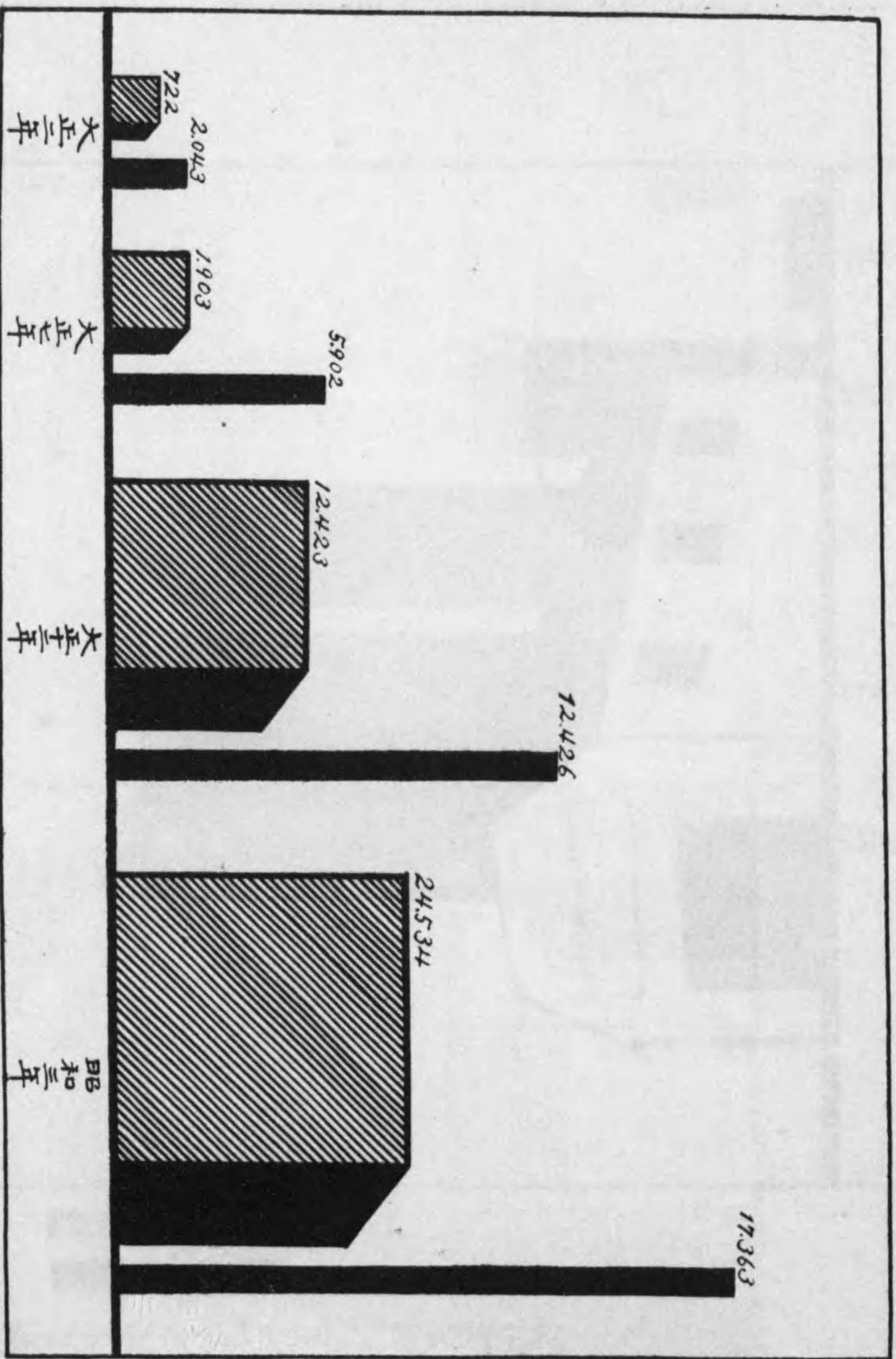
產 業 組 合 貯 金 並 貸 付 金 累 年 比 較

販賣品賣取組合業產  
 較比年累料用利並高和賣品買購高賣販品賣販合組業產  
 高賣品(四十年單)  
 高和賣利  
 料用

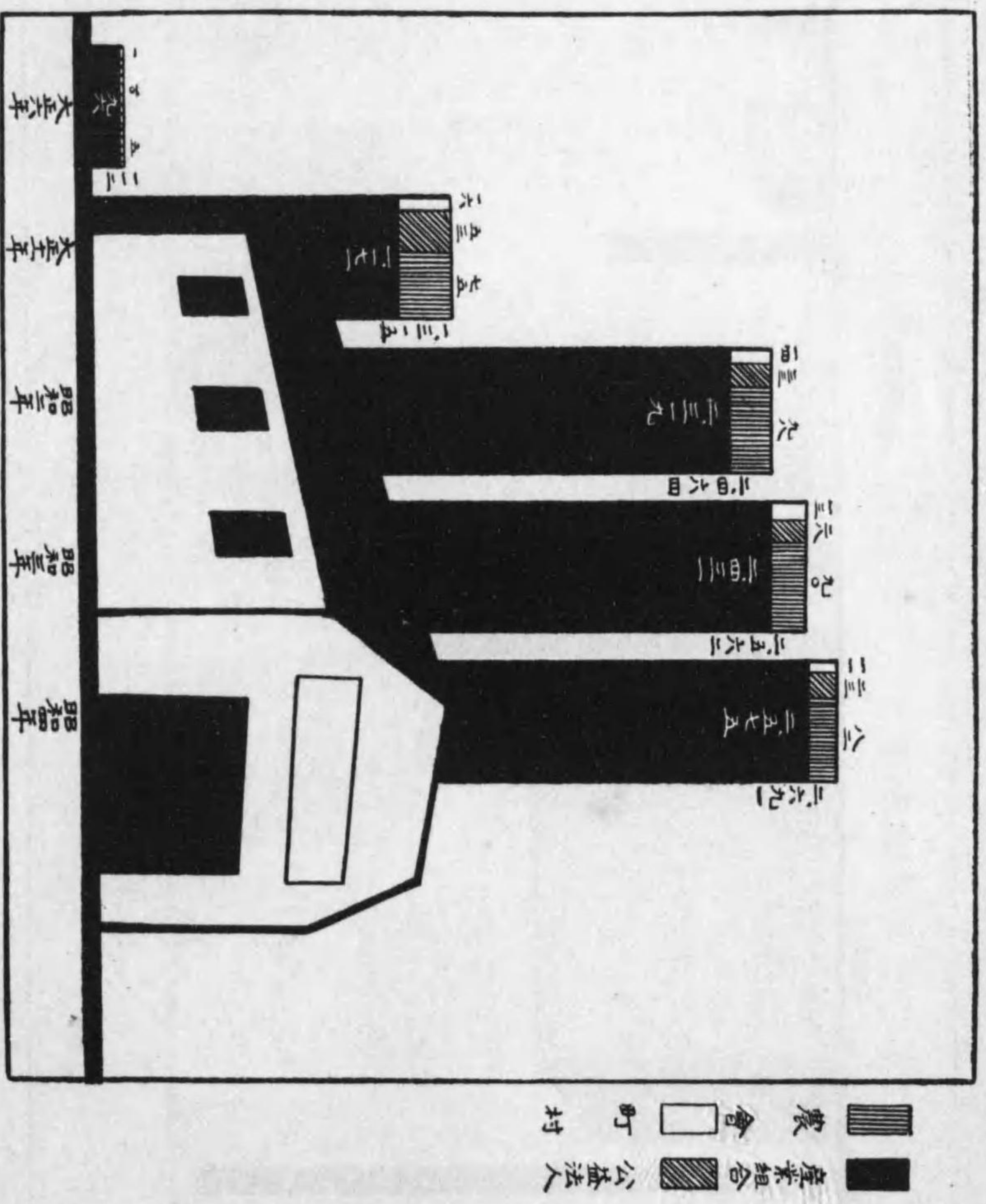


産業組合聯合會所屬組合數並出資額累年比較

■ 所屬組合數  
 ▨ 出資額(單位千円)



農業倉庫業者經營主休別数累年比較



# 昭和六年 産業組合年鑑

## 第一章 日本産業組合史

### 第一節 日本産業組合暦



- 天保十四年 小田原報徳社創設
- 嘉永二年 品川彌二郎生る
- 三月三日 平田東助生る
- 明治十一年 群馬縣磯部に碓氷精絲社創設さる
- 此の年或は翌十二年東京に共濟會設立さる
- 明治十三年 群馬縣富岡に北甘樂精絲社創設さる
- 明治十六年 静岡縣上内田村に益集社創設さる
- 明治二十一年 神奈川縣金目村同伸社創設さる
- 明治二十四年 日本振農策出版さる
- 三月 子爵品川彌二郎内務大臣となる
- 六月 杉山平田兩氏著「信用組合論」出版さる
- 十一月 貴族院に信用組合法案提出さる
- 十二月 「信用組合附生産及經濟組合に關する意見」發表さる
- 明治二十五年

七 月 伯爵平田東助静岡縣掛川、見附報徳館に信用組合の講演をなす

八月十五日 静岡縣掛川信用組合設立届をなす

九月二十日 静岡縣見附報徳社聯合信用組合組織される

明治二十九年

二月 平田東助著「信用組合提要」出版さる  
静岡縣に製茶聯合販賣社設立さる

明治三十年

二月十五日 第一次産業組合法案貴族院に提出さる

明治三十一年

鐵工組合共働店を始む

明治三十三年

二月二十二日 産業組合法帝國議會を通過す

二月二十六日 子爵品川彌二郎薨去

三月六日 産業組合法公布

九月一日 産業組合法施行

明治三十四年

七月 岩手縣主催産業組合講習會盛岡市にて一週間開催、之

を以て地方に於ける講習會の嚆矢とす

明治三十七年

一月 「全國農事報」に組合欄設けらる

五月 月 「消費組合(一名購買組合)の話」出づ

八月 月 農商務省に於て、二週間第一回産業組合講習會開催、之を以て中央に於ける講習會の嚆矢となす

明治三十八年

二月二十二日 子爵平田東助外十一名東京市麹町區富士見軒に會し、大日本産業組合中央會設立を決議す

三月一日 大日本産業組合中央會々員を募集す

五月十日 子爵加納久宜主唱の下に東京市赤坂區溜池町三會室に於て全國産業組合役員協議會開催來會者四十一名、之を以て全國産業組合大會の嚆矢となす

十一月一日 千葉支會設立

十二月二日 愛知支會設立

十二月五日 産業組合中央會々報「産業組合」創刊號發行

十一月廿六日 東京市音楽學校に於て二宮尊徳翁五十年祭開催

十二月十五日 群馬支會設立

明治三十九年

二月十五日 長野支會設立

太郎は東北に四十日間の宣傳旅行に上る

四月一日 静岡支會設立

四月十八日 産業組合法第一次改正

四月三十日 島根支會設立

五月二日 岡山支會設立

五月五日 三重支會設立

五月八日 十日 大日本産業組合中央會主催の下に東京、農商務省會議室に於て第二回産業組合役員協議會及第一回支會役員協議會開催、來會者百八十名

五月三十日 埼玉支會設立

七月三日 茨城支會設立

七月二十七日 新潟支會設立

八月廿七日 青森支會設立

八月廿八日 岩手支會設立

九月十九日 岐阜支會設立

十二月三日 栃木支會設立

明治四十年

四月八日 十日 東京、農商務省會議室に於て第三回全國産業組合役員協議會及第二回支會役員協議會開催、來會者二百七十名

四月二十三日 福岡支會設立

七月 月 山形支會設立

十月五日 中央會々頭平田東助は東海道以西に、副會頭小松原英

十月十三日 兵庫支會設立

十月 月 大阪支會設立

十月二十九日 京都支會設立

十一月十三日 鳥取支會設立

明治四十一年

二月 月 佐賀支會設立

四月六、七日 第三回支會役員協議會開催(東京市)

四月八日 五日 東京市農商務省會議室に於て第四回全國産業組合役員協議會開催、來會者二百名第一次優良組合表彰式舉行

六月六日 福島支會設立

七月一日 廣島支會設立

八月五日 富山支會設立

十一月六日 山口支會設立

明治四十二年

三月 月 和歌山支會設立

三月十四日 十五日 中央會主催の下に東京市に於て糧秣供給に關する協議會開催

四月七日 第四回支會役員協議會開催(東京市)

四月八日 十日 中央會主催の下に、東京農商務省會議室に於て第五回産業組合大會開催、來會者四百名、始めて資料展覽會



四月八日 産業組合法第二次改正行はれ、産業組合聯合會及産業組合中央會に關する事項規定せらる  
 四月三十日 大分支會設立  
 十月十四日 奈良支會設立  
 十月十三日 産業組合中央會創立總會開催

明治四十三年

一月十二日 産業組合中央會の登記  
 三月 東京府信用購買組合聯合會設立さる  
 四月一日 神奈川支會設立  
 五月五日 長崎支會設立  
 五月七日—九日 名古屋市愛知縣會議事堂に於て第六回全國産業組合大會及中央會發會式開催、來會者千二百名  
 五月十二日 福井支會設立  
 八月二十九日 石川支會設立  
 九月一日 熊本支會設立  
 九月 白耳義ブラッセル市に於ける農事組合及農村人口統計國際會議に中央會代表者伊藤長次郎西垣恒矩出席  
 九月二十五日 宮城支會設立  
 十月四日 滋賀支會設立

明治四十四年

一月一日 秋田支會設立  
 三月十日 徳島支會設立  
 三月三十日 愛媛支會設立  
 四月二十七日 第五回支會役員協議會開催(東京市)  
 四月廿八日—三十日 東京、農商務省會議室に於て、第七回全國産業組合大會開催、來會者四百名  
 七月十八日 宮内省より中央會に對して、産業組合御獎勵の御沙汰書、及金二萬圓御下賜の恩命傳達せらる

明治四十五年(大正元年)

五月二十日 第六回支會役員協議會開催  
 五月二十一日—二十三日 兵庫縣明石町公會堂に於て第八回産業組合大會開催、來會者千四百名、第一次特別表彰式舉行  
 六月十二日—十七日 農商務省に於て産業組合主任官會議を開く  
 九月三十日 宮崎支會設立  
 十月七日 中央會第一回産業組合長期講習會を開き自今毎年開催す  
 大正二年  
 一月 中央會は日本勸業銀行に協定して産業組合に對する資金仲介の事務を開始す  
 二月十日 臺灣産業組合規則公布  
 五月十五日 第七回支會役員協議會開催(長野市)

五月十六日—十七日 長野市に於て第八回全國産業組合大會開催、來會者千八百名

大正三年

二月二十六日 中央會萬國農事産業組合聯合會に加入す  
 五月 朝鮮地方金融組合公布  
 九月一日 高知支會設立  
 十一月四日 第一回全國産業組合聯合會協議會第八回支會役員協議會開催  
 十一月五日—七日 廣島市に於て第十回全國産業組合大會開催、來會者二千名

大正四年

三月三十日 山梨支會設立  
 五月二日 第九回支會役員協議會開催(東京市)  
 五月三日 第二回産業組合聯合會協議會開催(東京市)  
 五月四日—七日 東京市に於て第十一回全國産業組合大會開催、來會者一千名、産業組合功勞者に對し第一次功勞章贈進式舉行  
 五月廿八日 樺太に産業組合法を實施するの勅令公布せらる  
 六月 中央會基本金募集

大正五年

五月二日 第十回支會役員協議會開催(新潟市)  
 五月三日 第三回産業組合聯合會協議會開催(新潟市)  
 五月四日—六日 新潟市に於て第十二回全國産業組合大會開催

大正六年

二月十日 北海道支會設立  
 五月一日 第十一回支會役員協議會開催(大津市)  
 五月二日 第四回産業組合聯合會協議會開催(大津市)  
 五月三日—五日 大津市に於て第十三回全國産業組合大會開催、來會者二千三百名  
 七月二十日 産業組合法第三次改正行はれ市街地信用組合を特定す  
 同日 農業倉庫業法公布  
 九月二十一日 中央會揚場町事務所に移轉す  
 九月二十日—二十五日 農商務省に於て全國産業組合主任官會議を開く  
 十月十三日 東京支會設立

大正七年

四月二十五日 第十二回支會役員協議會開催(東京市)  
 四月二十六日 第五回産業組合聯合會協議會開催(東京市)  
 四月二十七日—二十九日 東京市に於て第十四回全國産業組合大會開催、來會者千二百名

大正八年

三月二日 中央會副會頭子爵加納久宜薨去  
 四月二十三日 第十三回支會役員協議會開催(岡山市)  
 四月二十四日 第六回全國産業組合聯合協議會開催(岡山市)  
 四月二十五日 岡山市に於て第十五回全國産業組合大會開催、來會者二千五百名  
 八月十五日 第十四回支會役員協議會開催(東京市)  
 十一月十三日 中央會主催購買販賣組合聯合協議會開催(東京市)  
 十二月廿六日 中央會副會頭小松原英太郎逝去

大正九年

一月 産業組合中央會物資仲介斡旋事業開始  
 四月二十三日 第十五回支會役員協議會開催(宇治山田市)  
 四月二十四日 第七回産業組合聯合協議會開催(宇治山田市)  
 四月二十五日 宇治山田市に於て第十六回全國産業組合大會開催、來會者二千五百名、販賣組合生産品即賣會を初めて開催す  
 七月一日 中央會物資斡旋仲介大阪出張所新設  
 七月十四日 中央會主催の下に物資購入協議會開催(東京市)東部諸府縣の關係者會合す

大正十年

一月十五日 第一回産業組合研究會開催(東京市)  
 四月十二日 産業組合法第四次改正

五月六日 第十六回支會役員協議會開催(大分市)  
 五月七日 第八回産業組合聯合協議會開催(大分市)  
 五月八日 大分市に於て第十七回全國産業組合大會開催、來會者三千五百名  
 七月一日 沖繩支會設立  
 九月八日 中央會第一回産業組合婦人講習會開催(東京市)爾後毎年開催  
 十月 瑞西パゼル市國際産業組合大會に中央會代表者那須皓出席す  
 十一月十二日 中央會々頭平田東助の銅像除幕式舉行  
 十一月十四日 第十七回支會役員協議會開催(東京市)  
 十一月十五日 第一回市街地信用組合協議會を東京に於て開催  
 十一月十五日 第一回市街地信用組合協議會開催  
 十二月十六日 大正十一年

一月十日 第二回産業組合協議會開催(東京市)  
 四月十八日 第十八回支會役員協議會及び第九回全國産業組合聯合協議會開催(東京市)  
 四月二十日 東京市に於て第十八回全國産業組合大會開催  
 七月十日 平和博覽會にて産業組合中央會名譽大賞牌を受け、産業組合關係の受賞者、名譽賞牌一聯合會一組合、金牌十二組合、銀牌二聯合會二十六組合  
 十月 中央會々頭伯爵平田東助辭任、同理事志村源太郎會頭

百十四

大正十二年

十一月十七日 第二回市街地信用組合協議會開催(神戸市) 就任  
 二月三日 産業組合中央會は産業組合中央金庫設立に關する建議をなす  
 二月五日 第十九回支會役員協議會開催(東京市)  
 二月七日 全國の購買組合聯合會並に主なる購買組合協議會開催(東京市)  
 四月五日 産業組合中央金庫法公布  
 四月五日 産業組合法第五次改正  
 四月五-六日 農商務省は主要都市購買組合協議會を開催す  
 四月二十三日 第二十回支會役員協議會を開催す  
 五月二十五日 仙臺市に於て第十九回全國産業組合大會開催  
 六月十四日 第三回産業組合協議會開催(東京市)  
 七月十五日 第二十一回支會役員協議會開催(東京市)  
 七月二十三日 産業組合中央會に市街地購買組合調査委員會を設置し此の日第一回集會をなす  
 八月十八日 全國購買組合聯合會登記  
 九月一日 全國購買組合聯合會事業開始  
 九月一日 關東震災、被害組合數東京百十六、千葉四十八、神奈川

大正十三年

十月八日 中央會國際産業組合聯盟に加入す  
 十月十五日 中央會は罹災購買組合の爲に牛込俱樂部に於て販賣組合生産品即賣會開催  
 十月十九日 中央會理事道家齊副會頭就任  
 三月一日 産業組合中央金庫事業開始  
 四月十三日 第二十二回支會役員協議會開催(福岡市)  
 四月十四日 福岡市に於て第二十回全國産業組合大會開催、來會者五千餘名  
 四月廿五日 長野支會主催全國生絲販賣組合大會開催  
 五月廿六日 第四回産業組合協議會開催(東京市)  
 六月二日 中央會第一回産業組合實務講習會開催(三十日間)爾後引續毎年開催  
 七月一日 中央會監查事業開始  
 九月一日 白耳義ガン市に於ける國際産業組合大會に中央會代表者馬場由雄本位田祥男出席す  
 十月廿四日 第三回市街地信用組合協議會開催(浦和町)  
 十二月廿二日 中央會第一回教育者産業組合講習會を東京市に開催(五日間)

大正十四年

- 一月廿七日 全國信用組合聯合會開催(東京市)
- 一月廿八日 第二十三回支會役員協議會を開催(東京市)
- 四月一日 農林省に産業組合課設置さる
- 四月二日 高知縣産業組合長協議會開催(爾後年度内に各縣に於て開催すること)
- 四月十四日 中央會名譽會頭伯爵平田東助薨去
- 同日 第二十四回支會役員協議會開催(山口町)
- 四月十五日 山口町に於て第二十一回産業組合大會開催、來會者五千五百名
- 五月一日 「家の光」創刊號中央會より發行せらる
- 六月二十日 中央會市街地購買組合調査委員會終了
- 九月一日 産業組合現勢調査成る
- 十月十一日 高崎市に於て群馬支會主催第二回全國生絲販賣組合大會開催、全國組合製絲協會の創立に決す
- 十二月十七日 中央會事務所に於て第二十五回支會役員協議會開催併せて十八日夜二十五周年記念祝賀會を丸ノ内中央亭に於て開催

大正十五年(昭和元年)

- 一月 朝鮮産業組合令公布さる
- 二月十八日 全國市街地信用組合協會創立
- 三月六日 第一回産業組合記念日
- 三月二十七日 農業倉庫業法第一次改正受寄物範圍擴張聯合農業倉庫業等認めらる
- 四月一日 中央會附屬産業組合學校開校
- 四月六日 産業組合法第六次改正利用組合員外利用、住宅供給組合の地方税免除、特別配當の現金配當等認めらる
- 五月二十六日 東京、中央會事務所に於て全國購買組合聯合會協議會開催
- 六月二十五日 日本産業組合史出版さる
- 七月一日 福岡縣に産業組合課設置さる、地方廳の同課の始めである
- 八月五日 札幌市道會議事堂に於て第二十六回支會役員協議會開催
- 八月七日 札幌市大通小學校に於て第二十二回全國産業組合協議會開催
- 十月二十三日 埼玉縣熊谷町に於て埼玉支會主催第三回全國生絲販賣組合大會開催さる
- 十一月二十一日 東京中央會事務所に於て産業組合文獻並にポスター展覽會開催

昭和二年

- 十二月廿五日 香川縣琴平銀行休業し香川縣産業組合動搖す
- 一月九日 岡山縣産業組合聯盟設立府縣單位青年聯盟の始めとす
- 二月十五日 大日本生絲販賣組合設立許可
- 三月七日 奥丹後の大震災兵庫縣産業組合一部打撃を受く
- 三月十九日 中井銀行休業埼玉縣産業組合關係深し
- 四月十八日 近江銀行休業滋賀縣産業組合關係深し
- 四月二十一日 全國金融恐慌起る神戸大阪等大都市市街地信用組合動搖す
- 四月二十二日 全國銀行休業、モロトリアム公布、中央會全國の支會に指令を發し、中央金庫は休業明けの資金の準備の爲め活動す
- 五月七日 中央會販賣組合調査委員會第一回委員會開催
- 五月二十四日 第二十七回支會役員協議會東京中央會事務所に於て開催
- 五月二十六日 中央會事務所に於て第五回産業組合協議會開催
- 五月二十八日 埼玉縣に中央會主催購買組合協議會開催、是より全國各府縣に二年計畫にて行はれたり
- 七月一日 第一回國際消費組合東京關東消費組合聯盟に依り設置さる

昭和三年

- 七月四―五日 東京市赤坂三會堂に於て全國農業倉庫協議會開催
  - 八月十二日 休業銀行關係府縣信託役員協議會を中央會事務所に於て開催
  - 八月十五日 ストックホルムに於て、第十二回國際産業組合大會開催、中央會參事荷見安出席す
  - 九月三―四日 第五回全國市街地信用組合協議會を秋田市公會堂に於て開催
  - 九月二十三日 静岡市教育會館に於て第二十八回支會役員協議會及道府縣信用組合聯合會協議會開催
  - 十月一―三日 静岡市師範學校に於て第二十三回全國産業組合大會開催、來會者六千二百名
  - 十月二十九日 第四回全國生絲販賣組合大會を長野支會主催にて長野縣上諏訪町に開催
  - 十二月十七日 中央會第一回産業組合年鑑(昭和三年用)を發行す
- 昭和三年
- 一月十三日 第二十九回支會役員協議會を、東京中央會事務所に開催
  - 一月二十三日 長野縣に産業組合課設置さる
  - 四月二十五日 東京、中央會事務所に於て第三十回支會役員協議會開催

- 四月二十六日 第二十四回全國産業組合大會を東京市青山日本青年館に於て開催、來會者三千名、審議委員設置
- 四月二十八日 道府縣區域信聯協議會を中央會事務所に於て開催
- 四月 月 雜誌「協同組合運動」發行さる
- 五月二十五日 關東州金融組合公布
- 八月五日 埼玉縣産業組合婦人協會創立同縣區域の婦人會の始めとす
- 九月三十日 長野縣産業組合青年聯盟創立
- 十月十一日 第六回全國市街地信用組合協議會を廣島市に開催
- 十二月十二日 中央會事務所に於て第三十一回支會役員協議會開催
- 十二月十四日 中央會事務所に於て第二回支會主事々務打合會開催
- 十二月十八日 國際勞動局長アルベル・トーマ氏歡迎會を中央會主催の下に東京丸ノ内同氣俱樂部で開催
- 昭和四年
- 二月 月 山陰國民高等學校開校
- 三月二日 中央會販賣組合調査委員會生絲販賣組合調査を決定
- 三月十二日 産業組合講座第一巻發行
- 三月卅一日 養蠶並米作者應急資金、中小商工業者應急資金打切り
- 四月二十四日 第三十二回支會役員協議會を松江市興雲閣に於いて開催
- 四月二十六日 全國道府縣區域信用組合聯合會協議會を松江市興雲閣に於て開催
- 四月二十八日 第二十五回全國産業組合大會を、松江市城山に於て開催
- 四月二十七日 金融組合令改正さる
- 四月二十五日 養蠶組合中央會設立さる
- 五月十七日 道府縣産業組合及農業倉庫主任官協議會、農林省に於て開催さる
- 五月二十二日 第二回全國農業倉庫協議會を東京市赤坂區溜池町三會堂に於て開催
- 五月二十四日 第六回産業組合協議會を中央會事務所に於て開催
- 五月二十七日 全國電氣利用組合協議會を中央會事務所に於て開催
- 八月十八日 産業組合中央金庫「組合金融」を發行す
- 九月二十八日 全國道府縣區域販賣購買組合聯合會協議會を中央會事務所に於て開催
- 十月六日 第七回市街地信用組合協議會を中央會事務所に於て開催
- 十月六日 關東消費組合聯盟より加盟六組合脱退す
- 十月十四日 第一回全鮮金融組合大會京城漢江通、龍山偕行社に於て開催さる。中央會より佐藤參事出席
- 八月二十五日 八日 オーストリア國ウイナ市に於て第十三回國際産業組合大會開催さる
- 九月三日 五日 産業組合及肥料獎勵に關する道府縣主任官會議中央會議所に於て開催さる
- 九月六日 七日 第三十五回支會役員及主事協議會本會事務所に於て開催さる
- 九月八日 九日 第二回東部及西部聯合農業倉庫協議會委員協議會が中央會に於て開催され要綱及昭和六年の新米穀年度より事業を開始すべき方針を定む
- 九月十二日 大都市消費組合懇談會中央會に於て開催さる
- 九月二十九日 副會頭理事岡田良平氏本會々頭に就任
- 十月六日 月田理事副會頭に就任
- 十一月八日 英蘭卸賣組合理事トーマス・アレン氏英國經濟使節として來朝せるにつき、女子キリスト教青年會館に於て歡迎講演會及茶話會を開催す

- 十月二十八日 杉山孝平君逝去
- 昭和五年
- 一月十七日 第十八日 第五回全國生絲販賣組合協議會神戸市に於て開催さる
- 一月二十二日 第三十三回支會役員及主事協議會東京に於て開催さる
- 二月十五日 長野縣青年聯盟結成さる最初の全縣的青年聯盟なり
- 三月六日 第五回産業組合記念日全國に舉行さる
- 三月二十八日 第三十四回卒業式舉行
- 四月二十八日 第三十四回支會役員及主事協議會岐阜市縣會議事堂に於て開催
- 四月二十九日 全國道府縣區域信用組合聯合會協議會岐阜市縣會議事堂に於て開催さる
- 四月三十日 第二十六回全國産業組合大會岐阜市に於て開催さる
- 五月二日 道府縣區域信用組合聯合會事務取扱主任者會議、中央金庫の主催にて東京市丸の内に於て開催さる
- 五月二十七日 第七回産業組合協議會中央會に於て開催さる
- 六月十九日 産業組合中央會設立二十五周年記念論文當選者決定さる
- 八月一日 肥料配給改善助成規則發布さる
- 八月二十三日 志村會頭那須別邸に於て逝去さる
- 八月二十五日 八日 オーストリア國ウイナ市に於て第十三回國際産業組合大會開催さる
- 九月三日 五日 産業組合及肥料獎勵に關する道府縣主任官會議中央會議所に於て開催さる
- 九月六日 七日 第三十五回支會役員及主事協議會本會事務所に於て開催さる
- 九月八日 九日 第二回東部及西部聯合農業倉庫協議會委員協議會が中央會に於て開催され要綱及昭和六年の新米穀年度より事業を開始すべき方針を定む
- 九月十二日 大都市消費組合懇談會中央會に於て開催さる
- 九月二十九日 副會頭理事岡田良平氏本會々頭に就任
- 十月六日 月田理事副會頭に就任
- 十一月八日 英蘭卸賣組合理事トーマス・アレン氏英國經濟使節として來朝せるにつき、女子キリスト教青年會館に於て歡迎講演會及茶話會を開催す

### 第一節 第一序

## 第二節 昭和四年十月より昭和五年九月迄

この本年々鑑年度(即ち十月一日より翌年九月末日に至る)は都會に於ても、農村に於ても、世界經濟恐慌の影響を受けて、其の不景氣状態は一層進行した。産業は工業も農業も一般的に沈衰状態に向つてゐたのであるが、大工業は比較的其の瘡痍を受けることは少なかった。それは産業合理化の結果であるが、其の爲、非常に多くの失業者を生じ、六月に於て政府の計算に於ても三十五萬、又一般の計算に於ては新聞紙其他に於て傳ふる處に依れば秋には百萬を突破せり論ぜられてゐる。四年末から年初にかけて比較的高價格を維持した、獨占事業も、次第に内部の苦境から内部相互間の矛盾を生じ、例へば紡績、セメント、鐵のカルテル等に於ける如く、トラスト、カルテルの結合が弛んで來た傾向が見える。だがそれにしても、之等は其々の獨占價格と獨占利潤を相當に高く擧げてゐる。

農業の恐慌も亦國際的のものである。工業方面の不景氣と失業とは必然に一般民衆の購買力を甚大なる程度に於て低下

せしめたのであつて、農産物方面は、生産制限、合理化等の資本主義的方法が不可能である爲めに、非常な値下りを示した。繭價、米價等は未曾有の低落振を示めし、前者の如きは一貫目一圓内外の處多く、米價の如きは一石庭先賣十五六圓であるを傳へられてゐる。

畜産物は幾分かよかつたが、野菜や果實等も非常なる暴落である。農業者の困難は非常なるものである。物價は下りつゝあつたが、此の一年間に於ては、卸賣物價よりも、小賣物價の下り方は遙かに少なかった。

九月末に於ては、之等の傾向は進む共少しも後退の傾向は見えない。景氣好轉の様子は一向見られない。

此の中に於て産業組合はやはり、多かれ少なかれ其の影響を受けてゐるのであるが、其の爲めに中央會は不景氣對策の支會役員協議會の決議を發表して、組合員の一層の努力を警戒を促した。産業組合に於ては貯金額の減少又は増加率の減少、貸付金の増加、又は其の固定の傾向、購買額、販賣額の減少、其他になつて表はれてゐるのである。が、本年末

に於ては其の結果は如何なるものがあるか、次第に明瞭になつて來るであらう。農産物、殊に繭價と米價の暴落に對しては、政府は其の對策として絲價安定融資補償法を發布し後者に對しては九月迄にははつきりした對策を示し得なかつた。だが此の補償法が何程の効力があつたかはわからないが、事實としては千二百五十圓で補償を始めた頃には千百圓に、其實次第に下がつて、九月迄には五百圓位迄に下つた。従つて

農家の手離す繭は甚だしく下落して、肥料代にも當らない程に下つた。又政府は失業問題に對しても、根本對策を示し得なかつたのであるが、農民及勞働者の間には、小作爭議やストライキ等が、官廳の統計によつても、去年の同期よりも、増加せる如き有様である。

### 第二 昭和四年第四半期

(一九二九年十一月十二月)

以上の如き状態の下に於て、産業組合運動は如何なる動きを示したであらうか、其の中の主要な事件を適録することに依り以下に大體其の概要を示すであらう。

#### 第七回市街地信用組合協議會

本協議會は、昭和四年十月六日及七日の兩日東京赤坂溜池

三會堂に於て開催されたるのであるが、丁度世界經濟恐慌が米國の取引所の大恐慌に端を發して、世界にも日本にも波及し初めた當初である。勿論我國の不景氣は戦後大體に於て好景氣の波を経ずして慢性的に繼續し來たつたものであるが、その間に於て中小企業の經營は日に日に困難を極め、破産をするものも少なからず生じたのである。此の時に際して、本會議は行はれた。

當日は各府縣廳、支會、組合、聯合會の出席者二百三十六名に達し、頗る盛會であつた。農林省、大藏省より各係官派遣あり、中央金庫よりは八條理事長其他役員出席あり、本會よりは志立、月田理事の出席があつた。第一日は午前十時開會、二時半本會議を閉じ、委員會に入り、非常に熱心に討論をなし第一委員會の如きは五時過ぎ迄審議し、更に翌朝九時より小委員會を開き、成案を全委員會に謀り十二時終了した。

第二日は本會議を午前九時半より開き、大藏省富田理財局長の「金解禁問題について」を題する講演あり一旦休憩し、零時四十七分より再會、兩委員長の報告の後、會頭閉會の辭ありて閉會した。

本會議の中心問題は中小商工業者資金に關する問題であつ

た。其の問題及決議は左の如くである。

甲、中央會提出問題

- 一、現時ノ狀勢ニ鑑ミ中小商工業者資金ノ融通ヲ徹底セシムル爲メ市街地信用組合ノ執ルヘキ方策
- 【決議】 中小商工業者ニ對スル金融ヲ圓滑ナラシムルコトハ我カ國ニ於ケル當面ノ急要事ニシテ市街地信用組合ハ之カ爲メ益々其ノ機能ヲ發揮シ中小商工業者ノ金融ニ對シ一層ノ利便ヲ與ヘサルヘカラス之カ對策トシテ實行ヲ要スヘキ事項ハ左ノ如シ
- 一、昨年十月十、十一日廣島市ニ開催シタル第六回全國市街地信用組合協議會ニ於テ決議シタル左記事項ノ實行ヲ期シ庶民金融機關ノ本領ヲ發揮スルコトニ努ムルコト
- 1、區域内中小商工業者全部ノ加入ニ努メ以テ庶民金融機關ノ完成ヲ期スルコト
- 2、自己資金及組合員貯金ノ増加ニ依リ組合資金ノ充實ヲ期スルコト
- 3、延滞セル貸付金ノ回收整理ニ努メ組合財産ノ安固ヲ期スルコト
- 4、出資ニ對スル配當ヲ成ルヘク減少シ組合留保財産ヲ多クスルコト
- 5、特ニ小商工業者ニ對スル貸付及償還ニ付テ適當ナル方法ヲ講スルコト

- 6、貸付及手形割引利率ノ低下ヲ圖ルコト
- 7、大都市組合ハ區域ノ協定、組合員ノ整理、組合ノ分合等ヲ行フコト

二、左記方法ニ依リ中小商工業者ニ對シ特別資金ノ融通ヲ圖ルコト

- 1、本資金ノ貸付ヲ受クル者ハ商工業者ニシテ從來一ヶ年以上同一ノ業ヲ營ミ今後モ引續キ營業ヲ繼續スルノ見込アル組合員タルコト
- 2、資金ノ用途ハ原料及商品買入資金、其ノ他商工業上ノ運轉資金及工場又ハ店舗ノ新築、増築、改築及設備等ニ要シタル高利舊債ノ借換ヘニ限ルコト
- 3、組合員ニ對スル貸付ハ無擔保貸付ヲ原則トシ其ノ金額ハ二千圓以内トス擔保貸付ノ場合ニハ五千圓以内トスルコト
- 4、貸付利率ハ年八分以内トスルコト
- 5、貸付ノ場合ニハ確實ナル保證人一名以上ヲ立テシムルコト
- 6、擔保物件ハ左ノ種類ヲ認ムルコト  
土地、建物、機械、器具、船舶、工業原料、商品、有價證券、債權、預金、電話加入權等
- 7、貸付期間ハ五ヶ年以内トスルコト
- 8、本資金ノ貸付ヲ受ケタル組合員ハ貸付期間ニ相當スル元利均等ノ月賦償還又ハ期限及元金ニ相當スル月積立又ハ日積立貯金ヲナサシムルコト

三、前項ノ特別資金ニ付テハ毎年左ノ方法ニ依リ大藏省預金部ヨリ融通ヲ受クルコト

- 1、政府ハ中小商工業資金トシテ大藏省預金部資金ヲ特ニ低利ヲ以テ毎年必要ニ應ジ産業組合中央金庫ニ供給スルコト
- 2、産業組合中央金庫ハ直接又ハ府縣信用組合聯合會ヲ經テ市街地信用組合ニ貸付スルコト
- 3、特別資金ノ供給ヲ受ケタル市街地信用組合ハ同資金貸付額ニ對スル年利ノ四分ノ一以上ニ該當スル金額ヲ年々滞貸準備金トシテ積立ツルコト
- 4、本資金貸出利率八分ヲ政府ニ於テ認メラレサル場合ハ特別資金貸出金額ノ一割ニ相當スル損失補償ノ途ヲ講セラレタキコト

乙、出席者提出問題

- 一、信用組合ニ對シ中小商工業者融通資金供給方其ノ筋ニ要望ノ件
- 【決議】 五、六、七、一括可決
- (一) 政府ハ信用組合ニ對シ中小商工業資金融通ノ爲メ府縣又ハ産業組合中央金庫ヲ通シ五ヶ年間ノ定期償還ノ方法ヲ以テ新ニ五千萬圓ノ低利資金ヲ供給セラレタキコト
- (二) 本資金ニ對シ政府ハ府縣若クハ産業組合中央金庫ニ對シ一割五分ノ損失補償ノ途ヲ講セラレタキコト
- (三) 府縣若クハ産業組合中央金庫ニ於テ本資金貸出ノ場合ハ原則トシテ無擔保ヲ以テ供給セラレタキコト
- (四) 信用組合ニ於テ本資金貸出ノ方法ハ一世帯金二千圓以内トシ年賦償還ノ方法ニ依リ原則トシテ無擔保ヲ以テ貸出スモノトス
- 二、中小商工業者ニ對シ特別資金ノ融通ヲ其ノ筋ニ要望スルノ件

三、中小商工業者ニ對シ大藏省ヨリ貸出ノ低利資金ハ之ヲ全國市町村ノ信用組合ヲシテ取扱ハシムル様其ノ筋ハ陳情ノ件

- 四、中小商工業者ノ金融ヲ圓滑ナラシメ且ツ組合金融ノ機能ヲ發揮セシムル爲メ市街地信用組合ニ對シ補償制度ヲ設クル様其ノ筋ニ要望ノ件
- 【決議】 一、二、三、四、ハ一括可決
- 五、庶民金融ヲ圓滑ナラシムル爲メ信用組合聯合會ヲシテ手形ノ割引ヲ爲サシムル様法ノ改正ヲ要望スルノ件
- 六、信用組合聯合會カ所屬組合ノ爲メ手形割引ヲ爲シ得ル様速ニ法律改正方其ノ筋ニ要望ノ件
- 七、信用組合聯合會ニ手形ノ割引ヲ認メラル、様法ノ改正ヲ要望スルノ件
- 八、組合員ガ商取引上振出又ハ引受タル手形若クハ受取手形ニ對シ組合ガ裏書又ハ保證ヲ爲シ得ル方法如何
- 【決議】 中央會ニ其ノ研究ヲ一任スルコト
- 九、全國市街地信用組合間ニ於テ爲替取引開始ノ件
- 【決議】 「爲替取引開始促進方要望スルコト」ト修正可決
- 一〇、産業組合中央金庫ヲシテ長期年賦貸付ヲナシ得ル様速ニ法律改正方其ノ筋ニ要望ノ件
- 【決議】 可決
- 一一、産業組合中央金庫ヲシテ手形交換所ヘ速ニ加盟方要望ノ件
- 【決議】 可決

一、市街地信用組合ノ進展ヲ期スル唯一ノ方策タル送金及取立事務ノ普及徹底ヲ計ル爲メ中央金庫内ニ專任者ヲ設ケラル、様中央金庫ニ要望スルノ件

【決議】「本件ハ已ニ産業組合中央金庫ニ於テ實行シツ、アルモノナルヲ以テ其ノ教育ノ宣傳ニ努メラレタキコト」ト修正可決

一三、(削除)

一四、中央金庫ト各組合トノ取引ヲ圓滑ナラシムル爲メ各縣ニ支所ヲ設置セラル、様中央金庫ニ要望スルコト

(撤回)

一五、(削除)

一六、組合員外貯金ニ對スル供託金ハ從來現金又ハ國庫債券地方債券及聯合會貯金ニ限ラレ居リシモ甚ダ不便カラス依テ右代用トシテ農工債券及勸業債券産業債券拓殖債券興業債券ヲ以テ之ニ代用スルノ件

(撤回)

一七、從來組合員ヨリ債務保證トシテ差入ル、不動産抵當權設定ニ付テハ登録稅ヲ納入セシモ爾來此登録稅ヲ免除セラル、様其ノ筋ニ建議ノ件

一八、組合員對組合ヨリ貸付金擔保土地建物流レ込又ハ競賣ニ依リ組合所有トナリタル物件ニ對シ從來登録稅及縣稅不動産取得稅及市町村附加稅ヲ課セラレ居ルモ爾來該稅ヲ免除セラル、様其筋ニ建議ノ件

【決議】一七、一八、中央會ニ於テ研究ノコト

六問題あり、内二間は中央會問題に一括可決され、一間は削除され、他の二間は神戸に絲聯支所を設置することに依つて可決された。

次ぎは一月二十二、二十三日の兩日東京に於て開催された第三十三回支會役員協議會であつて、其の問題及決議左の如くである。

### 第三十三回支會役員及主事協議會

(昭和五年一月二十二、二十三日日本會事務所に於て開催)

#### 甲、中央會提出問題

産業組合ニ依ル肥料配給ノ統制

【決議】

第一 産業組合ニ依リテ肥料配給ノ統制ヲ期スルカ爲メ實行ヲ要ス

(キ事項左ノ如シ)

一、農村産業組合ハ組合員ノ増加ニ努メ區域内農業者ノ全部ヲ組合員トナスコト

二、農村産業組合ハ普ク購買事業ヲ經營シ、積極的方策ヲ講シテ組合員ノ使用スル肥料ノ全部ヲ組合員ニ於テ取扱フコト

三、農村産業組合ニテ取扱フ肥料ハ總テ府縣購買組合聯合會ヨリ配給ヲ受クルコト、ナシ府縣購買組合聯合會ハ全國購買組合聯合會ト協定シテ全國的ニ肥料配給ノ統制ヲ期スルコト

一九、從來産業組合全國大會ヲ初メ各地大會協議會等ニ於テ決議要望セラレタル事項ヲ實現スル爲メ速ニ産業組合法規ヲ適當ニ改正セラレンコトヲ更メテ本會ノ決議ヲ以テ主務官廳ニ要望スルコト

【決議】「從來本會ニ於テ可決サレタル法規改正及其他ノ事項ヲ速ニ實現セラレンコトヲ主務官廳ニ要望ス」ト修正可決

二〇、市街地信用組合ノ常務理事(組合員、事務、常務ノ如キモノ)ノ解任ハ認可制度ニナス様其ノ筋ニ建議スルコト

(撤回)

### 第三 昭和五年第一四半期

(一九三〇年一—三月)

本四半期に於ては一月十一日に於て金解禁を實行し、我國經濟界の大問題を一步進めた。だが豫期の如く貿易は好轉せず、一般物價は急速な下落を辿り、生絲も漸く千圓臺を割るに至つた。此の間産業組合界に起つた事としては、一月十七日より十八日の二日間に亘つて神戸市に於て開催された第五回全國生絲販賣組合協議會であつて、全國製絲組合關係者約七十名出席し、尙ほ各關係官廳より係官出席、經過報告ありて、協議問題に移つた。中央會よりは「産業組合製絲の現狀に鑑み之が發達上實行を要する主要事項」である經營基準の點、組合員の製絲組合に對する教育の點、其他供繭、上級聯合會との關係、絲聯への全額出荷の問題、政府に對する要望等を決議したのである。組合側からの提出問題に對しては、

四、全國購買組合聯合會ノ出資額ヲ増加スルノ必要ト全國ノ購買事業ヲ行フ産業組合ヲシテ全國的聯合運動ノ意識ヲ明確ナラシムル爲メ資産狀態ニ於テ可能ナル産業組合ハ出來得ル限り全國購買組合聯合會ニ加入スルコト

第二 前記各事項ノ實行方法左ノ如シ

一、區域内農業者ノ全部ヲ農村産業組合ノ組合員トナスカ爲メ支會ハ組合員ヲシテ役員會ヲ開催セシメ左記事項ノ實行ニ付協議シ出來得ル限り早ク全部加入ヲ實現スルコト

1、産業組合設立ノ趣旨、事業ノ狀況等ヲ未加入者ニ周知セシムルコト

2、役員會、信用評定委員等ヨリ擔當者ヲ定メテ各部落別ニ未加入者ニ對シテ加入勸誘ヲナシ之ヲ加入セシムルコト

3、全部加入ヲ實現シタル場合ニ於テハ必要ニ應ジ從タル事務所又ハ出張所ヲ設置スルコト

4、加入金ヲ免除又ハ輕減シテ加入ヲ容易ナラシムル様持分算定方法ヲ改ムルコト

5、特別ノ事情ニ依リ到底加入ノ困難ナル地域アル場合ニ於テハ支會ハ適當ナル方法ヲ講究スルコト

6、全部加入ノ實行ニ付テハ町村役場、農會等ニ協力ヲ求ムルコト

二、組合員ノ使用スル肥料ノ全部ヲ農村産業組合ニテ取扱フガ爲メ組合ハ左記事項ヲ實行スルコト

1、組合ハ町村農會ト協力シテ各組合員ノ一ケ年間ニ使用スル

作物別ノ肥料ノ種類及數量ヲ調査スルコト  
 2、組合ハ町村農會ト協力シ前項ノ調査ニ依リ各組合員ノ使用スル肥料ノ全部ヲ組合ヨリ購入スル様勸奨シ其ノ取纏メ、配給及施肥ノ指導等ニ付テハ町村農會ノ協力ヲ得ルコト

3、組合ハ村農會ノ經費ニ對シ相當ノ寄附ヲナスコト

三、組合ニ於テ取扱フ肥料ハ總テ府縣購買組合聯合會ヨリ供給ヲ受クルコト、ナシ府縣購買組合聯合會ハ全國購買組合聯合會ト協定シテ地理的關係上當分ノ間特ニ單獨購入ヲ有利トスルモノ、外ハ總テ全國購買組合聯合會ヨリ供給ヲ受クルコト

四、配給肥料ニ付テハ支會及府縣購買組合聯合會ニ於テ府縣肥料官吏、農事試驗場及縣農會等ト協定シテ各作物ニ對スル特定肥料ノ地方別配合方法ヲ決定シ全國購買組合聯合會ニ通知スルコト

五、全國購買組合聯合會ノ機能ヲ發揮セシメンカ爲メ出資總額ヲ五百萬圓以上ニ増加スルコト、ナシ速ニ具體的實行計畫ヲ樹テ之カ實現ヲ期スルコト

乙、會員提出問題

一、各支會ニ有スル産業組合主義宣揚ノ活動寫眞映畫ノ配給ヲ中央會ニ於テ統制セラレタキ件

決議ヲ行ハス打合ヲナセリ

二、産業組合法發布三十周年記念事業トシテ採ルヘキ方法如何

【決議】各支會ニ於テ適當ニ考慮スルコト

三、産業組合歌及同舞踊普及ニ關スル件

三、第二十六回全國産業組合法大會ニ關スル件

會場ノ都合ニヨリ、出席者ヲ制限シ、縣外出席者ハ一千五百名ニ限定セルヲ以テ、出席希望者ニ付テハ、出席確實ナルモノヲ本會ヨリ割當タル員數以內ニ於テ決定セラレタシ

四、全國産業組合法大會並中央會開催各種協議會提出問題ニ關スル件

從來各支會、又ハ組合ヨリ提出セラル、諸問題ニ付テハ重要ナルモノ少カラザルト共ニ、時ニ或ハ産業組合ノ本質上面白カラザルモノアリ、又或ハ其ノ主旨ニ於テ不可ナキモ到底其ノ實現ノ困難ナルコト分明ナルモノモ亦少カラズ、依テ今後ハ原則トシテ提出問題ハ各府縣下大會若クハ協議會又ハ地方的産業組合協議會ニ於テ協議決定セラレタル問題ニ限定シ、提出セラル、様取扱ハレタク尙ホ其ノ協議方法ニ付テモ一層慎重ナル方法ヲ取ラレタシ

五、支會主催教育者産業組合講習會ニ關スル件

本講習會ハ、昭和二年以來毎夏之ヲ行ヒ、其ノ効果相當少カラザルモノアリト認ムルニ付テハ未ダ之ヲ開催セラレザル府縣ニ於テハ適宜其ノ計畫アリタキト共ニ、既ニ開催アリタル府縣ニ於ケル今後ノ本講習會ニ對シテハ本會ノ經費ノ都合上從來ノ如ク必ず本會ヨリ講師ヲ派遣スルコトハ困難ナルコトアルベキヲ以テ豫メ了承セラレタシ

六、前同ニ於テ決議シタル協議問題ノ實行ニ關スル件

(イ) 購買、販賣事業ノ進展ニ關スル事項

(ロ) 産業組合教育委員設置ニ關スル事項

七、産業組合製糸ニ關スル件

【決議】中央會及東京支會ニ於テ盡力スルコト  
 尙ほ本協議會に於ては、産業組合の狀態に鑑み、次の如き打合せをなした。

第三十三回支會役員及主事協議會打合事項

一、昭和五年度大會及協議會ノ件

1、第二十六回全國産業組合法大會

昭和五年四月三十日五月一日岐阜市公會堂ニ於テ開會五月三日ハ

視察

2、第三十四回支會役員及主事協議會 四月二十八日、二十九日岐阜市ニ於テ開會

3、第三十五回支會役員及主事協議會 昭和六年一月下旬本會事務所ニ於テ開會

4、第七回産業組合協議會 五月中本會事務所ニ於テ開會

5、第八回市街地信用組合協議會 時期開催地未定

6、大都市購買組合協議會 時期未定、本會事務所ニ於テ開會

二、昭和五年度講習會ニ關スル件

1、第十八回産業組合長期講習會 九月十日ヨリ三ヶ月間本會事務所ニ於テ開會

2、第七回産業組合實務講習會 六月一日ヨリ一ヶ月間本會事務所ニ於テ開會

3、産業組合婦人講習會 時期開催地未定

八、全・聯・聯ニ關スル件

九、第五回産業組合記念日用ホスターニ關スル件

本月十七日、十八日神戸市ニ於テ開催シタル第五回全國製糸販賣組合協議會ニ於テ別紙ノ通り決議シタルヲ以テ各支會ニ於テハ之ガ遂行ニ付テ大ニ考慮ヲ拂ハレタシ

一〇、第五回産業組合記念日パンフレットニ關スル件

全國的ニ、組合宣傳ノ力ヲ統一シ普及セシムル必要アルヲ以テ毎年通り發行スルモノナレバ今年モ尙一層御利用相成度シ價格ハ普及ヲ旨トシテ印刷ニ於テモ定價ニ於テモ一層ノ注意ヲ加ヘ一般賣價一枚五錢、支會ハ一枚三錢トス

一〇、第五回産業組合記念日パンフレットニ關スル件

那須博士ノ昨春全國産業組合大會ニ於ケル講演原稿ニ付キ同博士ノ修補ヲ經テパンフレットヲ作製シ、實費ヲ以テ配布セントス之亦記念日用トシテ利用スル様御勸奨アリタシ

一一、第五回産業組合記念日ニ於ケルラヂオ放送ニ關スル件

記念日ニ於ケル放送ニ付テハ、J・O・A・Kハ志立理事講演ノ豫定ナルガ地方放送局所在地ニ於テハコレガ中繼放送セラル、カ、若クハ適當ナル人ノ産業組合ニ關スル講演放送有之様御配慮アリタク其ノ場合ニ於テハ直接放送局へ御交渉アリタシ

一二、産業組合年鑑及産業組合講座ニ關スル件

1、右二出版共組合運動ノ爲メニハ極メテ重要ナルモノナレバ一層其ノ普及ヲ圖ラレタシ  
 講座代金ノ收納ハ相當好成绩ナルモノ尙ホ充分ナラザル地方ニ於テハ御盡力アリタシ追テ年鑑ノ定價ハ八十錢(送料共)ナリ



2、講座増刊ノ件

産業組合講座ハ初巻以來豫定三百頁ヲ常ニ超過シ平均三百七十頁ニ及ビツ、アリ、尙ホソレニテモ既定ノ巻數ニテハ收マラヌコトニナリ、且又當初ノ計畫内容ニテハ産業組合ノ講座トシテ十分ナラザルコトヲ認メタルヲ以テ此ノ際増刊ヲ決行スルコト、ナレルハ既ニ支會ニ通知シタル通りナルヲ以テ増刊ノ分ニ對シテハ既刊分ト同様十分御盡力アラシムコトヲ望ム

3、講座定價ノ分册販賣セズ

前十巻ヨリノ繼續申込者ニシテ分割拂ノ場合ニ於テハ賣價一圓ナルモ申込金ハ前回ノモノヲ新豫約ノ方ニ充當スルモノトス尙凡テ一時拂ノ分ニ對シテハ五巻代金ハ四圓七拾五錢(支會ヘハ四圓五拾錢)

三、本會會報ニ關スル件

(イ) 會報其他本會出版物ノ記事ハ支會、組合、組合關係者ニ於テ之ヲ印刷物ニ適宜轉載、利用セラル、ハ、本會トシテ寧ろ歡迎スル處ナルモ其ノ際ハ本會發行ノ印刷物ヨリ轉載セシモノナル旨ヲ明記セラレタシ

(ロ) 會報ニ對シテハ各縣ノ指導者諸君ノ積極的投稿ヲ期待ス

四、調査事項ニ關スル件

目下調査中並ニ新計畫中ノ主要ナルモノノ左ノ如シ

- 1、農業倉庫火災保險調査
- 2、我國産業組合ノ國民經濟ニ於ケル地位ニ關スル調査
- 3、農村購買組合調査

4、漁村産業組合調査

5、産業組合關係諸團體調査

6、産業組合青年ノ運動ニ關スル調査

一五、家の光普及ニ關スル件

來年度ハ一組合平均十部ノ割合ヲ以テ、購讀部數ノ増加ヲ圖リタキニ付キ充分ノ御援助アリタシ、尙ホ來年度ニハ家の光大會ニ對スル補助金交付ハ中止スル豫定ナリ

一六、監査ニヨル整理願未報告ノ件

本會ノ監査ヲ執行シタル組合中其後ノ整理未了ノモノニ對シテハナレバ迅速ニ整理ヲ遂ゲ其ノ願未ヲ本會ヘ報告セシムル様一層ノ配慮アリタシ、殊ニ表彰組合中整理未了ノモノニ對シテハ一層嚴重ニ指導セラレ到底整理ノ見込ナキモノニ付テハ表彰組合名簿ヨリ削除スルコト、ナシタシ

一七、本會會費増額ニ關スル件

本會々費ノ増額ニ付テハ既ニ昭和三年十二月開會ノ支會役員協議會ニテ各位ノ審議ヲ煩シタルトコロナルガ本會ハ本年ノ通常總會ニ於テ定款第六條ノ改正案ヲ提出シテ正會員タル組合ノ會費ヲ十圓(四圓増加)聯合會ノ會費ヲ三十圓(十二圓増加)ニ増加シ昭和六年會費ヨリ實行セントス、各位ハ豫メ選出代表者ニ對シテ充分ナル諒解ヲ與ヘラカレタク尙増額ノ會費徵收ニ付テハ從來通り圓滿ニ徵收ナシ得ラル、様御配慮アリタシ

一八、支會交付金及講習會實地指導費領收書ニ關スル件

一九、産業組合學校ニ關スル件

され、一般的に謂つて前年度に比しより盛大なつた。

【第四 第二四半年(一九三〇年四月—六月)】

本四半年に於ても、經濟恐慌は進むも、好轉する様子はなかつた。一般に價格は下落の傾向を辿つたが、それは工業原料品及卸賣價格に止まり、一般に小賣價格には比較的影響は少かつた。本時期の終りから第三四半年の初め頃、米價が一時的に騰貴したが、それは經濟全般の好轉は、何等の影響はなく、極めて一部の一時的の現象たるに過ぎなかつた。

此の期間の劈頭に於ける最重要事件は、四月末の第二十六回産業組合大會を中心とする一聯の會合である。大會及其他の會の経過、決議は如何なるものであつたかを略述しよう。

第三十四回支會役員及主事協議會

本協議會は四月二十八日及二十九日の兩日に亘つて、岐阜市縣會議事堂に於て開催された。本會は第一日に於て中央會より提出せられたる「産業組合ニ依ル肥料配給ノ實行方法ニ關スル協議」ニ云ふ問題を提出した。現下の農村不況が工業の如き集中的な統制をなし得ず、合理化を急速に進め得ざる事に存するのであるから、農業生産に極めて重要な部分を占めてゐる處の肥料の統制を農民の手に依つてなし得るならば、農業問題にまつて有利なる結果を及ぼすであらう云ふので

昭和五年度入學志願者ノ選抜ニ付テハ、昭和四年度同様ナル方法ニヨリ選抜スベキニヨリ支會ニ於テハ學校設立ノ趣旨ニ適ヒタル優秀ナル者ヲ推薦セラレタク卒業後就職ヲ目的トスルガ如キモノハ避ケラレタシ、學校寄宿舎ハ志村會頭之ヲ府下千歲村ニ建設シテ本會ニ無償貸與セラレ昨年九月ヨリ生徒ヲ收容シ得ルニ至レリ、而シテ生徒ハ必ず入舍セシムベキ方針ナルヲ以テ入學志願者ニハ其ノ旨傳達セラレタシ

二〇、臺灣産業組合視察團組織ニ關スル件

臺灣産業組合視察ノ希望者四十名乃至五十名ニ達スレバ、本年十月、十一月ノ頃門司ヲ基點トシテ往復二十五日間一人當リ旅費三百五十圓ノ豫定ヲ以テ臺灣産業組合視察團ヲ組織シ臺灣視察ヲナサントス此の如き農村に於ける深刻なる經濟狀態を前にして、産業組合内の青年が次第に目醒めて刷新的意氣を得來たり、其の主旨によつて團結し來たつたのは實に喜ぶべき現象であるが、長野縣の青年は方々より次第に各郡單位に於て結合し來たつたのであるが、本年二月十五日は遂に、全縣的なる規模に於て青年聯盟が結成された。最も鋭く最も徹底的に運動を批判し且つ此の批判に基いて行動し得るのは、實に組合青年をおいて他には無いのである。此の最初の全縣的青年聯盟が結成されたるを機に、眞實の振興刷新の要素としての青年運動が叫ばれ出したのは、誠に理の當然とする處である。此の三月六日には例に依つて第五回産業組合記念日が舉行

ある。此の問題については已に一月の本會に於て一應の決定を見たのである。其處で全購聯の出資を五百萬圓に増資するについて各組合及聯合會に對する割當を如何にして、實現するかを協議したのである。けれ共、そは、肥料の統制、即ちカルテル的な高度の方法が採用されるわけではなくて、農林省の肥料配給助成に相應する處の方策である。即ち農業の合理化としての經營の改善の中の一項目をなす方策である。各農林主事及中央よりの出席者の間に質問討論在り、意見の交換をなした。

第二日の會議は事務打合であつて、其の概要は左の如くである。

**第三十四回支會役員及主事協議會打合事項**

- 一、協議會及講習會ノ件
  - 1、第七回産業組合協議會  
五月廿七、八、九日中央會事務所ニ於テ開催
  - 2、第八回市街地信用組合協議會  
本年十一月京都ニ於テ開催ノ豫定
  - 3、第十回婦人講習會  
本年七月開催ノ豫定ナリ開催地詮衡中
- 二、講師派遣ノ件  
五月上旬ヨリ八月下旬ニ至ル講師派遣ノ件御報告少ナキモ派遣ノ都

合モアレバ至急御報告アリタシ

**三、臺灣産業組合視察團ノ件**

豫テヨリ計畫中ノ本件臺灣トノ打合其他準備ノ都合モアレバ其ノ後ノ地方ノ希望状況承知致シタシ

**四、全國購買組合聯合會ノ件**

目下調査中並新計畫中ノ主要ナルモノ左ノ如シ

**五、農業倉庫火災保險調査ノ件**

完成豫定ハ本年七月ナルガ現在ノ状況次ノ如シ  
發送合計表數 三、六七八(本支庫合計)

報告表數 二、五二七

未報告表數 五〇六

調査完成數 二二

尙ホ調査原票送附ノ不十分ナル府縣左ノ如シ

福岡、山口、兵庫、愛知、茨城、北海道、愛媛

**2、我國産業組合ノ國民經濟ニ於ケル地位ニ關スル調査**

報告府縣三十四、未報告縣十三アリ未報告府縣ハ可及的速カニ調査ノ上報告セラレタシ、大會終了後ハ直チニ整理集計ニ着手スル豫定ナリ

**3、農村購買組合調査**

上記二調査ハ近ク支會ヲ通シテ調査スベク其ノ節ハ御盡力ヲ願ヒ

**4、漁村産業組合調査**

タシ

**5、産業組合青年運動ニ關スル調査**

青年運動ハ産業組合ノ振興刷新ノ爲メニモ重要ナルモノナレバ近ク調査ヲ開始スル豫定ナリ

**6、第三回市街地購買組合調査ニ關スル件**

本年六月頃開始スル豫定ナリ

**六、本會々報ニ關スル件**

會報ノ指導的機關誌タル任務益々完成セシム可ク論說又ハ地方記事ヲ積極的ニ投稿セラレムコトヲ希望ス

**七、「家の光」ノ件**

「家の光」ハ一層普及ヲ徹底シタキニツキ十分援助アリタシ特ニ「家の光讀組合」ノ設置勧誘ヲ望ム

**八、購買組合講習會ノ件**

昨年度開催ノ本講習會ハ本年度ニ於テモ引續キ四ヶ所ニ於テ開催ノ豫定ナリ

**九、購買組合協議會ノ開催ノ件**

本會ニ於テハ會場費五十圓ト講師ノ費用ヲ支出スベシ  
本年度中全國六ヶ所ニ於テ本協議會開催豫定ニツキ希望ノ向ハ至急申出アリタシ  
會場費五十圓ヲ補助スベシ  
尙、市街地購買組合ノ協議會ニツイテノ質問アリ、之ハ大體今秋位

ニナルト思フモ、ソレハ全國的ノモノデナク東京、大阪、神戸アタリノ組合ヲ中心トシテ仕事ヲヤツテキル人ヲ中心トシテ懇談ヲナス考ヘナリ、純然タル市民組合、廣イ意味ノ労働者ノ組合ヲ意味スルナリ、福岡ノ三池ノ組合等ガ参加セラル、ハ差支ヘナキ事ト思フ、又第一回トシテハ仕入取扱物品經營方法等ガ問題タルベシト豫測ス、又福岡等ノ問題ハ適當ニ書イテ頂イテ會報等ニ發表シタイト思フ

**一〇、會費ノ件**

明年度ヨリ年額聯合會ハ三十圓ニ組合ハ十圓ニ増額スルコト、ナリタルトキハ徴收ニ當リ若シ月割ヲ以テ納付スル場合ハ計算上端數ヲ生ジ整理上煩鎖ニ付本年度分ノ會費ハ徴收ニ際シテハ昭和五年十二月迄ノ分ヲ納入スル様可成ニ取扱ハレタシ

**一一、農業倉庫講習會ノ件**

今年度ハ大津市、福島市、富山市、徳島市、熊本市ノ五ヶ所ニ開催ノコトニ決定セリ

**一二、監査豫定計劃ニ關スル件**

昭和五年五月ヨリ同年十二月ニ至ル間ニ於テ左記二十四府縣ノ組合監査ヲ行フ豫定ナリ

北海道	青森	兵庫	岡山	廣島	和歌山
長崎	佐賀	山梨	宮崎	京都	神奈川
高知	愛媛	群馬	山形	秋田	大阪
茨城	福島	栃木	新潟	富山	東京

**一三、産業組合學校ノ件**

一、第四期生徒中規定ノ課程ヲ修了シタル者三十一名ニ對シ本年三

月二十八日卒業證書ヲ授與、創立以來ノ卒業生八百十二名ヲ算スルニ至リタリ

一、本年度入學志願者百五十餘名ニ達シ生徒定員三十名ヲ嚴選、四月八日ニ召集、口頭試問及身體検査ノ上入學ヲ許可シ十日ヨリ全部寄宿舎ニ收容セリ

**全國道府縣區域信用組合聯合會協議會**

四月二十九日の午前及午後引續いて岐阜市縣會議事堂に於て本協議會が開催された。開會に先ち中金理事長八條氏より中金今後の方針につきて挨拶あり、終つて直ちに議事に入る其の問題は左の如し。

**甲、中央會提出問題**

- 一、經濟界ノ現状ニ鑑ミ組合金融ヲ圓滑ナラシムル爲メ信用組合聯合會ニ於テ特ニ留意スヘキ事項如何
- 【決議】我國經濟界ノ現状ハ各種産業萎靡振ハス資金偏在シテ普ク資本ノ用ヲ爲サス加フルニ銀行ノ合併ハ漸次小産者トノ關係ヲ隔離シ都鄙ヲ通シテ其ノ困憊愈々甚タシキモノアリ此秋ニ當リ資金ノ疏通ヲ計リ中小産者ノ活動ヲ促スハ刻下ノ急務ナリ是ニ於テ産業組合ハ系統的ニ左記事項ノ實行ニ努メ益々本來ノ機能ヲ發揮センコトヲ期ス
- 一、左記資金ノ融通ハ此際特ニ意ヲ用フルコト
- イ、生産資金中肥料資金、原料資金、機械器具資金

- ロ、生産物資金中米穀及繭絲ニ對スル資金
- ハ、中小商工農資金
- ニ、組合及組合員ノ高利借換資金
- 二、所屬組合ノ銀行取引ヲ産業組合中央金庫又ハ信用組合聯合會ニ轉換セシムル様努ムルコト
- 三、資金ノ融通ハ其ノ用途ニ適切ナルヲ期スルコト
- 四、貸付ハ擔保及保證人ニ偏重セサル様注意スルコト
- 五、系統的金融ニ緊切ナル中央金庫ノ小切手代拂及代金取立ヲ活用シ爲替業務開始ノ促進ヲ期スルコト

**乙、會員提出問題**

- 一、近ク大藏省預金部ヨリ供給セラルヘキ中小商工農資金中、中央金庫並道府縣信用組合聯合會ヲ經テ信用組合ニ貸付クルモノニ付テハ高利借換資金ニ準シ中央金庫ヨリ聯合會ニ一年一厘ノ手数料ヲ交付セラルル様中金當局ニ於テ考慮セラレタキコト

【可決】

東京府信用購買組合聯合會

**第二十六回全國産業組合大會**

四月三十日より五月二日に亘り全國産業組合大會は、岐阜市に於て開催された。本大會は、其の審議委員會が例年に比して一層熱心の度を加へて來たつた事が注意されなくてはな

ナサントス

【決議】本大會ハ刻下ノ狀勢ニ鑑ミ購買事業、販賣事業ニ付テ特ニ全國的統制ヲ期スル爲メ産業組合及聯合會カ先ツ其ノ主力ヲ集中スヘキ方面ニ關シ左記事項ヲ決議シ其ノ實行ヲ期ス

**第一實行事項**

- 一、産業組合ニ依ル肥料ノ配給
- 二、産業組合ニ依ル米穀ノ販賣
- 三、産業組合ニ依ル日用品ノ配給

**第二實行方法**

- 一、産業組合ニ依ル肥料配給ノ統制ヲ期スル爲メ組合及聯合會ニ於テ實行ヲ要スヘキ事項左ノ如シ
  - (一) 組合員ノ使用スル肥料ノ全部ヲ産業組合ニテ取扱フカ爲メ組合ハ左記事項ヲ實行スルコト
  - 1 組合ハ各組合員ノ一ヶ年間ニ使用スル作物別ノ肥料ノ種類及數量ヲ調査スルコト
  - 2 組合ハ前項ノ調査ニ依リ各組合員ノ使用スル肥料ノ全部ヲ組合ヨリ購入スル様勸奨シ其ノ取纏メ配給及施肥ノ指導等ヲ行フコト
  - 3 前各項ノ實行ニ付テハ組合ハ農會ノ協力ヲ受クルコト
- (二) 組合ニ於テ取扱フ肥料ハ總テ府縣購買組合聯合會ヨリ供給ヲ受クルコトトナシ府縣購買組合聯合會ト協定シテ地理的關係上當分ノ間特ニ單獨購入ヲ有利トスルモノノ外ハ總テ全國購買組合聯合會ヨリ供給ヲ受クルコト

らない。今年度の大會は、農村の深刻なる不況に當面して、購買、販賣の事業組合の進展を、其の第一の問題とした點を強調されなくてはならぬ。即ち肥料配給の米穀販賣、日用品の配給の統制をかゝげ、又、支會よりは、全販聯の確立の問題等が出る。其の問題及決議の概要左の如くである。

出席者三十餘名にして、一日雨降りであつたに拘らず大會場及附屬催物も、非常なる成功であつた。

**甲、中央會提出協議問題**

- 一、刻下ノ狀勢ニ鑑ミ購買販賣事業ニ關シ特ニ全國的統制ヲ要スヘキ事項及其ノ實行方法如何
- 【理由】我國ノ産業組合ハ信用事業ニ於テ既ニ相當ノ發達ヲ示シ居レリト雖購買販賣事業ニ付テハ尙未タ不振ノ狀態ニアリ、之カ爲メ組合員ノ産業及經濟ノ發達ヲ圖ル上ニ於テ遺憾ノ點少カラサルヲ以テ第二十五回全國産業組合大會ハ購買事業、販賣事業ノ進展ニ關シ實行ヲ要スル事項ヲ決議シ爾來組合及聯合會ハ決議事項ノ實行ニ付テ努力ヲ拂フニ至リ其成績多少見ルヘキモノアルニ至レリ、然リト雖購買事業、販賣事業ノ進展ハ種々ナル困難ト支障ヲ伴フモノアリ且ツ其ノ成功ハ主トシテ聯合會ノ活動ト其ノ利用ニ俟タサルヘカラス故ニ組合及聯合會ハ先ツ主要ナル方面ニ向テ其ノ主力ヲ集中シ全國的ニ之カ統制ヲ期スルコトヲ企畫スルヲ以テ事業進展上最モ宜シキヲ得タルノ方策ナルヘシト信シ之カ攻究ヲ

- (三) 配合肥料ニ付テハ支會及府縣購買組合會ニ於テ府縣肥料官吏、農事試驗場及府縣農會等ト協議シテ各作物ニ對スル特定肥料ノ地方別配合方法ヲ決定シ全國購買組合會ニ通知スルコト
- (四) 全國購買組合聯合會ノ機能ヲ發揮セシメンカ爲メ出資總額ヲ五百萬圓以上ニ増加スルコト
- (五) 產業組合ハ組合員ノ増加ニ努メ成ルヘク區域内農業者ノ全部ヲ組合員トナスカ爲メ組合ハ役員會ヲ開催シ左記事項ノ實行ニ付協議シ其ノ實現ヲ期スルコト
  - 1 產業組合設立ノ趣旨、事業ノ狀況等ヲ未加入者ニ周知セシムルコト
  - 2 役員會信用評定委員等ヨリ擔當者ヲ定メテ各部落別ニ未加入者ニ對シテ加入勸誘ヲナシ之ヲ加入セシムルコト
  - 3 必要ナル場合ニ於テハ從タル事務所又ハ出張所ヲ設置スルコト
  - 4 加入金ヲ免除又ハ輕減シテ加入ヲ容易ナラシムル様持分算定方法ヲ改ムルコト
  - 5 特別ノ事情ニ依リ加入ノ困難ナル地域アル場合ニ於テハ支會ト協議シテ適當ナル方法ヲ講究スルコト
- (六) 全購聯ハ肥料ノ自己生産ニツイテ調査研究ヲ行フコト
- 二、產業組合ニ依ル米穀販賣ノ統制ヲ期スルカ爲メ組合及聯合會ニ於テ實行ヲ要スヘキ事項左ノ如シ
  - (一) 全國ヲ區域トスル米穀ノ販賣ヲ主トスル販賣組合聯合會ヲ左記要項ニ依リ設立ヲ期スルコト
    - 1 府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會(兼管包含)ヲ以テ構成スルコト但シ府縣ヲ區域トスル販賣組合ノ設立ナキ府縣ニ於テハ當分ノ間郡又ハ數郡區域ノ販賣組合聯合會ノ加入ヲ認ムルコト
    - 2 全國聯合農業倉庫ヲ經營スルコト
    - 3 東京ニ主タル事務所大阪ニ從タル事務所ヲ置キ尙必要ナル地方ニ出張所ヲ置クコト
    - 4 先ツ東京及大阪ニ農業倉庫ヲ建設シテ米穀ノ保管、金融及販賣ヲ行フコト尙販賣ニ必要ナル諸般ノ調査、相場ノ通報等ハ之ヲ行フコト
    - 5 前項農業倉庫ノ建設資金ニ對シテハ特別ノ補助ヲ政府ニ要望スルコト
    - 6 保管米穀ニ對スル金融販賣代金ノ送金ハ產業組合中央金庫ヲ利用スルコト

- 三、產業組合ニ依ル日用品配給ノ統制ヲ期スル爲メ組合及聯合會ニ於テ實行ヲ要スル事項左ノ如シ
  - (一) 都市ニ於ケル購買組合ノ發達ヲ圖ル爲メ左ノ事項ヲ實行スルコト
    - 1 組合員數ノ増加ヲ圖リ組合員ノ集中シタル地域ニ於テ組合店舗設置ニ努ムルコト
    - 2 都市ニ於テ一定數以上ノ購買組合存在スル場合ニ於テハ特ニ地方的聯合會ヲ組織シテ事業經營上ノ便利ヲ期スルコト尙聯合會ヲ設立スルニ至ラサル場合ニ於テハ共同仕入ノ方法ヲ考究實行スルコト

ルコト

- 愛知縣 碧海郡 購販聯
- 京都府 購販聯
- 鳥取縣 販聯
- 岡山 支會
- 山口縣 穀物販聯
- 宮崎縣 販利聯
- 愛媛縣 購販聯

- 3 組合員ノ訓練ニ努メ特ニ婦人ニ對スル產業組合教育ノ施設ニ力ヲ盡シ組合婦人會ヲ組織シテ組合精神ノ普及徹底ト組合事業ノ實際化ヲ圖リ進ンテ婦人ヲシテ事業經營上ニ參加セシムルノ方法ヲ講スルコト
- (一) 農漁村ニ於ケル購買組合ハ先ツ主タル日用品ニ付テ其ノ取扱ヲ開始シ之カ供給ニ付テハ地方的及全國購買組合聯合會ヲ利用スルコト
- (二) 購買組合ハ地方的聯合會及全國購買組合聯合會トノ聯絡ヲ密接ニスルト共ニ生産者ノ產業組合及聯合會其ノ他生産者團體トノ聯絡ヲ圖リ之ト取引ヲナスコトニ努メ必要ニ應ジ之等諸團體ヨリ成ル委員會ヲ設置シ相互取引上必要ナル事項ニ付キ協議スルコト

乙、會員提出問題

- 一、全國ヲ區域トスル米穀販賣購買組合聯合會ヲ設立シ聯合農業倉庫ヲ經營スルトキハ之ニ對シ左記ノ通り援助方關係方面ニ陳情ノ件
  - (一) 聯合農業倉庫ノ建築改良又ハ買入ニ對スル國庫補助金ヲ八割以上ニ増額セラル、コト
  - (二) 聯合農業倉庫ノ敷地買入並引込鐵道敷設資金ハ特別低利融通又ハ利子補給セラレタキコト
  - (三) 米穀情報通信並人件費ニ付國庫補助セラレタキコト
  - (四) 聯合農業倉庫證券擔保金融ハ簡易ニシテ特別低利ニ融通セラレ、コト
  - (五) 米穀法ニ依ル買上又ハ拂下ケニ付イテハ第一優先權ヲ與ヘラ

- 二、全國販賣組合聯合會ノ構成ヲ促進シ向フ一ヶ年以内ニ其ノ實現ヲ期スルコト

全國販賣組合聯合會構成ノ上ハ聯合農業倉庫ヲ經營シ先ツ東京及大阪ニ倉庫ヲ建設シ其ノ補助金ハ八割以上交付方農林省ニ要望スルコト事業助成トシテ當分ノ内人件費ニ關スル補助ヲ主務省ヨリ仰クコト

政府買上米申込ニツキ第一優先ヲ認メラル、樣主務省ヘ交渉ノコト本縣ニ限リ購買業務ヲモ認メラル、樣諒解ヲ求ムルコト

- 秋田縣 販購聯
- 千葉縣 支會

- 四、全國購買組合聯合會中心主義肥料統制案實施要望ノ件
  - 【理由】 肥料(就中化學肥料)取引ノ合理化及價格ノ安定ヲ圖リ併セテ農村振興ヲ圖ルハ本案ノ實施ヲ急務ナリト信ス
  - 兵庫縣 黒田庄 信利販購組合
- 【決議】 三及四ヲ一括、中央會ニ一任

五、信用組合ハ其ノ餘裕金ヲ其ノ區域内ノ公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人ニ貸付シ得ル様法ノ改正促進ヲ要望ノ件

島根縣青原村信販利購組合

奈良縣發志院信販利購組合

六、信用組合ノ餘裕金ヲ其區域内ノ公共團體又ハ非營利法人ニ對シテ付シ得ル様法律ノ改正ヲ要望スルノ件

兵庫縣黒田庄信利販購組合

【決議】 五及六ヲ一括、可決

七、産業組合員ハ其組合員ノ出資拂込金及貯金ニ對シテ先取特權ヲ有スルコトヲ規定セラレコトヲ要望スルノ件

【理由】 各種産業組合ハ其組合員ニ對シテ取引ノ關係上大部分ハ組合員ニ對スル債權ヲ有ス殊ニ信用組合ニ於テハ其出資拂込金等ヲ信用ノ基準トシテ信用貸付ヲナシ居ルヲ通則トス然ルニ現在ニ於テハ法規ニ何等ノ規定ナキヲ以テ組合員ノ出資拂込金等ニ對シ一般債權ト同様ナレハ一朝組合員力破産ノ宣告ヲ受ケタル場合組合員ハ一般債權同様ノ配當ヲ受ケサルヘカラス斯カル場合ヲ豫想スルトキハ信用組合事業ハ實ニ危險ニシテ到底無事ニ經營スルコト能ハス是レ本問題ヲ提出スル所以ナリ

長野縣上田市信用組合

【決議】 保留

八、現行組合法中左記事項ノ改正促進方其ノ筋ニ要望ノ件

- 1 經濟用品ヲ取扱フ購買組合ヲ分離シ消費組合ト改稱スルコト
- 2 經濟用品ヲ取扱フ購買組合ニ限リ定款ノ規定ヲ以テ一年以内ニ

於テ適宜ニ事業年度ヲ定メ得ル様改正スルコト

3 特別配當ハ出資拂込ノ如何ヲ問ハス其ノ金額ヲ現金ヲ以テ配當シ得ル様改正スルコト

東京府消費組合協會

【決議】 保留

九、産業組合カ區域内ニ於ケル營利ヲ目的トセサル法人又ハ公共團體ト組合トノ間ニ貸付及購買物品ノ取扱ヲ爲シ得ル様法ノ改正ヲ其ノ筋ニ建議スルノ件

【理由】 現行産業組合法ニ於テハ信用組合ニ限リ定款ノ定ムル所ニ依リ公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ノ貯金ヲ取扱ヒ得ル規程ニテ之等法人又ハ團體ハ産業組合ト相提携シ直接間接ニ地方自治、産業經濟ノ振興開發ニ邁進スルモノナルヲ以テ組合員ト同様産業組合ヲ利用セシメ相互ノ聯絡利便ヲ圖ルハ地方振興上洵ニ甚大ナル好果ヲ齎スヲ以テ速ニ現行法規ヲ改正シ組合區域内ノ營利ヲ目的トセサル法人又ハ公共團體ニ對シ購買事業ノ利用ハ勿論組合ニ餘裕金アル場合ハ貸付ヲ爲シ得ル様法ノ改正ヲ其ノ筋ニ建議セムトス

新潟縣 支 會

【決議】 可決

一〇、組合員外取引ノ自由ニ關スル件

【理由】 員外取引ハ最モ有力ナル宣傳方法アル之ヲ禁止スルハ組合運動ノ發展ヲ阻害ス

【内容】 産業組合法中ニ員外取引ヲ禁止セサル旨ノ規定ヲ挿入ス

北海道及東北六縣産業組合關係者協議會

一三、産業組合法第一條第八項ニ依ル勅令中ニ「火葬場」ヲ追加セラルル様其筋ニ要望スル件

山口縣高森信販利購組合

【決議】 一一、一二及一三ハ一括、可決

一四、産業組合法第一條第七項及第八項ニ依リ公布セラレタル大正十五年五月十九日勅令第一三一號ノ利用設備ノ外地方長官ニ於テ必要アリト認メ主務省ノ認可ヲ得タル設備ヲ追加セラル、様其筋ニ建議スルノ件

【理由】 利用組合ニ於ケル組合員タルコトヲ得サルモノヲシテ利用セシメ得ル設備ノ範圍ハ大正十五年五月十九日勅令第一三一號ヲ以テ指定サレ居ルモ地方ノ實情ニ應ジ特ニ地方長官ニ於テ必要アリト認メ主務省ノ認可ヲ得タル設備ヲ組合員タルコトヲ得サル者ニ利用シ得ル様追加指定セラレムコトヲ其筋ニ建議セントス

新潟縣 支 會

【決議】 審議セズ（前問ト同趣旨ノ故ヲ以テ）

一五、農業倉庫ト産業組合トノ事務取扱ヒニ付課ヲ異ニスル府縣ハ至急同一課内ニ集合セラル、様關係官廳ニ陳情ノ件

愛知縣碧海郡購販聯 京都府購販聯  
岡山縣支會 山口縣穀物販聯  
宮崎縣販利聯 愛媛縣購販聯

【決議】 可決

一六、國庫補助ヲ以テ各府縣ニ農業倉庫主任官ヲ設置シ農業倉庫ノ監

【決議】 否決

一一、産業組合法第一條末項ノ設備ノ指定ニ醫療設備ヲ追加セラル、様其ノ筋ニ建議ノ件

【理由】 現在指定セラレ居ル電氣設備水道浴場種畜乾糞裝置ヨリ以テ上ニ必要ナリトス

購買組合共働社 購買組合向島共働社  
購買組合西郊共働社 購買組合高田共働社  
購買組合南郊共働社

鳥取縣利用組合厚生病院  
高知縣高陵利用組合  
青森縣東青信購利組合  
廣島縣川口村信販購利組合  
山梨縣豐信販利組合  
長野縣喬木信販購利組合  
島根縣青原村信販利購組合  
奈良縣發志院信販購利組合  
岡山縣成羽信利組合  
岡山縣船總信販購利組合  
島根縣母里信販購利組合  
福岡縣久原信販購利組合  
新潟縣胎内信販購利組合

一二、衛生設備（例ヘハ醫療、產婆、看護婦、理髮ノ如キ）ノ員外利用ヲ認ムル様勅令改正ヲ要望ノ件

督指導ノ徹底ヲ圖ラル、様關係方面ニ陳情ノ件

- 愛知縣碧海郡購販聯
- 京 都 府 購 販 聯
- 岡 山 支 會
- 山 口 縣 穀 物 販 聯
- 宮 崎 縣 販 利 聯
- 愛 媛 縣 購 販 聯

【決議】可決

一七、爾今米穀法ノ運用ニ依ル政府買入米ハ各產地農業倉庫ニ保管セシムルコト

右農林大臣ニ請願ノ件

〔理由〕政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲必要ニ應シ買入又ハ賣渡ヲ行ヒツ、アルハ欣幸トスル所ナリト雖モ最近數次交換ヲ行ヒ調節ヲ計リ居ルノ狀態ヨリ考察スレハ爾今買上ヲ行フ場合ハ其ノ買上米ヲ各產地農業倉庫ニ保管セシメ買上拂下ニ伴フ移出入運賃ノ冗費ヲ省キ之ニ依リテ行詰レル農村農家經濟ノ幾分ニ補助長セラレンコトヲ要望ス

附 保管經費用保管料ハ政府負擔トシ其ノ他ノ經費(煙草費、積込賃及其他)ハ保管倉庫自辨ノコト

秋田縣里見信購販利組合

【決議】保留(否決ノ意味ニ於テ)

一八、農業倉庫建設獎勵金ノ増額ヲ其筋ヘ要望ノ件

北海道及東北六縣產業組合關係者協議會

一九、信用組合聯合會ガ所屬組合ノ爲手形ノ割引ヲ爲シ得ル様法律改正方要望ノ件

東京府信用組合協會

【決議】一八及一九ハ一括、可決

二〇、購買又ハ販賣組合聯合會經營助成方政府ヘ建議ノ件

〔理由〕仄聞スル所ニ據レハ政府ハ今回肥料配給改善ノ方途トシテ我產業組合ヲ活動セシメ以テ農村ノ振興ニ寄與セラレムトス抑々產業組合ノ事業中購買販賣ノ事業ハ經營困難ニシテ單ニ購買又ハ販賣ノ事業ノミヲ以テシテハ人件費スラ之ヲ支辨シ得サルモノ極メテ多ク一般產業組合ハ信用事業ヲ兼營シ辛ウシテ其ノ缺損ヲ補填シツ、アル現狀ニアリ

然ルニ郡區域聯合會ハ信用事業ヲ兼營シ得サルヲ以テ一層經營困難ナルヲ以テ適當ナル方法ヲ講シ以テ之カ經營ヲ助成セラル、様政府ニ建議セムトス

岐阜縣本巢郡購販外七聯合會

【決議】保留(否決ノ意味ニ於テ)

二一、道府縣ノ區域トスル產業組合聯合會ハ全國ノ區域トスル聯合會ニ對シ五十口以上ノ出資ヲナシ得ル様關係法規改正方ヲ其筋ニ建議スルノ件

〔理由〕產業組合ノ機能發揮上其聯合運動ノ發展ヲ要スルハ多言ヲ俟タサルモ各級聯合會カ現在ノ如ク各々單位組合ヲ以テ構成セラ、狀態ハ事業利用ノ順序ニ鑑ミ合理的ナラサルノミナラス各級聯合會發達ニ伴ヒ事業系統ノ混亂事業能率ノ減退各組合ノ資力分散聯合會ノ結束弛緩、全國聯合會ノ非民衆的經營等々ノ弊ヲ生シ聯合運動ノ發展ヲ阻害スル傾レ尠カラス即チ各級聯合會ノ構成ハ當然近キ將來ニ於テ改革整理セラルヘキモノト信ス

乍去地方的聯合會カ未タ普遍的ニ發達セス且ツ全購販ノ資力充實並ニ業務進展ノ急務トスル現下ノ狀態ニ於テハ前記ノ理想論ヲ現實化スルハ至難ナルヲ以テ漸次右ノ狀態ニ進ミ得ル途ヲ開カンカ

爲ニ既ニ地方的聯合會カ相當ニ發達シタル地方ヲシテ各組合及小聯合會ヲシテ道府縣聯合會ヲ構成シ、道府縣聯合會ハ其道府縣ヲ代表シテ全國的聯合會ニ參加スルコト、ナシ漸次系統組織ノ合理化ニ邁進スルヲ得策ト思惟ス然ルニ叙上ノ場合ニ於テハ現行產業組合法カ全國的聯合會ニ對シテモ一會員五十口以上ノ出資ヲ認メサル結果全國聯合會ノ資力充實ヲ困難ナラシムルニ至ルヘキヲ以テ先ツ道府縣區域聯合會ノ全國的區域聯合會ニ對スル出資制限ヲ擴張シ漸進的ニ系統組織合理化ヲ計リ得ル様法規ノ改正ヲ其筋ニ建議セムトス

北海道支會

【決議】中央會ニ研究ヲ一任

二二、產業組合中央金庫ノ役員ノ少クモ半數以上ハ同金庫ノ總代會ニ於テ所屬組合及所屬聯合會ノ役員中ヨリ選出スル様法律改正方其ノ筋ニ要望ノ件

東京府信用組合協會 東京府消費組合協會

【決議】可決

二三、產業組合中央金庫ニ於テ長期年賦貸付ヲ爲シ得ル様法律改正方建議ノ件

岐阜支會

二四、產業組合中央金庫ヲシテ長期年賦貸付ヲ取扱ヒ得ル様法律改正

ヲ要望スルノ件

東京府信用組合協會 東京府建築組合協會

二五、產業組合中央金庫ニ於テ年賦償還貸付ヲ爲シ得ル様法律改正促進方要望ノ件

北海道及東北六縣產業組合關係者協議會

【決議】二三、二四及二五ハ一括、可決

二六、產業組合ニ對スル政府ノ低利資金ハ全部產業組合中央金庫ヲ通シテ長期且ツ潤澤ニ供給セラレ且ツ之カ損失補償ノ方途ヲ講セラルル様要望ノ件

千葉縣支會

【決議】修正可決(但シ、後半ヲ左ノ如ク修正ノコト)且ツ潤澤ニ供給セラル、様要望ノ件)

二七、產業組合聯合會ノ有スベキ產業組合中央金庫出資口數ノ制限ヲ相當緩和スル様法律改正要望ノ件

北海道及東北六縣產業組合關係者協議會

【決議】可決

二八、簡易生命保險積立金ノ直接產業組合又ハ產業組合中央金庫若ハ道府縣區域ノ信用組合聯合會ヲ通シ產業組合ヘ融通セラル、様其筋ヘ促進方要望ノ件

北海道及東北六縣產業組合關係者協議會

二九、小住宅地ノ取得ニ對シテモ住宅資金ヲ貸付ケ得ル様其ノ筋ニ要望ノ件

東京府建築組合協會

三〇、産業組合法第四條但書ニヨリ主務大臣ヨリ同業組合ニ加入ノ要ナシトノ認定ヲ與ヘラレ度ク更ニ進ンテ産業組合ノ同業組合加入ヲ除外セラルヘキ様法ノ改正ヲ要望ノ件

愛知縣中島郡部會

三一、各都市ニ近ク建設セラレントスル中央卸賣市場ハ複數制ヲ採用セラル、様其ノ筋ニ要望ノ件

〔理由〕 中央卸賣市場ノ取引制度ハ京都市場ヲ初メトシ漸次單一制ヲラムトスル傾向アリ單一制ハ自然獨占ノ弊ヲ出現シ生産者側ノ不利多大ナリ故ニ複數制ニ依リ相互圓滿ナル取引ヲ期セムトス  
山梨縣岩崎葡萄酒販購利組合

〔決議〕 二八、二九、三〇及三一ハ一括、可決

三二、産業組合大會組織構成改正ノ件

〔理由〕 現在ノ大會、組織構成ハ組合員大衆ノ意志ヲ大會ニ反映セシメナイ

〔内容〕 代議員ハ必ス各組合ヨリ選出シ且從來ノ代表者審議員ノ二段制ヲ廢シ代議員ニ發言及決議權ヲ與フルコト

購買組合共働社 購買組合向島共働社

購買組合西郊共働社 購買組合高田共働社

購買組合南郊共働社

〔決議〕 否決

三三、産業組合大會ニ於ケル催物廢止ノ件

〔理由〕 産業組合運動ノ重大審議ヲ爲スベキ大會期日ヲ催物ニ割キ且之ガ爲ニ勞農大衆ニ多大ノ負擔ヲ課スルハ産業組合運動ノ趣旨

ニ反ス

購買組合共働社 購買組合向島共働社

購買組合西郊共働社 購買組合高田共働社

購買組合南郊共働社

三四、北海道當局ニ對シ全道統一アル魚肥移出検査實施要望ノ件

〔理由〕 本件ハ曾テ可決シタルコトアルモ未タ實現ニ至ラス魚肥ニ對スル鑑識別ナキ需要者ノ立場ヨリ實現ハ最モ望ム所ナリ  
兵庫縣黒田庄信利販購組合

〔決議〕 可決

三五、高等小學校教育ニ産業組合科ヲ正科トシテ教養スルノ件ヲ主務大臣ニ建議スルノ件

〔理由〕 從來高等小學校教科書ニ産業組合ニ關スル事項ヲ説述シアルモ頗ル簡單ニシテ其ノ概念ヲ補足セシムルコト能ハザルモノナリ然ルニ今ヤ國家社會ノ趨勢ハ産業ト經濟トノ進出發展ヲ促スヤ急ナリ之レカ促進ノ途ハ偏ニ産業組合ノ改善發展ニ在リ而シテ之レカ發展ノ策ハ現在ハ勿論將來ニ於テ單ニ臨床ノ改善療法ニ止ラス根本ノ開發教養ヲ施設スルニアラサレハ眞ノ實績ヲ擧クル能ハサルモノト認ム仍テ本案ヲ提出ス  
宮城縣信用組合仙臺庶民金庫

〔決議〕 修正可決、次ノ如ク修正

「小學校ニ於ケル産業組合教育ヲ更ニ徹底セシムル様其筋ニ要望ノ件」

購買組合西郊共働社 購買組合高田共働社

購買組合南郊共働社

〔決議〕 否決

三九、産業組合ハ他ノ公共團體ト同等ノ待遇ヲ得ル様其ノ筋ニ要望ノ件

〔理由〕 行幸啓又ハ國家ノ大祭典其他總テノ場合ニ於テ他ノ公共團體ト同様ノ待遇ヲ得ル様中央會ヨリ其ノ筋ニ要望セラレントスルニアリ  
三重縣桑名郡部會

〔決議〕 保留(政府當局ノ適當ナル處置ヲ俟ツノ意味ニ於テ)

四〇、産業組合進歩ニ關スル國策樹立ノ方途如何(本問題ノ對策案原案本號ニ頁ニ別掲セリ)

長野支會

〔決議〕 保留(一層今後ニ於テ考究スルノ意味ニ於テ)

四一、産業組合法施行規則第十四條ニヨル準備金及特別積立金ニ對スル利子配當禁止ハ左記理由ニヨリ其ノ解除ヲ其筋ニ要望ノ件

〔理由〕 (一) 利子配當禁止ハ不合理ニシテ且分配ノ不公平ヲ來ス  
(イ) 組合資産構成ノ主要素ハ出資金準備金並ニ特別積立金ニシテ此ノ内出資ニ對シ利子配當ヲ認ムル以上強制出資ニ等シキ積立金ニ對シ利子配當ヲ禁セルハ不合理ナリ  
(ロ) 出資口數並ニ一口金額ニ制限アルハ資本主義の弊害ヲ生セサラシメツ、組合事業資金ヲ組合員ニ據出セシムル爲ナリ

準備金並ニ特別積立金ハ損失填補ノ爲ニ強制積立ツヘキモノ

三六、小學校國定教科用書ヲ産業組合ニ於テ販賣シ得ル様其ノ筋ニ要望ノ件

〔理由〕 小學校國定教科用書ノ販賣ハ特約販賣所ヲ以テ販賣セラレツ、アルモ特約販賣所ニ遠キ町村ニテハ不便不勝ニ付産業組合ニ於テ販賣シ得ル様中央會ヨリ其ノ筋ニ要望セントス  
三重縣員辨郡部會

〔決議〕 保留(各縣當局ニ於テ考慮セラレタキコトヲ要望スル意味ニ於テ)

三七、消費組合ノ取扱品ニ對スル鐵道運賃免除ノ件

〔理由〕 産業組合運動ハ無産階級ノ經濟的利益擁護ノ運動テアル鐵道運賃ハ之ニ過大ナル負擔ヲ課スルモノテアル  
〔内容〕 鐵道關係ノ購買組合及階行社同様ニスルコト

購買組合共働社 購買組合向島共働社

購買組合西郊共働社 購買組合高田共働社

購買組合南郊共働社

〔決議〕 保留(一般産業組合ノ鐵道運賃問題トシテ今後大イニ攻究スル必要ヲ認ムルノ意味ニ於テ)

三八、官廳ノ認可監督ノ廢止ノ件

〔理由〕 官廳ニヨル認可監督等ハ組合運動ノ自然ナル發達ヲ妨ケル  
〔内容〕 例ヘハ産業組合法第八條第二四條第二九條第五九條乃至第六一條第六五條第七三條ノ二第七三條ノ三第七九條第八〇條第八一條第八六條第九一條乃至第九三條等ノ廢止  
購買組合共働社 購買組合向島共働社

ナルモ其運用ニ於テハ預金トナリ或ハ事業資金トシテ組合事業活動ニ資セラレ一定ノ利益ヲ生スヘキハ事實ナルヲ以テ此ノ持分權者ニ對シテ持分ニ應スル利子ノ分與ヲナサ、レハ分配ノ不公平ヲ來ス

(二) 利子配當禁止ハ組合ノ經濟的基礎ヲ薄弱ナラシメ惹イテ事業ノ發達ヲ阻害ス

準備金並ニ特別積立金多キコトハ事業ノ基礎ヲ安固ナラシムルト共ニ事業進展上必要ナル資金ヲ概ネ之ニテ賄フコトヲ得事業經營ヲシテ堅實ナラシメ得ルモ利子配當禁止ノ結果組合員ハ之カ積立ヲ欲セサル爲、其積立額ハ常ニ法定額以上ニ達セシメ難キ實狀ニアリ、即チ事業資金ハ常ニ借入金ヲ以テ滿タスコト、ナル結果組合自身不利益ヲ蒙ルノミナラス其ノ基礎ヲ薄弱ナラシムル弊害ヲ生シ惹イテ組合事業ノ發達ヲ阻害スヘク少クトモ組合ノ發達ハ或限界點以上ニ出ツルコト能ハス

(三) 利子配當禁止ハ組合員ノ權利ニ差等ヲ來ス準備金並ニ特別積立金ノ持分額ハ組合員ニヨツテ異リ概ネ古キ組合員ニ多ク新シキ者ニ少シ、而モ權利ハ新舊トモ同一ナルニ不拘義務ノ負擔ハ古キ組合員ニシテ持分多キモノニ多シ。即チ損失填補ノ場合持分ニ按分シテ控除サル、結果組合ノ發達ニ多クノ貢獻ヲ爲シタルモノ程多額ノ負擔ヲ蒙ルモノ、サノミカ寄與ヲ爲サ、ルモノハ却テ義務ノ負擔輕シト云フ不合理ヲ生ス依テ出資金ト同一ノ關係ニ置カシメ利子配當ニヨリカ之差等ヲ公平ナラシメサルヘカラスト考フ

栃木縣日光精銅所共同購利組合

【決議】 否決

四二、組合區域制限撤廢ノ件

〔理由〕 勞働者消費組合中工場單位組合ニアリテハ事實上組合ヲ利用シ組合ノ爲ニ盡力シツ、アル組合員ノ住居地ハ必スシモ組合所在地ニ近隣セサル場合多シ

〔内容〕 産業組合法第九條ノ改正

購買組合共働社 購買組合向島共働社  
購買組合西郊共働社 購買組合高田共働社  
購買組合南郊共働社

【撤回】

四三、産業組合ノ目的制限撤廢ノ件

〔理由〕 産業組合法第一條規定ノ如キ目的ノ制限ハ産業組合ノ發展上必要ナル活動ヲ限定スルモノテアル

〔内容〕 産業組合法第一條ノ廢止

購買組合共働社 購買組合向島共働社  
購買組合西郊共働社 購買組合高田共働社  
購買組合南郊共働社

審議セス

四四、購買組合聯合會ニ對シ鹽元賣捌ヲ容易ニ許可サル、様其ノ筋ニ建議ノ件

〔理由〕 購買組合聯合會カ他ノ購買品ト共ニ鹽ノ取扱ヲナスハ最モ緊要ノコト、ス、而シテ現今ノ賣捌所ト所屬組合タル小賣組合ト

ノ配給ニ於テ最モ不便ヲ感スルモノアルニ不拘、鹽元賣捌配置上ノ都合ニ依ルトノ事由ノ下ニ書類ノ却下ヲ見ルハ大正三年九月五日農第二〇一八號專賣局長官ノ通牒カ徒ニ空文ニ過キストス依ツテ其筋ニ對シ容易ニ許可サル、樣建議シテハ如何

愛媛縣北宇和郡購販聯

【決議】 保留(當局ニ對シテ然ルヘキ方法ヲ執ルコト)

第七回産業組合協議會

昨年六回をやつた本協議會は本邦産業組合運動中の若き闘士諸君の非常なる支持を得て、出席者も殆んご中央會講堂にあふるゝ許りであつて、百二十人餘であつた、各關係官廳よりも多數出席があつた。

中央會よりは、現在の組合運動中、極めて重大な問題となりつゝある處の「産業組合青年聯盟ノ組織及活動狀況ニ關スル報告及討議」を協議問題として、各縣の當該運動者の報告を求めた。之に依つて、青年聯盟に對する非常なる刺戟をなつた。出席者より提出の四〇問題を終了した。時に午後三時三十分であつた。

第五 第三四半年(七—九月)

此の夏の四半年に於ても失業其他の不況の代表的現象に於て少しも好轉を示めさなかつた。物價に於ても亦何等好轉を



示めさないのみか、益々暴落をつゞけた。殊に農業の不況は一層進行したのであつて、繭價、絲價の暴落は特に著るしく夏秋蠶、晚秋蠶等は全く、地代、租税等は勿論のこゝに肥料代さへも償ひ得ない云ふ有様に迄も進んで來たのである。而して、生糸の過剰生産は益々膨大なるものになつた。農村に於ける非常なる困難なる種々相が報導された。福島縣其他東北地方の山村で蠶炭炭焼位しか出來ず、米作のない地方に於ては、出來たものは運賃だけ損をするから、食ふものまでは何もない、文字通り木の實、草の根を食べてゐる云ふ困窮状態である等々。

本期に於て先づ、記述せねばならぬ事は、八月廿三日、志村前會頭が那須別邸に於て心臟辨膜症にて突如、逝去された事である。全産業組合運動者は、慈父の死の如く悲しんだのである。かくて八月廿八日には萬端の準備整ふて青山齋場に於て、多くの名士、産業組合關係者の参加の下に、盛大なる葬儀が執行されたのである。志村會頭の死は直ちに國際産業組合聯盟に打電され、ウインの國際大會に報告されて全員起立の下に、哀悼の意を表されたのである。

第十三回國際産業組合大會

本大會はウインに於て、八月二十五日より二十八日に亘つ



て開催された。本會よりは農林事務官中尾桂一郎氏を代表議員として出席せしめた。多くの重要な議案が討論されたが別に我國に直接關係のあるものは比較的少ない中、中央委員の一人として千石主事が選舉された事は報導されるべき事であらう。

第三十五回支會役員及主事協議會

本協議會は九月六日—七日の兩日、本會講堂に於て開催された。本會は、農業の不況が一層深刻になりつゝある時に之れが對策を練る爲めに行はれたものであつて、重要な意義を有するものである。農業の合理化は産業組合に於てなすべき事は、多くの大學教授等の農業理論家の説く處である。

中央會よりの提出問題は

- 一、産業組合ニ依ル肥料配給實行方法ニ關スル件
- 二、農村産業組合ノ組合員増加ニ關スル件
- 三、全購聯ノ出資ニ關スル件
- 四、現時ノ經濟狀勢ニ關スル報告及協議

であつて、最後のものに對しては、不況時に處すべき産業組合の大方針として左の如き決議があつたのである。

「經濟不況に關する産業組合の對策」

現時の經濟不況に對して産業組合は一層其の機能の發揮に努め難局の打開に努力するを要す、之が爲め組合員に産

業組合精神を徹底せしめ自奮自勵益々鞏固なる團結ニ絶對的組合利用をなさしめ、特に左記事項を期し以て不況時に處する臨機の措置を講ぜざるべからず

- 一、組合員ノ産業及經濟上必要缺クヘカラサル資金ニ對シテハ此際特ニ適當ナル方法ニヨリ之カ供給ニ努ムルコト
- 二、肥料資金ノ如キハ相當員數ノ連帶貸付ヲ行ヒ聯合會ヨリ供給ヲ受ケタル肥料ヲ以テ組合員ニ現物ヲ交付シ其ノ回收ニ付テハ生産物ノ販賣代金ヲ以テ充テシムル等適切ナル方法ヲ講スルコト
- 三、經濟不況ノ深刻ナル養蠶地方ニ於テハ必要ニ應ジ、産繭ニ對シテ金融ノ途ヲ講シ尙進シテ組合製絲ノ設立ニ努力スルコト
- 四、都市中小産者ニ對スル資金ノ供給ハ此際出來得ル限り連帶責任ニヨリ對人信用貸付ヲ實行シ月賦又ハ日掛等ノ方法ニヨリ償還ヲ容易ナラシムルコト
- 五、組合員ノ高利ナル債務ヘ之ヲ低利ナルモノニ借換セシムル爲組合ニ於テ積極的ニ努力ヲナスコト
- 六、返済期限ニ達シタル貸付金ニシテ其返済極メテ困難ナルモノニ付テハ此際更ニ償還計畫ヲ樹テシメ此ノ勵行ヲ期スルコト
- 七、以上貸付上ノ目的ヲ達スルタメ貯金及貸付金利率ノ徹底的低トヲ期スルコト
- 八、組合ノ餘裕金管理ニ付テハ特ニ系統的機關ノ徹底的利用ニ努ムルコト
- 九、組合ハ購・販・利事業ノ經營ニ一層力ヲ盡シ組合員ノ冗費節約收入

増加ノ方法ヲ圖ルコト

其他支會よりも問題提出あり、有意義に終了した。

九月八日及九日に於ては、本會事務所に於て第二回東部及西部聯合農業倉庫協議會委員協議會が開催され、其の設立要綱及昭和六年度の新米穀年度より、事業を開始すべき方針を決めたのである。此の不況對策の一つとして、本事業は極めて重要な意義を有するものであつて、無統制なる米穀の販賣に統制を附し、中間商人を省いて、農村の生産者より直接消費者への主旨を實現し、中間利潤を排除する運動として極めて重大な將來を持つであらう。殊に縣區域聯合會及郡區域聯合會を基本單位として取るべきこと、責任出荷を規定せる事等に方針を置いてゐるものも注意すべきであらう。

九月十二日には大都市消費組合懇談會が行はれ、東京、大阪、神戸、横濱より十五組合の代表者が出席、員外販賣名稱の問題等を協議し、非常に有意義であつた。

かくて都市及農村に於ける經濟界の不況の中に、第三四半年も終つて、今年の年末は組合界、金融界、其他一般經濟界政界にも重大問題を孕んでゐるが、來年の年鑑に於て叙述するであらう。

## 第二章 全國産業組合概況

### 第一節 産業組合

#### 一、産業組合数

昭和四年末、全國總産業組合数は一四、〇四七組合で、市町村数一一、八六八に比して約一一・八・三%に當つてゐる。組合法發布當時は僅かに二一組合で、市町村数の〇・一%に過ぎなかつたのが長足の進歩をなして大正十四年には最高に達し其の比率一二・〇・九%を示すに至つた。が、この頃より組合の内容充實刷新運動が起り、農林省の不良組合の整理断行に相俟つて、爾來組合数並市町村数との割合は漸次減少の傾向を辿りつゝ、現在に至つてゐる。

#### 組合数と市町村数(累年比較)

年次	組合数	市町村数	市町村数に對する組合の%
明治三十三年末	一一	一四、〇六九	〇・一
同三十八年末	一、六七二	一三、四三七	一二・四
同四十三年末	七、三〇八	一一、三九三	五九・〇

#### 二、産業組合の種類

##### 1 種類別

年次	信販	信購	信利	信販	信販利	信購利	信販購利	合計
大正四年末	一一、五〇九	一一、三二九	九三・三					
同九年末	一三、四四二	一一、一九五	一一〇・二					
同十三年末	一四、四四四	一一、〇四七	一一九・九					
同十四年末	一四、五一七	一一、〇〇七	一二〇・九					
昭和元年末	一四、三七三	一一、九九三	一一九・八					
同二年末	一四、一八六	一一、九三七	一一八・八					
同三年末	一四、一七一	一一、九二五	一一八・七					
同四年末	一四、〇四七	一一、八六八	一一八・三					

昭和四年末に於て單管組合三四八(二四%強)、兼管組合一〇、五九九(七六%弱)、單管組合中大部分を占むるものは信用組合で其の數二、五四七、兼管組合中その多きは、信販利、信購販、信購等で、その數三者計八、八二四、全體の六二%強を占めてゐる。その發達の過程を見るも亦信用單管及び信用

兼管組合が長足の進歩發達をなしてゐるのを見る。

尙ほ市街地信用組合、市街地購買組合も年々顯著な増加を見、農業倉庫は大正六年該法發布當初より急激なる發達を示してゐる。

#### 種類別組合數累年比較

年次	信販	信購	信利	信販	信購	信利	信販	信販利	信購利	信販購利	合計
明治三十三年末	一一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	三
同三十八年末	九六六	三二	二七三	一	一	一	一	一	一	一	一、六七二
同四十三年末	二、三三六	三七七	七三二	一	一	一	一	一	一	一	七、三〇八
大正四年末	三、〇一五	二四	五五五	一	一	一	一	一	一	一	一、一五九
同九年末	二、六五〇	二五	四五四	一	一	一	一	一	一	一	一、三、四四二
同十三年末	二、五五六	二二	三七九	一	一	一	一	一	一	一	一、一、〇〇七
同十四年末	二、九七七	二八	七三〇	一	一	一	一	一	一	一	一、一、九九三
昭和元年末	二、五三三	二九	七〇	一	一	一	一	一	一	一	一、一、九三七
同二年末	二、五五六	二九	七〇	一	一	一	一	一	一	一	一、一、八六八
同三年末	二、六〇二	三〇	七〇	一	一	一	一	一	一	一	一、一、九二五
同四年末	二、五七七	三〇	七〇	一	一	一	一	一	一	一	一、一、八六八

#### 2 事業別

信用組合一二、一八一(三四%強)、販賣組合(二三%弱)、購

買組合一〇、一八二(二八%強)、利用組合五、一五七(一五%弱)と言ふのが昭和四年末の現況である。明治三十八年に於

ける比率をみるに信用事業四九%、購買事業は二五%、販賣事業一七%、利用事業〇・九%で信用事業が主位を占め、購

買、販賣、利用事業が之に次いでゐたが、年々各事業組合の勃興發展と共にその比率は相互に接近しつつあるを知る。

事業別組合数累年比較(兼管包含)

年次	種別						
	信用組合	販賣組合	購買組合	利用組合	市街地 信用組合	市街地 購買組合	農業倉庫
明治三十三年末	一三	五	七	二			
同三十八年末	九八六	三三四	四九二	一七六			
同四十三年末	五、三三一	二、九〇四	四、二四二	九〇八			
大正四年末	九七七八	五、二一一	七、四七七	一、六七三			
同九年末	一、九〇二	七、〇三二	九、八三二	二、四八八			
同十三年末	二、八六四	八、一五五	一〇、九〇九	三、九七七			
同十四年末	二、八八〇	八、三三六	一〇、九二四	四、三五六			
昭和元年末	二、六六六	八、二二三	一〇、七二二	四、六四四			
同二年末	二、四四三	八、一五九	一〇、四八三	四、八七六			
同三年末	二、四四九	八、一四八	一〇、四八八	五、〇九九			
同四年末	二、二八二	八、一六七	一〇、一八二	五、一五七			

3 組織別

組織別に依る組合の現況を見るに昭和四年末現在總數一四、〇四七組合中有有限責任組合一二、六一九、無限責任組合

一、一七九、保證責任組合二四九、其の割合は八九・八%、八・四%、一・八%であつて有限責任組合が大部分を占めてゐる。組合法發布當時に於ては無限責任組合が大多數であつて明

治三十六年末現在、無限責任組合六〇・八%有限責任組合三七・六%、保證責任組合は僅か一・六%であつたが、其の後、漸次無限責任は減少、有限責任は増加、保證責任は一進一退の傾向を辿つて明治四十二年には有限責任組合二、九一七(五

一・三%)無限責任組合二、六三七(四六・三%)保證責任組合一三六(二・四%)となつて有限責任は無限責任を凌駕し爾來この傾向は益々強くなつて來た。そして現在では既述の如く有限責任組合がその大部分を占むるに至つてゐる。

組織別組合数累年比較

年次	有限責任	無限責任	保證責任	計	百分比		
					有限責任	無限責任	保證責任
明治三十六年末	三三七	五九	一四	八七〇	三七・六%	六・八%	一・六%
同四十一年末	二、〇八九	二、二三四	八八	四、三九一	四七・六%	五・四%	二・〇%
大正二年末	六、八〇五	三、四三〇	三三〇	一〇、四四五	五三・一%	三三・八%	一・一%
同七年末	八、九八七	三、二六六	二七〇	一二、五二三	七二・八%	二六・一%	一・一%
同十二年末	二、二七九	二、二七九	二五三	四、八一一	四六・三%	四六・三%	七・四%
同十三年末	二、一三八	二、〇五五	二五二	四、四四五	四七・六%	四六・三%	六・一%
同十四年末	二、三三一	一、八六七	二五九	四、四五七	五一・三%	四二・三%	六・四%
昭和元年末	二、四九七	一、六七七	二四九	四、四二三	五六・二%	四二・三%	一・五%
同二年末	二、四七五	一、四四四	二四七	四、一六六	五九・九%	四三・〇%	一・一%
同三年末	二、五六六	一、三三四	二四七	四、一六六	六八・八%	四三・〇%	一・一%
同四年末	二、二八九	一、二七九	二四九	三、八一七	五九・八%	三三・八%	一・一%

三、組合員及出資金

1 組合員数と其の種類

イ、組合員数

昭和三年末、一三、一六九組合の調査による三總組合員数四、四〇五、五五三人一組合員當り三三五人となつてゐる。組合法發布當時の明治三十六年には總組合員数四五、一三一人、一組合平均七九人に過ぎなかつたが、その後總組合員数に於ても一組合平均に於ても加速度的な増加をなして今日に及んでゐる。

ロ、組合員の種類

組合員中大部分を占むるものは農業者である。昭和三年末現在、農業者三、二二四、一二六人、林業者六、六四〇人、工業者二二八、一四八人、商業者四七九、七四二人、水産業者八〇、三八九人、その他四〇六、五〇八人、その比率は七三・〇%、〇・二%、四・九%、一〇・九%、一・八%、九・二%、であるが、之を累年別に見ると、絶対数に於ては何れも著しい増加

を示し、昭和四年末の各員数を大正四年のそれと比較すればその増加率は、林業者及其の他尤も多く林業者は六・四倍、其の他は六・三倍、工業者四・四倍、商業者三・五倍で農業者は最も少く三・一倍となつてゐるが、比率より見るべき、農業及其の他は比較的急激に林業、商業は漸増の傾向を示し、他は殆ど同率の経過を辿つてゐる。

2 出 資 金

出資總口数は昭和三年末、調査組合数一三、一六九組合によれば、一三、七〇〇、三六三口、出資總額は二八四、〇九五、一七二圓で、一組合當り一、〇四〇口、二一、五七三圓一組合員當り三・一口、六四・三圓(一口二〇・六圓)となつてゐる。

何れも年を追ひ併行して組合数、組合員数、出資口数、出資額等著しい増加を示し、今日に及んでゐるのだが、最近大正十三年以來一組合員當りの出資金は漸増してゐるにも不拘、出資口数は三口前後を彷徨してゐる。従つて一口當り出資金額は漸増の傾向にあると言ふことができる。

年 度	調査組合数	同上組合員数	一組合平均	
			口 数	出 資 額
大正一〇	二、五五九	二、五八七、七六六	二〇二	六、九四四、四五〇
一	二、六六〇	二、七四四、六九五	二〇六	八、一〇六、一〇一
二	二、九一九	三、〇〇〇、一五七	二〇四	九、三九三、九五
三	三、二二九	三、三三三、二八三	二〇二	一〇、四〇九、五〇
四	三、三九九	三、六三三、七四八	二〇七	一一、四七三、〇〇五
元	三、二七七	三、九四三、八〇六	二〇八	一二、四〇四、五五
一	三、一七七	四、一五七、四〇四	二〇五	一三、〇〇一、一三
二	三、一八九	四、四四五、五五	二〇五	一三、七〇〇、三六
三	三、二五九	四、八〇九、一七	二〇二	一五、〇九、六二
計	二〇一	二、〇一	六、九四四、四五〇	一五、〇九、六二
			六九、七四九、六三	五五七
			九、一七	五、五三
				二、八

組合員数及出資金

年 度	農	林	工	商	水産	其他	計	百 分 比 例					
								農	林	工	商	水産	其他
大正一〇	一、九六、七三	三、八六〇	一、〇五、五三	一、九三、七九	四〇、六〇	一七、八七	二、五八、七四	七九・三%	〇・三%	四・二%	七・七%	一・六%	七・〇%
一	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・八%	〇・三%	四・三%	八・三%	一・一%	七七・七%
二	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・九%	〇・三%	四・四%	八・三%	一・一%	七七・七%
三	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・九%	〇・三%	四・四%	八・三%	一・一%	七七・七%
元	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・九%	〇・三%	四・四%	八・三%	一・一%	七七・七%
一	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・九%	〇・三%	四・四%	八・三%	一・一%	七七・七%
二	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・九%	〇・三%	四・四%	八・三%	一・一%	七七・七%
三	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・九%	〇・三%	四・四%	八・三%	一・一%	七七・七%
計	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・九%	〇・三%	四・四%	八・三%	一・一%	七七・七%

職業別組合員数

年 度	農	林	工	商	水産	其他	計	百 分 比 例					
								農	林	工	商	水産	其他
大正一〇	一、九六、七三	三、八六〇	一、〇五、五三	一、九三、七九	四〇、六〇	一七、八七	二、五八、七四	七九・三%	〇・三%	四・二%	七・七%	一・六%	七・〇%
一	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・八%	〇・三%	四・三%	八・三%	一・一%	七七・七%
二	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・九%	〇・三%	四・四%	八・三%	一・一%	七七・七%
三	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・九%	〇・三%	四・四%	八・三%	一・一%	七七・七%
元	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・九%	〇・三%	四・四%	八・三%	一・一%	七七・七%
一	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・九%	〇・三%	四・四%	八・三%	一・一%	七七・七%
二	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・九%	〇・三%	四・四%	八・三%	一・一%	七七・七%
三	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・九%	〇・三%	四・四%	八・三%	一・一%	七七・七%
計	二、二八、九九	五、〇六六	一、一七、七三	二、七三、三六	四六、二五	二九、二九	二、七四、六九	七七・九%	〇・三%	四・四%	八・三%	一・一%	七七・七%

四、運轉資金

運轉資金總額は昭和三年末現在一、四七九、九六五、七七〇圓、此の内譯は拂込濟出資金一九九、五八九、五六二圓、諸積立金九四、〇八五、〇〇七圓、借入金一七五、〇四九、一三四圓、貯金一、〇一一、二四二、〇六七圓、其の全體に對する割合は一三%強、六、五%、一、二%弱、六八、五%と言ふことになつてゐる貯金がその主要部分を占めてゐる。

更に自己資金(拂込濟出資金、諸積立金)と借入金(借入金、貯金)との割合を見るに自己資金一九、五%借入金八〇、五%である。而して一組合當りの資金は一二二、九三五圓、

運轉資金の百分率

年次	拂込濟出資	積立金	借入金	貯金
明治三十七年	一九九,562	94,085,007	175,049,134	1,011,242,067
同三十四年	199,562	94,085,007	175,049,134	1,011,242,067
同三十九年	199,562	94,085,007	175,049,134	1,011,242,067
大正四年	199,562	94,085,007	175,049,134	1,011,242,067
同十年	199,562	94,085,007	175,049,134	1,011,242,067
昭和五年	199,562	94,085,007	175,049,134	1,011,242,067

一組合員當り二六七圓となつてゐる。  
 明治三十七年には拂込濟出資金一、〇四五、〇二七圓、積立金一四八、一七三圓、借入金二一七、四一二圓、貯金二四二、九五三圓、計一、六五三、五六五圓、一組合平均二、七四八圓、一組合員當三五・八一圓であつたものが其の後年を追ふて長足の増加をなしてゐる。乍然之を比率より見る時次に示すやうにその當初は拂込濟出資金、積立金等の自己資金が大部分を占め之によつて經營せられてゐたのであるが、年を重ねるに従つてこの傾向は漸次反對となり大正四年頃にはその傾向を逆轉し現在では資金の大部分は借入金、貯金等の借入金によつて占めらるゝに至つた。

運轉資金

種目	大正一〇		大正一一		大正一二		大正一三		大正一四		昭和元		昭和二		昭和三	
	拂込濟出資	借入金	貯金	合計	拂込濟出資	借入金	貯金	合計	拂込濟出資	借入金	貯金	合計	拂込濟出資	借入金	貯金	合計
拂込濟出資	66,748,445	86,488,445	103,770,433	1,113,770,433	86,488,445	103,770,433	1,113,770,433	1,113,770,433	1,113,770,433	1,113,770,433	1,113,770,433	1,113,770,433	1,113,770,433	1,113,770,433	1,113,770,433	1,113,770,433
借入金	46,531,833	46,531,833	46,531,833	46,531,833	46,531,833	46,531,833	46,531,833	46,531,833	46,531,833	46,531,833	46,531,833	46,531,833	46,531,833	46,531,833	46,531,833	46,531,833
貯金	28,955,552	28,955,552	28,955,552	28,955,552	28,955,552	28,955,552	28,955,552	28,955,552	28,955,552	28,955,552	28,955,552	28,955,552	28,955,552	28,955,552	28,955,552	28,955,552
合計	142,235,830	142,235,830	142,235,830	142,235,830	142,235,830	142,235,830	142,235,830	142,235,830	142,235,830	142,235,830	142,235,830	142,235,830	142,235,830	142,235,830	142,235,830	142,235,830

五、事業狀況

一、信用事業

信用事業を行ふ組合は市街地信用組合をも含めて昭和四年

末一二、一八一組合ある。内單營は二、〇六一組合で全體の約二割に當り、實際の事業實行組合は一、三六九で九割強に當る。その業務は、貯金業務、貸付業務、手形割引業務(法第一條四項による組合に限る)の三に分つことが出来るが今



備考 一、貸付額中ニハ前年度繰越高ヲ包含セリ  
 二、手形ノ割引ハ産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依ル所謂市街地信用組合ニ限り取扱ヒ得ルモノナリ

(二) 貯 金 單位圓

種 目	年 度	組 合 員				加入 預 約 者		第一 條 第 四 項 貯 金	
		受入額 一組平均 金額	拂戻額 一組合平均 金額	年度末 現在 一組合平均 人員	現在 一人平均 金額	家庭 人員	團體 金額	第一 條 第 三 項 貯 金 金額	第一 條 第 四 項 貯 金 人員
	大正一〇	五八、三三三、六六六	五二、六五五	一、五〇、七六六	一、七四五	一〇、二六八	一、四〇、五七四	一、五八、九七六	
	大正一一	七二、五八八、八七三	六二、五〇〇	一、七三、四三三	一、八七五	六、六六五	三三、三五八、八五四	二、九七、七五五	
	大正一二	八四、九七二、七三三	七、六二一	一、九〇、〇〇元	一、四七	一五、〇〇元	四、三三、〇九元	四、三三、〇九元	
	大正一三	一〇三、四六六、四三三	八六、三九九	二、二七、九〇五	一五八	二四、一八六	六、九七、七五三	七、三〇、一四四	
	大正一四	一二五、九九九、二八二	一〇四、八八八	二、七三、七六六	一七五	三三、八九九	八、八七、五九九	一〇、七〇、二〇八	
	昭和元	一四六、四八八、三三六	一三三、五九二	二、四一、七三三	一九三	三九、九九六	一〇、五九九、二二四	一五、六四、七四六	
	昭和二	一六三、三九七、七三三	一四七、六〇三	二、七二、六六六	一九三	四三、九七七	一三、四二、七三三	一七、三六、三三三	
	昭和三	一八〇、三三三、九〇〇	一七三、九九三	二、八四、二二二	一九七	四七、七三三	一六、五〇、三三三	二〇、五五、九三三	

備考 一、受入額中ニハ前年度繰越高ヲ包含セリ  
 二、第一條第三項ノ貯金中家族トハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者、團體トハ公共團體又ハ營利ヲ目的トセザル法人若クハ團體ナリ  
 三、第一條第四項ノ貯金トハ所謂市街地信用組合ニ限り取扱ヒ得ル組合員外ノ者ノ貯金ナリ

二、販賣事業

昭和三年末、販賣事業を行ふ組合は兼營をも含めて、八、  
 一四八組合、内單營三〇八組合であるから、大部分が兼營に  
 屬する。而して事業實行組合は三、五二六で略四割に當る。  
 組合員總數二、五四七、二一八人である。  
 販賣總價格は二四五、七七三、八六〇圓、一組合平均三二、七  
 〇四圓、組合員一人當九六、四九圓で其の取扱品の主なるも  
 の並にその價格は左の通りである。

織業製品 二二、九九一、二九九  
 一、九一七、二九〇  
 三、七〇四、八九六  
 二、三二六、二二〇  
 六九四、〇一〇  
 八、九九〇、九九八

其の他  
 而して加工販賣の主なるものは製糸、精米、麥、罐詰、木  
 炭、澱粉、チーズ、醬油味噌醸造、草履製造、種油等々であ  
 る。

明治三十七年には總販賣價格は、僅かに八八五、二九六圓、  
 一組合平均一四、五一三圓に過ぎなかつたのが今日はその約  
 二七七倍、大正七、八年に飛躍的な増加をなして大正六年八  
 九、一三六、三四八圓より大正七年一三六、八〇〇、〇〇六圓、  
 大正八年一八六、四一九、七〇三圓となつてゐるが、其の翌九  
 年には一二六、九一二、四二六圓に激減した。が爾後亦漸増し  
 て今日に及ぶ。

近年の累年表を擧ぐれば次の通りである。

米 五六、六七九、六八五  
 麥 二、六四〇、二〇四  
 雜穀 一、九四四、一〇六  
 種苗蠶種 六二七、四〇二  
 蔬菜果實及其の加工品 七、一六七、〇二六  
 特用作物及其の加工品 四、〇八六、三二四  
 菓稈及其の加工品 一、六一二、〇六三  
 畜産物系 三七、三六五、七七九  
 八六、四六〇、九二五  
 六、五六五、六三三

販賣事業(兼營包含)

年 度	調 査 組 合 數	販 賣 價 額	一 組 合 平 均	主 ナ ル 販 賣 品 ノ 種 目
大 正 一 〇	一	六、七四九	一八、九七七 <sup>円</sup>	米、麥、雜穀、種苗、蔬菜
一	一	六、九七六	二二、四二九	果實、茶、繭、製製品、繭、
二	一	七、一三七	二二、八四一	生絲、畜産物、織物、陶磁
三	一	七、三九六	二六、三四五	器、木材、薪炭、木竹製品、
四	一	七、五九五	二八、四四二	水産物、紙、麵類等
昭 和 元	二	七、五四一	二九、三四六	
二	二	七、五二四	二九、四二九	
三	二	七、五一五	三二、七〇四	

三、購 買 事 業

昭和三年度末に於て購買事業を行ふ組合は一〇、一八二組合、單營三一六で殆ど兼營である。實際の事業實行組合は七、五五九で全體の七割に當る。調査組合數九、五五九による、組合員數は二、九二七、九八〇人に達してゐる。

昭和三年度に於ける總仕入額は一四九、〇一一、三二〇圓、總賣却額は一五七、五四三、一六九圓、賣却額の一組合平均は一六、四八一圓、一組合員當り五三、八一圓となつて居る。その取扱品は、大體産業用品、經濟用品、産業經濟兩用品

の三種に分ち得るが、各の取扱金額は次の如き金高に上つてゐる。

- (一) 産業用品 八七、九一四、五三三圓  
其の主なるもの、肥料、農蠶具、種苗、蠶種、農業用材料品、漁具、藥品、燃料、工業原料品、等々
- (二) 經濟用品 六七、三三三、四九三圓  
其の主なるもの、米麥、雜穀、味噌、醤油、醬油、罐詰、砂糖、鹽、茶、酒類、魚類、麵類、乾物、果實、蔬菜類、鶏卵、其の他の食料品、織物類、メリヤス類、絲類、足袋、小間

購買事業(兼營包含)

年 度	調 査 組 合 數	購 買 價 額		賣 却 價 額		主 ナ ル 購 買 品 ノ 種 目
		金 額	一 組 合 平 均	金 額	一 組 合 平 均	
大 正 一 〇	九、四七	二七、五五三、二八三 <sup>円</sup>	二、四七〇 <sup>円</sup>	二二、五〇〇、七六六 <sup>円</sup>	三、八八 <sup>円</sup>	肥料、農蠶具、種苗、蠶種、漁具、藥品 米、麥、雜穀、味噌、醬油、罐詰、砂糖 鹽、茶、酒類、魚類、麵類、乾物、蔬菜 果實、織物、莫大小、絲、小間物、履物 家具、金物、雨具、荒物、紙類、文房具 薪炭、石炭、石油等
一	九、五元	二二、七五、五六	二、三八八	二二、〇五、四三	二、五三	
二	九、七四二	一三、八〇三、四七	一、三、七五	一三、三、五三	一、四、二	
三	九、八三六	四、五五、四三	一、四、八七	一五、七三、八三	一、五、六五	
昭 和 元	一〇、〇四	一五、一六、五三	一、五、一五	一六、五三、六三	一、五、九一	
一	九、八五一	一五、五四七、九四五	一、五、八七	一六、一、二八	一、六、四四	
二	九、七三九	一四、四〇〇、一〇元	一、四、七七	一五、四四、〇七	一、五、七五	
三	九、五五九	一四、〇一一、三三〇	一、五、五九	一五、五、四、六九	一、六、四八	

物類、履物類、家具類、金物類、雨具類、荒物類、紙類、文房具類、薪炭、石炭、石油、其の他  
(三) 産業經濟兩用品 二、二八五、一四三圓  
薪炭、石油、鹽、石炭、油類、石灰、其の他  
而して配給に當つて加工をなすものに精米、配合肥料、豆腐、煉炭、醬油、味噌、押麥、製茶、漆器等があり、生産配給をなすものに薪炭、家屋、醬油、陶器皿、桑苗、割麥、素麵、煉炭、蠶種、味噌、油粕等がある。之等は組合自己生産の萌芽であり將來注目を要すべきものとす。大正元年以前

は調査がないので大正二年の統計による總賣却價額二五、〇四一、五三三圓に比すれば、昭和三年はその約六倍強の増加である。累年漸増し、大正八年は急増して、七七、九四〇、三一六圓より一五〇、一八三、九四三圓に、大正九年には一五七、九四二、四四五圓になつたが大正十年には激減して一二一、五〇〇、七六八圓に低下した。が爾後亦漸増の傾向を辿り、昭和元年には最高一六二、一九二、二八八圓に達した。其の後再び漸減して今日に及んでゐる。



市街地購買組合(消費組合)  
 明治三十七年東京市に産業組合法に依つて有限責任購買組合共同會が設立された。之が市街地購買組合の最初のものである。其の組合員数は五九六人で、購買品賣却高は三四、二四圓、一組合員當り約五七圓で、一七四圓の剩餘金を擧げてゐる。其の後明治三十九年に山口縣山口町に鴻城購買組合が設立されて其の数は二二となり、五年後の明治四十四年には一九、更に五年後の大正五年には二七の組合が設立されてゐる。歐洲大戰後に於いては急激な發達をなし、大正九年には一七、大正十年には一二の新設があり、其の數八五を算し、爾來毎年九乃至一六の組合が新設されて、昭和二年末には一四七に増加してゐる。次に組合員數に就いて見るに明治三十九年に於ける二、一八四人は明治四十四年には一四、〇八六人に増加し、昭和二年末には一二五、一八八人の増加を示してゐる。一組合平均組合員數を見るに、明治四十四年に於いては五〇七人にて、大正十三年までは漸次増加し、其の平均は九七一人に達したが、以後亦漸次減少し、昭和二年には八五二人になつてゐる。組合が増加するに共に、其の自己資金(拂込濟出資金並積立金)も漸次増加し、明治四十四年に於け

るそれは一四三、九七五圓で、大正五年には一・七倍に、大正十年には八・一倍、昭和二年には一八・六倍に増加して居る。其の一組合平均は明治四十四年に於いては七、五七八圓にして漸次毎年増加し、昭和二年末には一八、二七三圓になり、約二・四倍に達してゐる。次に購買品賣却高を見るに、明治三十九年には二三〇、五九九圓、明治四十四年には一、二四三、五九九圓に増加し、大正五年にはその一・二倍、大正十年には八・三倍、昭和二年には一六倍に増加し、其の額二〇、六九〇、一五八圓に達して居る。毎年其の賣却高は増加し、其れに伴ひ剩餘金も増加し、毎年其の成績を擧げ、大正十一年は、財界動亂の後を受けて、前年よりも多少の減少を示して居る。大正十二年は關東大震災の影響を受け、前年より其の剩餘金は多少少なきも、其の後着々成績を擧げ、昭和二年には三七七、〇八五圓を示し、一組合當り、五六五圓、一組合員當三圓の剩餘金を示してゐる。今や消費經濟に醒め、各々の經濟上の改善を圖り、其の社會上及家庭上に於ける地位の向上を圖るに猛進し、漸次新設の組合は増加しつつある。次に其の累年比較概況を示す。

市街地購買組合概況累年比較

年次	調査組合數	組合員數	出資口數	出資總額	拂込濟出資額	諸積立金	賣却高品	預金	借入金	剩餘金
明治三十九年	二	二、一八四	二、二四〇	三、一四〇	九、四四一	九七	三〇、五九九	一、五五九	一	四、六七八
同 四十四年	二	九、〇三九	一、一八五	一、六、五五〇	一、六、九五六	二七〇、〇一七	一、二四三、五九九	二二、九九三	三、四三三	三三、〇六六
大正五年	二七	一四、〇八六	一七、〇七四	二〇、八、一一〇	一、六、三三五	七九、六六七	一、四八九、四三六	四二、二七二	二九、二八四	四三、九四四
同 十一年	八五	五九、四三三	二七、一七八	二、〇七三、九四四	一、〇九七、〇九四	一九九、七八〇	一〇、三三四、一八四	六三、三三四	五三、八、二四六	一九、五二五
同 十一年	一〇一	六八、四八八	二九、二、二〇〇	二、三、七、九三六	一、三、七、八〇八	二五八、七七一	一一、三、四、三三二	七二、五五九	一、〇、六、四、一三三	一九〇、六七四
同 十二年	一一一	一〇三、六七五	一八、五、四三三	二、六、四、一〇四	一、六、〇、七、一八三	二九二、八三三	一四、四、六、三三〇	九四、一、八、五	一、八、三、九、二〇〇	一、六、三、三、二八
同 十三年	一二〇	一、六、五、〇〇一	一一、一、〇、〇四四	二、六、九、三、三六八	一、七、〇、七、九四五	四四四、九〇七	一八、五、〇、〇、八七	一〇、三、三、一、七三二	二、三、三、一、一八	二、八、四、九、四八
同 十四年	一三二	一、九、九、四、四	一三、〇、三、三三三	二、八、四、九、四三六	一、七、八、〇、六六八	五七七、一、〇〇〇	二二、七、三、〇、八一	一、五、五、五、五八	三、〇、九、八、四〇八	二、七、三、一、六八
昭和二年	一四七	二、五、一、八八	一四、七、二、四四	三、九、九、四、五七四	一、九、七、七、四、四	七、八、三、三六	二〇、六、九、〇、五八	一、九、三、三、六六	二、六、九、〇、六八	三、七、七、〇、八五
同 三年	一五九	目下調査中								

四、利用事業

昭和三年末現在利用事業を行ふ組合は五、〇六九、その中單營は僅か二七三組合であるから殆んど兼營である。而して實際の事業實行組合は二、六九三で全體の五割強に當る。

所屬組合員 一、七五六、一四二人

同年利用料總額は五、六七〇、六九八圓一組合當り一、一九一圓である。

其の内譯を見るに、産業用設備利用料三、八一九、四〇〇圓、經濟用設備利用料一、四一四、四五五圓、産業及經濟用設備利用料四三四、三八三圓、この外、員外者利用料二、四六〇圓がある。

設備の主なるものは

(一) 産業用設備——土地枳摺機、肥料粉碎機、荷車、倉庫、乾菌裝置、精米麥機、脱穀機、農具、製糸設備、發

- 動機等々
- (一) 經濟用設備——住宅、精米麥機等々
- (二) 産業經濟兩用設備——挽割機、壓扁機、電話、天幕、水道、製油機、自働車等々
- (三) 産業經濟兩用設備——一三六圓に比すれば現在は明治三十七年、利用料總額一、一三六圓に比すれば現在は

將に五〇〇〇倍、顯著な増加だとは言へ尙一組合當り一、一九一圓にすぎず、一組合員當りを算出する由もない。今後この種の組合は尤も發達すべき餘地を有するものである。累年表を見るに毎年漸増の傾向を辿つてゐるが就中急増の年は大正十年、十一年、十四年、昭和元年とする。

利用事業(兼營包含)

年 度	種 目	調 査 組 合 數	利 用 料	一 組 合 平 均	主 ナ ル 設 備 ノ 種 目
大 正 一 〇	一	二、五〇六	一、三二八、四六九	五三〇 <sup>四</sup>	土地、籾摺機、肥料粉碎機
同 一	一	二、七六四	一、五六五、八七七	五六七	荷車、倉庫、乾糶裝置、精
同 一	二	三、〇八一	二、四五六、二七九	七九七	米麥機、脫穀機、其他ノ農
同 一	三	三、六〇四	二、九五九、一四九	八二二	器具、製絲設備、發動機、
同 一	四	四、〇六七	三、九二七、五二二	九六六	種畜、住宅、電氣設備、水
昭 和 元	四	四、三四八	四、一八八、九〇〇	九六三	道、浴場、理髮場、醫院、
同 二	四	四、五九二	五、三六二、一〇二	一、一六八	冠婚葬祭具等
同 三	四	四、七六一	五、六七〇、六九八	一、一九一	

五、農業倉庫業

農業倉庫業は大正六年七月、該法の發布を見、同年九月より施行せられ大正十五年の改正あつて保管物品の範圍の擴張を見て以來逐年發達をなして今日に及んでゐる。經營主體は

産業組合及農會町村等であるが其の大部分を占むるは産業組合で昭和四年末に於て二、六九一中、二、五七五を占めてゐる。總棟數五、〇九七、總建坪二〇六、六四九、總收容力穀物一五、三〇五、〇九三俵、繭二、七三二、七五三貫である。

經營主體中産業組合は急増の傾向にあり大正十二年一、三六二より昭和四年二、五七五に増加してゐるも、他の法人は漸次減少の傾向にあるは注目すべきである。

次にその業務を見る。

1 受寄物入出庫數量 保管物品中其の主要なるものは玄米で入庫物品の大部を占め、其の入出庫數量は累年増加して昭和三年度に於て入庫數量一三、六五九、九八一俵(五、四六三、九九二石)出庫數量一、三、二五九、七七四俵(四、三七八、四八六石)に達す。穀物中、之に次ぐは麥類だが、其の數量は到底玄米の比に非ず、其の入庫數量一、五八四、〇七九俵(六三三、六三一石)出庫數量一、五二四、三〇九俵(五五〇、八三一石)である。以下豆類、精米、雜穀、籾の順位で僅少の入出庫がある。繭は近年著しく増加し昭和三年度に於ては入庫數量五、三九一、七九九貫、出庫數量五、三五九、四一八貫に達してゐる。

2 寄託者別入庫數量及寄託者數 先づ玄米に就て見るに大正十年頃までは土地につき權利を有する者の寄託最も多く農業を營む者の寄託及其の他の者の寄託は略々相似てゐたが、その後農業を營む者の寄託は毎年著しく増加して、第一位を保つに至り、土地につき權利を有する者の寄託第二位となり、其の他の者の寄託は年により増減があつたが概して前

二者に比し入庫數量少く常に第三位にあり、昭和三年度に於ける寄託數量及寄託者數を見るに農業を營む者の寄託の數量は七、〇七〇、五二二俵(二、八二八、二〇四石)で全入庫量の五・七%を占め、其の寄託者數三二七、五七一人。土地につき權利を有する者の寄託は三、六四一、六三九俵(一、四五六、六五五石)六九、〇七五人、其の他の者の寄託は二、九四七、八三〇俵(一、一七九、一三二石)である。繭は大正十四年迄は毎年農業を營む者の寄託は、その他の者の寄託に比し其の數量少かつたが昭和元年度に於ては前者の増加著しきもあり、爲にその地位は轉倒した。爾來この傾向を持續し昭和三年度に於ては農業を營むものの寄託は三、〇四四、〇四三貫、一一八、三六六人、其の他の者の寄託は二、三四二、八三九貫、二四、二四〇人となつてゐる。

3 調製改裝及荷造 受寄物の調製數量は籾、麥、雜穀以外は概して累年増加しつゝあるも入庫數量に比し甚少である。昭和三年度に於ける玄米の調製數量は二九一、九三八俵(一一六、七七五石)で同年度入庫數量の二・一%を占むるに過ぎない。改裝及荷造は雜穀以外は概して累年増加の傾向を示し殊に玄米に於ては最近三年間著しき増加を見、昭和三年度に於ては三、五八五、五四〇俵(一、四三四、二一六石)に達し、入庫數量の二六・二%に及んだ。

4 運送及販賣の仲立又は取次 受寄物の運送に付き其の仲立又は取次を爲したる數量は玄米に於ては概して累年増加の傾向を有し、他は年により増減常ならず、昭和三年度に於ては玄米一、三五七、七三二俵、即ち入庫數量の九・九%、爾五六、三二二貫、即ち入庫數量の1%である。受寄物の販賣に付き仲立又は取次を爲したる數量は全受寄物を通じて概して累年増加の傾向にあり、昭和三年度に於ては、玄米五、七一九、三五一俵、即ち入庫數量の四一・八%、爾二、三九四、八四三貫、即ち入庫數量の四四・四%である。

5 農業倉庫證券の發行 受寄物に對する證券の發行は、一般に年により増減常ならず玄米に於ては、最近數年間毎年份數に於て増加し券面數量に於ては、増減著しからず、乍併昭和二年度に於ては兩者共に急激な増加をなし翌昭和三年度に於てもこの傾向を持続し其の件數五一、三七八件、券面數量二、一五四、七七八俵である。後者を、入庫數量に比するに一五、七%に當る。爾に於ては件數、券面數量共に概して増加の傾向を有し、殊に昭和元年度に於ては其の増加著しかつたが、昭和二年度に於ては件數激減した。翌三年度に於ては相當の増加をなし、四、三五七件となり、券面數量は逐年其の増加著しく一、六四二、六四〇貫(入庫數量の三〇・四%)に達した。而して、粳、豆、雜穀を除く外、全受寄物を通じて農業を

營む者及土地に付き權利を有する者(法第一條第一項に屬するもの)に對する發行高は概して毎年増加の傾向にある。其の他に對する發行高は一般に其の増加率小なるのみならず寧ろ漸減の傾向を示せる物品少ししめない。

6 貸付 受寄物を擔保とする貸付は雜穀及其他(穀物以外の物)を除くの外一般に件數、金額、擔保物の數量共に累年増加しつゝあり。昭和三年度内玄米擔保貸付高は六六、〇〇六件、一三、三四六、四二三圓、その擔保數量一、六四八、八四七俵(六五九、六三八石)である。爾擔保貸付高は三、九六九件、一四、八〇八、四五五圓、擔保數量九九九、六四九貫である。而して全受寄物を通じて其の貸付高合計は七八、四二八件三、〇四二、二三九圓である。内農業を營むもの及土地に付權利を有する者に對する貸付高五六、六八二件、一三、二七〇、九二五圓である。

7 金融の斡旋 受寄物に對する金融の斡旋は一般に年により増減あるも玄米及爾にあつては概して累年増加の傾向を有し、殊に昭和元年度に於ては著しき増加を見たが昭和二年には却つて激しい減少を示した。翌三年度に於ても玄米は同様の傾向を辿り、その件數二、八七三件、其の金額一、〇六八、五二三圓其の數量一三八、〇九六俵(五五、二三八石)となり、爾に於ては著しい増加をなし二二四件八九六、六四〇圓、三

七、二〇五貫となつた。全受寄物を通じ其の金融斡旋高合計

三、八〇九件、一、三三七四、八四八圓である。

農業倉庫累年比較

年 度	產業組合	農 會				公益 法人		合 計	總棟數	總建坪	總 收 容 力	
		縣	郡	町	村	町	村				穀 物	繭
大正十二年	一、三三三	三	三	九	五	四	一一	三、一六七	一一〇、七〇一	八、七七、七五	三、四、三三	
同 十三年	一、四〇〇	三	三	八	四	四	一〇	三、五三三	一一五、三三四	九、九三、五〇	五、七、六二	
同 十四年	一、七四二	三	三	七	七	四	二二	三、九五九	一四、五六一	一一、三〇、三九	七、五、三三	
昭和元年	二、一〇八	三	三	六	四	四	一〇	四、五九八	一七、三二八	一三、四一、八三	一、三三、九三	
同 二年	二、二二九	一	三	四	三	四	一〇	四、八八七	一八、九三〇	一四、四四、〇四	一、九七、九三	
同 三年	二、四三三	一	三	三	三	四	九	五、〇〇一	一九、八九三	一四、九九、六八	二、二六、八八	
同 四年	二、五五五	一	三	八	三	二	九	五、〇九七	二〇、六四九	一五、三〇、〇九	二、七三、七五	

次に産業組合總括概況を示し、しする。

産業組合總括概況

種 目	年 次		種 目									
	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	大正四年	大正九年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	
農	六三四	八六六	四九三	一〇、七五三	一一、一八九	二、九六六	一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九	一、三三九	
	三八七〇	五、六〇九	四、七六八	一〇、六七六	一、八七、七〇七	二、四八、〇〇八	二、六八、三〇八	二、八九、三三二	三、〇四、九八六	三、二四、二二六	三、四四、二二六	
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
林	三、三六五	三、三六五	二、二六四	四、八七三	九、五五三	二、四四、〇五三	一、五、二六六	一、七四、二八七	一九〇、六四四	二〇二、四九九	二二八、四八八	
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
工	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

一 合 商	水	其 他	計	出 資 總 額	拂 込 出 資 額	積 立 金	借 入 金	信 用 事 業		貯 金	貸 付 金	販 賣 業	購 買 業	利 用 業	剩 餘 金
								調 査 組 合 數	調 査 組 合 數						
四九六	一、二六	一、四九	四八〇	?	一〇、四七〇	一、四八七	二、七四二	四六	二、四三九	二、一五五	一、二五五	八、五九六	一、五〇七	一、一三六	?
五八六	八〇〇	一九一	六八三	?	一、三六〇	二、一七〇	三、八三三	六〇	四、三〇七	一、四七五	一、四七五	一、一八九	五、〇六五	一〇、七〇〇	?
三、四七五	九一〇	三、一七〇	五、四八〇	?	七、四七一	一、四七九	三、五八七	三、八九二	七、〇四八	二、九〇五	一、七三二	二、三六〇	七、四六一	?	?
八、四七五	三、七七一	六、四四一	一、二八八	二、九七三	二、二八六	七、九七〇	一、六二七	九、〇四〇	二、九六七	五、三九一	四、五五〇	四、七九二	二、六三三	四、五三四	二、八五八
一、五七二	三、七八三	一、五〇八	二、九〇二	二、八九四	五、四二二	二、四三三	五、一八四	一〇、九五五	二、四三三	一、八〇三	六、三三六	二、二六二	三、七九四	一、五八〇	五、二六八
二、七五四	五、〇九八	二、六四三	三、〇〇一	二、七〇六	一〇、七〇四	四、四四七	七、〇四〇	一、二六八	四、四七五	三、六八六	七、一三七	九、四八六	九、七四二	二、四六二	二、一七八
三、一八六	六、四九一	三、〇五五	三、二五二	二、七九七	一三、〇四三	五、〇八五	七、四〇八	二、一九九	五、五二二	四、九〇九	七、九六六	九、八八六	一〇、〇〇一	三、〇〇一	一、八〇二
四、一六三	六、九〇二	三、六九八	三、九四八	三、八七五	一三、四四八	六、七九八	九、〇三九	二、〇二六	五、五九〇	五、〇七九	七、五九五	一〇、三三二	一〇、五九七	四、〇六二	一、二四五
四、四三三	七、五八二	三、八四八	四、一四八	三、九四九	一四、〇九三	七、三三六	一〇、四八二	二、一八四	六、〇七九	五、五九〇	七、五九一	一〇、五九七	一〇、五九七	四、〇六二	一、八〇二
四、七九二	八、〇三九	四、〇五八	四、四〇四	三、八七五	一四、九七二	八、一五五	一〇、五九〇	二、一七三	七、〇四一	六、〇七九	七、五九一	一〇、五九七	一〇、五九七	四、〇六二	二、〇二六

備考 単位は圓とす

### 六、地方別産業組合現況

【總括概況】

昭和四年末現在の組合總數は既述の如く一四、〇四七組合であるが之を地方別に見ると最高は愛知の六四二で、兵庫五三八、岐阜の五〇六、新潟五〇〇、長野四九三、が之に次ぎ少きは長崎一七八、宮崎一六九、佐賀一四一で沖繩の六三を以て最低とする。組合員數については、最高長野二三〇、七五三人、新潟二〇三、二五九人、兵庫一九三、四一人等で少きは奈良三八、二七三人、山梨三六、〇八九人、青森三五、九八七人、沖繩一五、六五〇人等であるが、尙、考察を進めて各府縣總戸數に對する組合員數の割合をみるに右の順序は多少變る。即ちその大なるは島根の八四・六%、長野八一・二%、滋賀七五・八%、富山の六六・二%等、小なるは北海道一五・〇%、沖繩一三・二%、大阪一一・二%等で東京の〇・九%を以て最低とする。運轉資金に就いてみる。

資金總額に於て、多きは兵庫九八、九八八、一八八圓、長野八二、八六〇、四五〇圓、山口六六、一九八、九七六圓、京都六四、九三四、二八〇圓、少きは、青森九、三三四、四六九圓、大分七、二三八、七二一圓、岩手六、五一五、〇六六圓、沖繩一、三三四、五九二圓等である。一組合平均につき見れば、最高東京

二九九、一三四圓で滋賀二八七、二六八圓、大阪二六七、八五一圓、山口二五九、〇〇六圓之につき、少きは、山梨四五、五八九圓、大分三九、四八三圓、最低は沖繩の二四、二〇七圓である。

更に進んで一組合員平均を考察するに最高は大阪の八一・三圓で京都の七四八・九六圓、東京七〇五・一二圓、滋賀五七七・〇九圓等之に次ぎ少きは岩手の一六五・八〇圓、鹿児島一五〇・八五圓等で沖繩の八六・六三圓が最低となつてゐる。尙全國を通じて自己資金より借入資金の方が多い。而して東北地方は全資金に對する自己資金の割合比較的大であり、東海道、近畿、中國地方は少である。

借入資金の大部分を占むるは貯金であるがその割合は東北地方は比較的小であり東海道、近畿、中國地方は大である。即ち貯金額小なる地方は自己資金、借入金大であり貯金額大なる地方は自己資金借入金小となつてゐる。次に事業の概況を觀る。

#### 一、信用事業

1 貯金 その多きは兵庫七五、六一八、〇二九圓、山口五八、一五二、〇七〇圓、京都五〇、三八八、三七七圓、福岡五〇、〇三七、四八四圓、その少きは宮城三、〇二九、七四五圓、岩手三、〇一八、〇三九圓、で最低は沖繩の四一八、一三一圓とす

る。之を一組合平均よりすれば、多きは、滋賀二三八、五七五圓、山口二二九、八五〇圓、大阪の二〇五、四九八圓、少きは宮城一七、四二二圓、岩手一九、七二六圓、沖繩の七、三六三圓等である。

2 貸付金 その最高は静岡で六三、六七五、九四二圓、之に兵庫五七、二三五、一七四圓、長野四三、五〇一、〇〇二圓、福岡三九、一七三、九六七圓が次ぐ、少きは奈良六、〇七九、三三九圓、熊本五、〇四二、三三九圓、岩手三、九二九、一〇五圓等で最低は沖繩の八九三、八五七圓とする。

之を運轉資金との對比に於て見るにその比率高きは、福島七二%、長崎六九%、秋田六九%、沖繩六六%等で低きは熊本四一%、京都四三%、奈良愛知の四四%であるが、全般的にみて東北、九州、北陸地方は高く東海、關西地方は低い。

尙次に貯金との對比に於て見る。

其の高きは沖繩二一三%、神奈川二〇六%、東京一七七%、宮城一六九%、低きは滋賀京都五六%、奈良六〇%、大阪六一%、愛知の六二%等であるが、全般的に見て、東北九州地方は高くして貸付金は貯金を超過するに反し東海、關西地方は低くして貯金の高より貸付金の高の方が低い状態にある。

3 割引手形 手形の割引は既述の如く市街地信用組合に

のみ許されたる業務であるが該組合の多きは東京の二六を最高とし之に廣島の一五、福岡の一四、京都一三等之に次ぎ少きは岩手、奈良、島根、高知、佐賀、鹿児島、沖繩等で各一組合を有するに過ぎず、福井には全然該當の組合を有してゐない。

割引額の多きは京都五、七六二、二五四圓、大阪一、九七二、二六七圓等で少きは青森五、七三七圓、神奈川二、〇八〇圓、三重一、七二一圓、福島八五〇圓等で、宮城、秋田、山形、千葉等は組合あるも全然之を行つてゐない。

二、販 賣 事 業

販賣事業は全国各地不平均な發達をなしてゐる。

販賣事業を實際に行ふ組合の多きは、愛知二五八、群馬二二、兵庫二〇六、北海道一四一、長野一四〇、少きは東京大阪の一五、奈良一九等である。而して全般的には、北陸、東海地方に其の普及大であり東京大阪等の市街地並東北、關東、中國、九州地方には少ない。

従つて販賣價格も亦大體それに應じてゐる。即ち、その大なるは長野四一、三〇七、四六六圓、群馬二九、六二九、六四九圓、福井二〇、〇五〇、五三八圓、愛知一一、三二五、〇六八圓少きは東京三〇六、四五九圓、沖繩五二二、三二九圓、大阪六七七、六三四圓、香川七四二、二七九圓等である。

販賣品の主なるものは米、繭、生絲、織物、其の他の農産物、林産物、水産物等々であるが今その主なる産地を見るに

米	滋賀	七、五一七、五一〇
	富山	五、三〇二、四七三
	福岡	三、七三三、四三三
	北海道	三、〇五四、〇〇八
	山口	二、八〇三、七二五
	兵庫	二、七九八、一二九
	岐阜	二、六九七、八八九
	新潟	五、七八七、二一五
	埼玉	四、三八四、五五〇
	長崎	三、三〇〇、三八六
	千葉	二、一四六、九五六
	長野	二、〇六一、九八五
	長野	三、八、四七八、二二〇
	群馬	二、七、九九五、五九三
	愛知	三、四三七、四八七
	岐阜	二、五九七、九五二
	愛知	三、四八八、二〇六
	静岡	三、六一、五一七
	兵庫	三、五五、八四七

大阪	三五一、四九三
福井	一六、九二〇、一四七
山形	三、四八四、八七三
静岡	一、三三七、〇一〇

而して、販賣價格の大なる府縣に二種類の型がある。一は一種のみの産物によるもので他は數種の産物によつて販賣價格が増大してゐるものである。前者に屬するは長野、群馬、埼玉、新潟、長崎等であつてその販賣物の殆どは繭生絲のそれであり、長野、群馬の如きは販賣價格の九八—九九%までがそれに依つて占められてゐる。尙右の中均しく養蠶製品であつても長野、群馬の如きは生絲で新潟、長崎の如きは繭のまゝで、埼玉の如きは三分の二は繭で三分の一は生絲で販賣せられてゐる状態である。而して亦、福井山形等の販賣價格の大部分は織物であり、富山、秋田、栃木、大分等は米である。之に反し、愛知、岐阜、静岡の如きは後者に屬する、即ち、愛知は、米、繭、生絲、畜産物、特用作物、蔬菜、果實及その加工品等、岐阜は米、繭、生絲等、静岡は果實、蔬菜、特用作物並その加工品、織物、繭、生絲等各種産物の販賣が相當の額に上りその販賣價格を増大せしめて居る。

三、購 買 事 業

購買事業は販賣事業や利用事業と異つて、全國略々平均し

て發達して居るが、全般的にみてその發達してゐるのは、東海道、中國地方であり、今尙ほ普及及少なきは東北地方である。

事業實行組合の多きは最高愛知の四〇三組合であり兵庫の三一五、岐阜三〇四、三重二九四等に次ぐ、少なきは東京八一、佐賀八〇、山梨六七、沖繩三二二等である。

購買卸價格よりすれば、福井の一二、八四二、三一五圓を最高とし、福岡九、二五一、八五九圓、北海道八、七一一、一四二圓、長野七、六三八、九五五圓、愛知六、八五七、四四七圓、廣島六、七四〇、六六四圓等に次ぐ、最低は、沖繩の二九七、一〇三圓であり、山梨八三四、九四〇圓、大分一、〇七三、九八一圓、青森一、一九六、二三四圓等を以て少き縣とする。

次にその内容を産業用品、經濟用品、産業經濟兩用品の三に分ち考察するに。全般的には産業用品主位を占め經濟用品之につき、産業經濟兩用品はその價格少くして殆ど問題とするに足らない。

先づ産業用品を見るにその多きは、北陸、東海道、中國地方であり、府縣別よりすれば

多き府縣—福井一二、一七二、七四六圓、愛知四、六〇一、三九〇圓、鹿兒島三、八三九、六八二圓、静岡三、七二七、一八四圓、北海道三、六二六、五六八圓等。

少き府縣—沖繩七六、四一八圓、山梨三六六、八八六圓、大分四七七、八九四圓、神奈川五六八、八三三圓等。

經濟用品も大體右と同じやうなことが言へる。

多き府縣—福岡六、三八〇、四六五圓、北海道五、〇八四、五七四圓、新潟四、二八四、六九八圓、廣島三、八四八、四七四圓。

少き府縣—福島二〇五、四九〇圓、沖繩二二〇、六八五圓、千葉三二二、八八〇圓、宮城三五七、四四五圓。而して、多くの府縣は經濟用品よりも産業用品の方が多いのを常とするが、山形、埼玉、福井、徳島、香川、宮崎等は産業用品大部分を占め、之に反し東京、神奈川、富山、福岡、沖繩等は經濟用品がその大部分を占めてゐる。尙右の外經濟用品が産業用品を超過する道府縣を挙げれば、北海道、秋田、群馬、新潟、山梨、京都、大阪、鳥取、島根、廣島、熊本、大分等で大市街地及び北陸、山陰地方に多いのを見る。

四、利用事業

利用事業は他の三事業に比すればその發達極めて微々たるものであり、亦その發達状況も地方によつて異り極めて不均である。その普及は東海道、中國地方に多い。

事業實行組合数の多いのは愛知一六六、群馬一四二、静岡長野の一三三等であり、少きは、沖繩の八、栃木一一、長崎

一九等である。

利用料についてみるに多きは山口四九九、九〇九圓、兵庫四八六、五八四圓、静岡三三〇、二七八圓、愛知三〇九、〇九七圓、少きは青森七、五四八圓、栃木一〇、六七四圓、沖繩一一、九七四圓等である。

五、農業倉庫業

農業倉庫業は必ずしも産業組合のみが經營するものでなく農會町村その他之に準ずる公益法人も經營してゐるのであるが現状は殆ど全部が産業組合に依つて經營せられてゐることは既述の如くである。

農業倉庫業を經營してゐる組合の最も多きは、福岡の一九〇で、兵庫一一一、山口一一二、三重の一〇九、北海道一〇二、愛知の一〇〇等は多い方であり、東京の二、沖繩の五、

山梨の一八等は少ない府縣とする。

棟数よりすれば、熊本四六五棟、福岡二六六棟、富山の二六四棟、滋賀二四五棟等が多く、建坪よりしても略之と同じく熊本一一、九六九坪、北海道一三、〇三二坪、福岡九、三七七坪、富山八、〇一一坪、新潟七、九九四坪、滋賀七、八七二坪等がその上位を占むる。

次に収容力を見る。

穀物では昭和四年末現在には北海道一、〇五四、一一二俵熊本一、〇五〇、六六〇俵、新潟七〇六、七五五俵、滋賀六九二、四六〇俵等、繭では群馬の三七〇、五七八貫、山形三〇九、一八〇貫、静岡一九七、六五九貫等がその上位を占むる府縣である。

地方別産業組合現況

道府 縣名	昭和四 年未組 合數		調査 組合員數	拂込 資金	準備金 積立金	借入金	剩餘金	信用事業					
	組合數	組合員數						貯金	貸付金	手形割引	販賣事業	購買事業	利用事業
北海道	四四	三六〇	七〇、五四八	五、〇五三、五六五	二、三四、一六四	三、一九〇、二二〇	六四一、七七七	八、四九一、二七二	四、四四五、五五〇	三、一〇八、八八〇	五、八三三、六三三	七、七七一、八二四	一一、〇八一
青森	二〇三	一九九	三、九六七	二、六三三、六七四	一、二三四、六四三	一、二二九、六三三	三三三、七七九	三、九六六、五〇〇	五、九六三、一六八	五、七三七	七、四一五、五四	一、一五五、六七三	七、五四八
岩手	二二	一七〇	四二、〇五八	一、五五三、〇三三	一、八七、八八一	一、〇六六、二四四	二四一、五四四	三、〇八〇、三九九	三、九三九、二一五	一、三二八、三三	一、八二二、二〇一	一、二四〇、四〇六	七、六〇八



鹿兒島	二四九	三三三	一四〇、六〇一	三〇一〇、八三四	一、三六、二七七	二、四四〇、〇四三	一、九五、七四四	一、三、七八〇、六七	九、九〇、一、三四三	七、七、一、五九	二、三三、三、四二	五、五、二、八五二	一、四、六、七、六〇
沖繩	三	五	一五、六五〇	四、八、一、一九	二七、五、五〇	二、五、八、三三	四、七、六、八三	四、八、一、三二	八、三、八、七	一〇、四、二〇	五、三、三、三九	二、七、八、八三	一、一、九、七、四
計	一四、〇、四七三	三、六、九、四四〇	五、五、五、五三	一九、九、五、九、六三	九、四、〇、七、〇七	二、七、五、〇、四九	一、三、四、一、三、四九	七、八、九、四、〇、一〇	一、〇、一、一、三、三、〇、六七	一、七、三、九、七、七	一、四、九、〇、一、三、三〇	一、四、九、〇、一、三、三〇	一、四、九、〇、一、三、三〇

備考 調査組合数乃至利用事業に付ては昭和三年度事實に據る。

### 第二節 産業組合聯合會

#### 第一、産業組合聯合會數及所屬組合

産業組合聯合會の制度が認められたのは明治四十二年に組合法が改正せられてからである。翌四十三年には其の數僅か一三に過ぎなかつたものが、爾來漸次増加して大正十三年末には二〇五を算し最高數に達した。が以後漸減の傾向をもち昭和四年には一八五を示してゐる。然しそれは、聯合運動の停滞を示すものに非ず、却てその内容の充實刷新を示すものに外ならぬ。それは聯合會數の漸減にも不拘、所屬組合數の増加——大正元年には一、一六四組合、大正十三年一三、〇九四組合、昭和四年には一七、五二六組合によつてハッキリ證されてゐる。一聯合會平均の所屬組合數は九五三なる。

#### 2、事業別

昭和四年末現在、購買組合聯合會一二四、販賣組合聯合會一二〇、信用組合聯合會六五、利用組合聯合會二六で事業組合聯合會が斷然頭角を現してゐる。設立當初、明治四十三年には、信用組合聯合會一一、販賣組合聯合會九、購買組合聯合會五、利用組合聯合會一で信用組合聯合會が主位を占める傾向は大正四年頃までつゞいたがこの頃より信用組合は漸減の傾向にあり事業組合は漸く擡頭し大正十三年に全く頭角を占むるに至つて今日に及ぶ。(次頁の表参照)

#### 一、聯合會の種類

##### 1、種類別

組織別聯合會は左記表の通りで、昭和二年末、有限責任一八、保證責任六四で有限責任がその大部分を占めてゐる。(次頁の表参照)

#### 一、種類別聯合會數

種 目	年 次		年 次							
	明治四十年末	大正四年	大正九年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	
信用組合聯合會	三	三〇	三五	三一	三三	三三	三三	三三	三三	
販賣組合聯合會	二	三	六	三	四	八	一一	一四	一七	
購買組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
利用組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
販賣組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
購買組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
販賣組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
購買組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
信用組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
信販組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
信利組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
信販購組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
信販利組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
信購利組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
信販購利組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
計	一三	七二	一五五	二〇五	二〇〇	一八七	一八二	一七九	一八五	



二、事業別聯合會數

種 目	年 次									
	明治四十三年	大正四年	大正九年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	
信用組合聯合會	一一	五八	八六	八二	八〇	七六	七〇	六七	六五	
販賣組合聯合會	一九	二七	七九	一六	一三	一〇七	一〇五	一〇五	一一〇	
購買組合聯合會	一五	三五	一〇	一六二	一五三	一三七	一三	一二三	一二四	
利用組合聯合會	一	一	一四	一六	一七	一六	二〇	二〇	二六	

備考 本表に於ける各事業組合數は兼營を包含するものとす。

三、組織別聯合會數累年比較

年 次	有 限 責 任		保 證 責 任	
	年 次	有 限 責 任	保 證 責 任	年 次
明治四三年	三	一三	一	一
大正四年	四	五四	一八	二五
同	九	一〇七	四八	三一〇
同	二	一三六	六五	三三三
同	三	一三六	六九	三三七
同	一	一三二	六八	三四〇
昭和四年	四	一二一	六六	三三三
同	元	一八	六四	三五七

一、所屬組合と出資金

現在、總聯合會數一八五その所屬組合數一七、五二六組合で一聯合會所屬組合九五である。總出資額は二八、八一三、九三〇圓、内拂込出資金一六、二九六、四二四圓、一聯合會平均一五五、七五一圓であつて一所屬組合一、六〇五圓弱に當る。昭和元年末聯合會數二八、總出資金四二二、一六〇圓、一所屬組合平均出資額三五三圓に比すれば、聯合會數に於て六六倍、出資金に於て約七〇倍、一所屬組合平均出資額に於て約五倍の増加を示してゐる。

一、運轉資金

昭和四年末に於ける聯合會運轉資金は二〇八、三三三、八一圓、内拂込出資金一六、二九六、四二四圓、諸積立金三、二二四、八三五圓、借入金四三、七九六、七九六圓、貯金二四五、〇三五、七五七圓、其の割合〇・〇八弱、〇・〇一六、〇・〇二一、〇・六九四、自己資金と借入金とは〇・〇九六、〇・九、〇・四の割合で借入金がその大部分を占めてゐる。一聯合會平均の運轉資金は二、六八一、三〇四圓、一組合當りは一五、七八〇圓である。

大正元年度に比するに總額に於て、八八倍、拂込出資金一八倍、諸積立金一七倍、借入金二二倍、貯金一九一倍、言ふ著しい増加である。その當時に於ける各々の總資金に對す

る割合は拂込出資金〇・一七、諸積立金〇・〇三七、借入金〇・〇四〇、貯金〇・三九三であり従つて自己資金、借入金各々の割合は〇・二〇七、〇・七九三であつた之を現狀に比較する時著しい借入金資金の増大とその比率の上昇を見る、その大部分は貯金の増加によるのである。

一、事業

1、信用事業

信用事業を行ふ聯合會は兼營をも含めて六五、所屬組合數一一、九二〇である。先づ第一に貯金業務を見る。

昭和四年末、其の總額一四五、〇三五、七五七圓、一聯合會平均二、三〇二、一五五圓、一組合當り一二、一六七圓。同年度内總受入額三七一、一二四、九六二圓、總拂戻高三四三、五三八、八二八圓である。現在では運轉資金の大部分を占めその約七割に當つてゐることは前述の通りである。大正元年度二八八、五六〇圓に比すれば正に五〇二倍、大正四年度及大正十二年度の二回に飛躍的増加をなして今日に及んでゐる。

貯金利率は最高〇・九五(群馬)〇・八八(長野)〇・八二(香川)之に次ぐ。最低は〇・二六(東京、三重、愛媛)で全國平均は〇・五八貸付の全國平均の利率〇・七七に比すれば〇・一九の差をもつてゐる。

利率低下の傾向は最近數年來の一般傾向であるが、今貯金利率に於て所屬組合及聯合會のそれを比較するに略々〇・〇六一七聯合會高利であるを常としたが昭和二年にはその差〇・〇三三となり三年には反對に所屬組合利率よりも低下しその差〇・〇〇一を示すに至つた。

2、貸付業務

昭和四年末總貸付額六五、六七五、三〇七圓、一聯合會平均一、〇四二、四六五圓、一所屬組合當り五、五〇九圓、同年度貸付總高一九六、九九八、四五九圓、同償還高一八五、四三五、一四七圓である。總運轉資金に對し〇・三九、貯金總額に對し〇・四五に當る。

大正元年三三六、一〇二圓(五八三件)に比すれば恰も一九五倍の増加であり大正十一、十二年に飛躍増加をなしてゐる。當時運轉資金、貯金に對する〇・四四、一・一六の割合であつたが、その割合漸次減少して今日に及んでゐる。

貸付利率最高一・一〇(沖繩)一・〇〇(北海道、神奈川、京都)之に次ぐ。最低は〇・三五(福岡)、〇・五〇(北海道)、全國平均〇・七七で、所屬組合平均利率一・〇四に比し〇・二七の差を有つ。而してこの差は數年來擴大の傾向をもつて現狀に及んでゐる。

3、販賣事業

販賣事業を行ふ聯合會數は一〇六、所屬組合數五、二八九組合に達してゐる。

總販賣高は七一、八六二、三三八圓、一聯合會平均六七七、九四七圓、一組合當り一三、五八七圓に當つてゐる。

販賣品の主なるものは生絲、米、麥、鶏卵、砂糖、織物、繭等でその他バター、林檎、薪炭、甘藷、靱、菓工品、紫雲英、生繭、牛乳、松茸、柿、疊表、椿實、石鹼、陶磁器、茶、椿油、莫座、黒糖、白丁糖、大豆等がある。

大正元年度販賣總額は七、九五五、六二八圓で之に比すれば現在約九倍の増加をなしてゐる。

4、購買事業

昭和四年度購買事業を行ふ聯合會は兼營をも含めて一九九、所屬組合數八、〇三三組合に達する。

總仕入額二四、四五二、〇一一圓、總賣却額二五、八三一、〇六八圓、一聯合會平均二三六、九八二圓、一組合當り三、二一六圓に當る。

其の取扱品の主なるものは肥料、砂糖、酒、飼料、被服類自轉車、米等で、その他蠶節、足袋、學用品、紙類等々の日用品である。

大正元年度には、購買價格一二六、八九九圓であつたが現在は約その一二五倍、大正五年八年及十三年の三回に飛躍的な

増加をなして今日に及ぶ。

5、利用事業

利用事業單營の聯合會は一つも有しない。現在數二十二は總て兼營であり、その所屬組合數は二、〇二〇である。

設備の主なるものは印刷機械、教婦、指導員、粉摺機等その他倉庫、大豆粕粉碎機、活動寫眞機等々である。利用料は昭和四年末三九、〇九三圓、一聯合會當り一、七七七圓、一所屬組合當り一圓で、他の三事業に比し極めて微々たるものである。而して實際この事業が開始されたのは大正十一年で、その當時の聯合會數は一六、所屬組合數は九五六、利用料四、

〇八八圓にすぎなかつた。其の後、次第に發達して今日に至る。恰も現在は聯合會數に於て一二六倍、其の利用料に於て約九倍の増加を示してゐる。

6、聯合農業倉庫業

産業組合聯合會が聯合農業倉庫業の經營の制度を認められたのは大正十五年三月の改正である。昭和二年末は新潟、愛知に各一つ宛の設立を見たが翌三年には秋田、北海道に四年には沖繩にその設立があつた。合計現在聯合農業倉庫業を經營する聯合會數は五、棟數、坪數、建坪、收容量等は別表の通りである。

聯合農業倉庫狀況

年次	種目	經營主體數	棟數	建坪	收容量		
					穀物	繭	砂糖
昭和	二	二	一六 <sup>棟</sup>	一、三八七 <sup>坪</sup>	九四、〇〇〇 <sup>噸</sup>	—	—
同和	三	四	一七	一、六六九 <sup>坪</sup>	一一三、九二〇	—	—
同同	四	五	二〇	二、三三六 <sup>坪</sup>	一三七、二〇五	—	一九、四四〇 <sup>噸</sup>

備考 聯合農業倉庫の制度は大正十五年三月農業倉庫業法改正に依り認められたるものなり。

地方別聯合農業倉庫狀況 (昭和四年末現在)

府 縣 別	種 目	經 營 主 體 名	棟 數	建 坪	收 容 力	
					穀 物	砂 糖
新 潟	有限責任 新潟縣販賣購買利用組合聯合會	四棟	二四八・〇	一八、二〇〇	依	一
愛 知	有限責任 碧海郡購買販賣組合聯合會	二	一、一四九・四	七四、〇〇〇		
秋 田	保證責任 秋田縣販賣購買組合聯合會	二	二五三・五	二六、二八五		
北 海 道	有限責任 上川販賣組合聯合會	一	二三四・〇	一八、七二〇		
沖 繩	保證責任 沖繩縣信用販賣購買組合聯合會	一	四三二・〇	一三七、二〇五		
計			二〇	一、三二六・九	一三三、二〇五	一九、四四〇

産業組合聯合會總括概況

種 目	年 次									
	大正元年	大正四年	大正九年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
調査聯合會	二六	七二	一五五	一八九	一八七	一六四	一九	一七	一六七	一七、五三六
所 屬 組 合	一、一六四	三、六五五	八〇八四	一三、〇九四	一三、九〇四	一四、八八八	一五、八五五	一六、四四五	一七、五三六	一七、五三六
出 資 總 額	四二二、一六〇	一、一四四、三〇〇	四、五八、〇九〇	一四、三六五、五〇〇	一六、九四六、二四〇	一八、三〇一、四七〇	二〇、〇九八、八七〇	二二、四五一、六五〇	二四、八八三、九三〇	二六、八三三、九三〇
拂 込 濟 出 資	一五二、六四九	五七、一六八	二、四四〇、九八	七、九九、四九	九、五五〇、九七三	一一、二七三、七三	一三、二一〇、三三	一五、三〇〇、二七九	一六、二九六、四四	一六、二九六、四四
積 立 金	三三、〇三三	一四三、三〇〇	七九五、六五	一、七五、四二八	一、七〇、五二	一、八七、二九	二、五五、七〇	二、八八、六四	三、二四八、五	三、二四八、五
借 入 金	三四、六三六	一、三四、六二	七、五〇、八七	一五、三三、六八	二、三六〇、二七	一七、九五、七七	二、七五、八三	三、七九、四一	四、七九、七九	四、七九、七九
信 用 貯 蓄 金	二八、五〇〇	一、〇八〇、三三	一一、五〇、四七	三三、〇六、一七	三三、〇六、一七	三三、〇六、一七	三三、〇六、一七	三三、〇六、一七	三三、〇六、一七	三三、〇六、一七
業 務 貯 蓄 金	三六、一〇一	一、三六〇、八一	八、五三、三三	二五、四八、七六	二五、四八、七六	二五、四八、七六	二五、四八、七六	二五、四八、七六	二五、四八、七六	二五、四八、七六
利 用 料										
剩 餘 金	二四、四三三	七三、六三三	損 三〇、五二	損 五〇、六三	三三、九四	二〇、一五二	一八〇、二八九	五三、二八五	八〇、三四三	八〇、三四三

事 業 種 別	年 次									
	大正元年	大正四年	大正九年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
販 賣 高	七、九五、六八	八、九三、〇五	二〇、三六、二四	三三、一六、八三	三六、〇九、八〇	四〇、一一、〇〇	五九、二七、八四	六〇、五五、一四	七、八三、一三	七、八三、一三
購 買 高	二六、八八	三、七、九七	六、七、七、九八	八、五、一、〇〇	一一、二、八、九三	一六、六、三、五三	一八、八、七、三二	二〇、八、三、〇九	二五、八、三、〇六	二五、八、三、〇六
利 用 料										
剩 餘 金	二四、四三三	七三、六三三	損 三〇、五二	損 五〇、六三	三三、九四	二〇、一五二	一八〇、二八九	五三、二八五	八〇、三四三	八〇、三四三

第二、地方別産業組合聯合會現況

聯合會の地方別現況は大體各單位組合發達の地方状況に伴つてゐる。

聯合會数の最も多いのは愛知、岐阜の一〇で愛媛の八、富山、京都の七等が之に次ぎ青森、宮城、奈良、島根、鹿児島沖繩等は各一聯合會を有するに過ぎない……が、所屬組合数よりすると、最高位を占むるは東京の一、二二二組合で愛知の八二九、長野八一五等之に次ぎ少きは沖繩の四三、青森一三八、熊本一二三等である。

運轉資金に就て見るにその大なるは東海道、中國、近畿地方である。全般的には既に述べたやうに借入資金が大部分を占め、就中、貯金でその大部分が占められてゐる……が之を

府縣別よりすると何れの府縣も自己資金より借入資金が多い。

乍併資金中に於ける自己資金と借入資金の占むる割合を見るに一般東北地方、四國、九州地方は自己資金の占むる割合が比較的大なるに反し東海道、近畿、中國地方は極めて小である。尚借入資金の構成に於て東北、四國、九州地方は借入金金の占むる割合が非常に大で宮城、山形、福島のはきは五〇%以上であるが、東海道、近畿、中國地方はその割合極めて少く換言すれば貯金で大部分が占められてゐる。

次に事業に於てみる。信用事業は全國相平均して發達し之を行はざる府縣は一もない。就中發達してゐるのは個々の信用組合の發達せる東海道、中國、近畿地方であることは言ふまでもない。

販賣事業はその發達區々であり青森、岩手、宮城、山形、福島、栃木、東京、山梨、静岡、滋賀、大阪、奈良、和歌山島根、徳島、大分等は全然之を行つてゐない。  
 事業分量の多きは長野の一〇、九六三、八二三圓、群馬一四、六一一、八八二圓、神奈川一六、八一六、二六三圓(全縣)の事業に包含されてゐる(福井五、〇二一、六六三圓等々である。  
 購買事業は前者に比すれば比較的平均して各府縣行はれてゐるが尙青森、宮城、福島、神奈川、大阪、奈良、長崎等は實行せられてゐない。

道府縣別産業組合聯合會現況 (昭和四年十二月末)

道府縣名	聯合會數	組合數	出資總額	拂込濟出資	積立金	借入金	貯金	貸付金	販賣額	賣却額	利用料	剩餘金
北海道	三	三	一、二一〇、五〇〇	一、一五五、五七〇	三二八、一五二	三三八、三五六	八三三、七四八	五八、七〇四	七六、五七	一、九八二、〇九九	—	六、五三二
青森	一	一	一、一〇一、〇〇〇	一、〇九七、七五〇	一、〇九七、七五〇	—	—	—	—	—	—	一六、八六九
岩手	二	二	二、四四三、〇〇〇	二、四四三、〇〇〇	二、四四三、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一、九七、五六
宮城	一	一	二、二一七、〇〇〇	二、二一七、〇〇〇	二、二一七、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	二、八五三
秋田	三	三	二、四八五、〇〇〇	二、四八五、〇〇〇	二、四八五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	四、三三三
山形	二	二	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
福島	二	二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
茨城	四	四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—

長野三、一二五、二二二圓、岐阜二、〇九三、〇八七圓、愛知一、四〇八、三一七圓、新潟一、〇七四、九〇〇圓等は事業分量の多き諸府縣である。全般的に發達せる地方は東海地方である。  
 利用事業は前三者に比して殆ど行はれてゐないと言ふも過言ではなく之を實行してゐるものは僅かに八府縣——神奈川、新潟、富山、岐阜、鳥取、徳島、香川、高知等にすぎなく亦利用料の總額も三九、〇九三圓に過ぎない。



道府縣名	聯合會數	組合數	出資總額	拂込濟出資	積立金	借入金	貯金	貸付金	販賣額	賣却額	利用料	剩餘金
栃馬	二	二	一、四〇〇、〇〇〇	一、三九九、七五〇	一、三九九、七五〇	—	—	—	—	—	—	—
群馬	六	六	一、二〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	五	五	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇九〇、〇〇〇	一、〇九〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
千葉	三	三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
東京	二	二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	三	三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
新潟	三	三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
富山	二	二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
石川	二	二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
福井	三	三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
山梨	二	二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
長野	四	四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
岐阜	一〇	一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
静岡	三	三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
愛知	一〇	一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
三重	四	四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
滋賀	七	七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
京都	二	二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
大阪	二	二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
兵庫	四	四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
奈良	一	一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—





沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	計
二、四七〇	二、四八五	二、九七〇	一、九七七	三、三〇〇	三、八七五	五、五五〇	一、二八五	四、三三二	一、七三二	三、三四〇	二、四三六	五、四三四	六、八四一	七、〇二六	五、七七七	三、八六一	三、〇四九
四七六	五七六	四二九	六六三	四九八	五五五	五九七	九六七	五九七	五七七	五三五	五〇七	五五八	九一五	九四〇	七二三	五八八	三〇、九四五
一	一四二	七	六三	一五八	四	一八	二五三	一	一	二九	一〇四	四七	二五四	二七	二二三	二一	六四三
五〇〇	四、五〇〇	一、五〇〇	三、六〇〇	八〇〇	七〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	二、七〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	一、一七	二、三〇〇	二、一〇〇	一〇、六八	一、八〇〇	一、八〇〇	二六、五五七
七三	六四三	一、〇九二	二、三二三	一〇四	六六〇	三三三	五七四	八元	三〇〇	四〇	四〇	六四四	三、七三	一、〇〇	七八	六七	五七、〇五七
三四、七二〇	四四六	二	二	九九七	三三三	一	一、一四一	一、四五〇	五〇〇	一、〇五〇	一〇	六七七	一、六六	一、四七	七六	三六	三四、七二〇
四八、九七二	二、五五	八、七九一	六、〇〇九	八、四九六	五、七五七	七、五六六	二、八八〇	九、八四	六、四八	七、五九六	四、七三	一〇、二〇〇	一、五、七	二〇、九七一	九、九七	七、三三五	四八、九七二
一〇四、〇五〇	一、〇八九	三、五九四	三、〇九七	四、三三四	七九二	二、四四	五、〇四四	二、六五〇	四〇八	一八七	八八二	二、八三五	一、六四五	四、二七七	一、一〇三	二、四七	一〇四、〇五〇
一三、一〇四	六三	三六四	五二七	一〇四	二四	一六九	七七	九七	二五	五八	三元	七四	七四	二九	五三	一六	一三、一〇四
二五〇、三三七	五〇八	三、九六五	一、九二九	一、九〇四	五、三一九	二、八七八	二、〇九〇	七、九六九	三、一五三	四、九二七	一、六四四	五、四二四	七、〇三三	三、七六	五、三六	三、八三九	二五〇、三三七
四、二八二	二六三	三〇	一、一五	一〇〇	三〇〇	三、八八〇	一、〇〇	一、〇〇	三〇	三〇	三〇	三、九〇	一、三〇	九、六二	一	八七〇	四、二八二
一一、九四二	二六	一〇	一四〇	一〇〇	一〇〇	一、二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一、五〇〇	一、五〇	一、六七	三〇	一一、九四二
三、三七	四七	八、五九	二六三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	三〇〇	一	一	一	三、三七
四四、九四三	一、六〇〇	八、四四〇	五、九六	八、五九	六、五七	五、五九	七、五三〇	八、八六	六、〇三三	六、六五七	四、五八七	九、七四三	二、三三三	二〇、〇三六	八、五三	七、二六	四四、九四三

五、産業組合中央會各支會昭和五年度豫算表

和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福島	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	馬	
三、〇四九	二、七二〇	一〇、四四五	五、四三七	四、三九	二、二六	四、二八	八、一八九	一〇、二八四	五、四五四	九、八八	二、二九	五、一四四	七、六七	七、六七	四、〇九九	三、六四二	三、六四二	一〇、三〇九	一、五九	七、六〇〇	七、六〇〇	
五三四	四九	一、一六	七三	六五	五五	七九	一、〇三	八五〇	七二	六七	六八	五九二	五四	六二	六八	五四八	六二	六二	六二	六二	四二	四二
一〇七	四	一	一七	一七	二九	二七	一	三三	一七	一七	一	一四	一七	一五	一五	一五	一五	一七	一七	一七	一七	
二、九一〇	一、七〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇	三、六〇〇	七〇〇	一〇、六五	六五〇	二、七四	二、〇〇〇	二、一八	四、六〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	
二五九	六八八	三、七〇	一六九	六〇一	一〇七	三、二〇四	五〇一	六、四七	五五	五五	二五	一、五五〇	六七	七	一、二二	四七八	一〇、四二	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四	
一、五八	一	一九	四七	八九二	一三	八〇七	二、七〇	二、五〇	五八二	一、二八一	七	一、五八	一、七〇〇	一、七〇〇	四四九	一、七二	一、七二	四	四	四	四	
八、三六	五、六三	一九、六六	七、七八	六、六五	四、〇七八	一〇、四六	一〇、一〇	二、四、	八、一七	三、三、八一	三、六、五一	二、一、四	九、四九	一、三、一〇	一、五、一	七、九、三	二、四、一	一、七、二	一、七、二	一、七、二	一、七、二	
一、三、	一、六三	六、三	一、二六	一、一六	九二七	二、八四	二、二	二、二	九九八	四、二〇	八六三	一、六〇	三、九四	一、一、	二、五、	七、七	二、六、	二、〇、	二、〇、	二、〇、	二、〇、	
二六四	七	四八	一三	一八	二五	一〇	五	五	二九七	三六	九	二五	三、九	三、	二、	五〇一	五、二	二、八	二、八	二、八	二、八	
四、三、	二、一〇〇	九、八八	三、八、	三、八、	二、二七	四、三、	九、七七	一三、〇	五、三、	一、五、	二、二、	七、二、	三、九、	八、八、	六、一、	五、二、	一、三、	一、三、	一、三、	一、三、	一、三、	
一、四、	三、八	一	七〇〇	一九七	三〇	一八〇	一	一〇	三〇	九四八	二〇	八九	二〇〇	一、	一、	三、	二、	二、	二、	二、	二、	
一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
七、四、	四、三、	一九、五八	七、四、	五、五、	三、三、	九、六、	二、一、	二、一、	六、九、	三、三、	六、九、	二、一、	二、一、	六、九、	三、三、	七、八、	一、九、	一、七、	一、六、	一、六、	一、六、	

支會名	種別		收入		支出		計
	負擔金	中央會	基本金	補助金	其入	繰越金	
山梨	二,九〇〇	六四	六	五〇〇	一八六	一五〇	四,四八〇
長野	一三,三六七	八七六	二〇〇	九,一八三	六五	五〇〇	二四,二九一
岐阜	五,四七〇	八〇〇	二五〇	六〇〇	七〇	八〇〇	八,六六〇
靜岡	一,一七〇	八三三	一〇〇	三,六〇〇	一,四四〇	一,〇〇〇	一八,九六六
愛知	七,二四一	一,二〇九	一	一,〇〇〇	〇〇	一,〇〇〇	二二,〇〇〇
三重	五,一四四	七七〇	一四〇	一,〇一〇	四,六三三	七〇	三,六〇〇
滋賀	三,九一三	五九四	三〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇〇	四,〇〇〇
京都	四,〇九七	七〇	一六	一,〇〇〇	一,〇一〇	九七	一三,〇一〇
大阪	五,五八	六〇	六	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇	三,七八五
兵庫	一,一五〇	一,三四五	一	五,〇〇〇	一,八五	七〇〇	一〇,〇一〇
奈良	三,九二〇	四八	六	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇	一三,〇〇〇
和歌山	三,三三三	五七三	一〇	五〇	一,〇〇〇	二〇	一〇,〇〇〇
鳥取	五,〇六一	六〇〇	一五	一,三〇〇	七四三	三〇〇	二,五二五
島根	六,一九八	六〇〇	一〇〇	四,〇一〇	九	五〇〇	一,〇九〇
岡山	七,〇六〇	八八九	一〇〇	四,〇一〇	九	五〇〇	一,〇九〇
廣島	七,四一九	八八九	三〇〇	一〇,六〇〇	六二〇	六六〇	二〇,一四五
山口	五,五七五	八三九	二八二	一,七五〇	一,一〇〇	二,〇〇〇	一七,八〇〇
山形	二,七二二	五〇〇	四八〇	一,三三〇	四三〇	三〇〇	一,一七〇
福島	四,〇八六	五五六	三三	一,六三〇	一〇〇	一〇〇	一,一七〇
香川	五,四三三	五六〇	一	一,八九〇	六五〇	六〇〇	九,一三三
愛媛	四,五二九	五八四	一〇	一,四三〇	一七〇	一,二〇〇	七,九六三
高知	四,五二九	五八四	一〇	一,四三〇	一七〇	一,二〇〇	七,九六三

支會名	種別		收入		支出		計
	負擔金	中央會	基本金	補助金	其入	繰越金	
北海道	六,九〇〇	七〇	一	一,〇八〇	四,六〇〇	六〇〇	一三,九〇〇
青森	三,四〇〇	四七	一	一,二五〇	五〇〇	一〇〇	五,七八〇
岩手	四,九三六	四四	一	一,〇〇〇	一,〇五〇	三〇	七,〇五〇
宮城	三,七九五	五四	一	四〇〇	三三〇	一〇〇	五,二八二
秋田	二,四二一	五八	一	一,一〇〇	九四〇	一〇〇	五,三五一
山形	三,五九九	五七	一	六三九	四〇〇	五〇〇	五,七七〇
福島	三,三六一	六九	一	一,六〇〇	九〇	四〇〇	六,一八九
茨城	五,一九七	六〇	一	二,一六〇	一,四九六	三〇〇	一〇,一八八
栃木	三,九〇〇	四九	一	二,一〇〇	九五五	九〇〇	八,六八八
群馬	七,四三〇	八八	一	七〇	一,七三三	五	一〇,一七五
埼玉	一一,五三三	八〇	一	三,三〇〇	二,二〇〇	一,〇〇〇	一七,三三五
千葉	八,三七九	七〇	一	一,七〇〇	九,八〇〇	一〇〇	一四,〇九〇
東京	五,〇三三	六〇〇	一	四,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	二二,四三三
神奈川	四,五九一	五七四	一	二,七〇〇	五〇〇	四〇〇	八,六五五
新潟	五,七五〇	八八	一	一,五〇〇	一,二五一	一,〇〇	一〇,五九九
富山	九,三三三	六八	一	四四	八〇〇	九〇〇	一三,二六三
石川	五,九四三	五七四	一	一,七〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	九,九九九
福井	五,一五五	五七〇	一	二,四三三	四〇〇	一,〇〇〇	九,一〇一





科 目	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	大正十五年(昭和元年)	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度
和歌山	五、二四〇	九、〇八九	二、五二一	一、九〇〇	七、六四〇	二、二〇〇	内四〇〇圓ハ郡部會補助
鳥取	一〇、〇〇〇	七、一八〇	三、一八四	八九二	二、四九二	五〇〇	
岡山	八、〇〇〇	九、九六八	四、八五〇	五〇〇	一〇、四六四	一、三〇〇	
廣島	三、八〇〇	九、七五二	四、〇一一	二、五八〇	一、八〇〇	一、一〇〇	内一、〇〇〇圓ハ部會專任職員設置補助 内八、六〇〇圓ハ支會ヲ通シ郡部會ヘ指 定補助
山口	八、〇〇〇	二、三六〇	三、五三一	二、七〇	一、五、六四二	一、七五〇	外ニ部會補助一、一五〇圓アリ
徳島	四、四〇〇	四、四八八	二、一六〇	六、六四八	一、六三〇	一、三三〇	其他ノ中ニ農會補助一三、二〇〇圓ヲ含 ム
香川	四、四〇〇	七、四二二	二、〇三七	九、四四九	一、六三〇	一、三三〇	
愛媛	二、二〇〇	二、六七五	五、三六三	一、〇三八	一、八九〇	一、八九〇	外ニ農會補助三五、九〇〇圓米麥共同販 賣補助二、八〇〇圓アリ
高知	八、八〇〇	一〇、〇二八	四、五三三	五、三四	一、四三〇	一、四三〇	
福岡	三、二〇〇	一、八七五	六、三六二	一、七三三	二、四八三	一、四八三	
佐賀	三、二〇〇	五、一〇四	一、四四〇	六、五	八〇〇	五〇〇	其他ノ中ニハ縣信聯補助四八〇圓ヲ含ム
長崎	二、二〇〇	六、一四〇	二、〇二八	八、九七〇	五〇〇	五〇〇	
熊本	六、九〇〇	八、九〇〇	三、七九	二、五七九	二、六〇〇	二、六〇〇	
大分	九、〇〇〇	八、六〇〇	四、八五〇	一、六、三三一	二、五三二	一、五〇〇	其他ノ中ニハ支會ヘノ獎勵金ヲ含ム
宮崎	二、二〇〇	五、五〇〇	二、二一三	一、二三八	一、五〇〇	一、五〇〇	
鹿兒島	二、二〇〇	一、五〇七	六、三〇〇	二、一九三	三、五五五	四、二五〇	
沖繩	二、二〇〇	一、六八〇	八、五五	二、五八〇	四、七五	四、七五	
合計	三六三、七三五	四九、五七一	一、六、一〇七	四七、七七八	六八、三三六	一、三、二五五	

### 第四節 産業組合中央金庫

産業組合中央金庫は大正十二年四月産業組合中央金庫法の發布に依り同年十二月設立せられ翌十三年三月事業を開始した。

#### 一、産業組合中央金庫事業累年比較

科 目	大正十二年度		大正十三年度		大正十四年度		大正十五年(昭和元年)		昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度
	出資者	役員	出資者	役員	出資者	役員	出資者	役員	貸付金	借入金	諸積立
政府	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
産業組合聯合會	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
政府以外出資者	八、九五九	八、九五九	八、九五九	八、九五九	八、九五九	八、九五九	八、九五九	八、九五九	八、九五九	八、九五九	八、九五九
政府	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
産業組合聯合會	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
政府以外出資者	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
借入金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
諸積立	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
貸付金	三、五、〇九四	三、五、〇九四	九、七、七三四	九、七、七三四	一、一、二六五	一、一、二六五	一、一、二六五	一、一、二六五	一、一、二六五	一、一、二六五	一、一、二六五

割引手形	短期貸付	預 金		預 業 債	産 債	剩 餘 金
		預 金	預 業 債			
—	—	20,092	8,035,920	—	—	91,097
2,366,330	—	648,380	9,433,874	—	—	624,748
5,449,449	6,000	1,302,863	8,245,736	—	—	834,544
918,046	110,000	7,833,460	15,077,895	—	—	914,556
87,031	—	3,305,000	14,833,151	—	—	1,059,943
699,334	—	3,633,497	17,250,823	—	—	845,800
555,692	21,137	410,216	31,587,500	—	—	91,996

備考 大正十三年度大正十四年度の手形貸付は割引手形中に加算せらる。手形貸付高大正十四年度末現在は四、七七七、八八四圓、割引手形の大正十四年度末現在は六三一、五六五圓なり

二、事業の状況

産業組合中央金庫昭和四年事業年度内に於ける我が経済界の概況は、依然として先年來の漫性的不景氣の域を脱せず、沈滞の裡に終始したのであるが、殊に七月以後は我が経済界の痛腫を認められて居つた金の輸出禁止解除の準備期に入り、徹底的の財政緊縮を行ひ、他方に國民全般に消費節約が普及したために、貨幣の對外價值騰貴に伴ふ物價の下落に加へ、消費は全般的に萎縮甚しく、産業界は愈々沈論し、資金の需要が著しく減退せしに加へ、金解禁實施に備ふる金融機關の警戒のために、金融界は頗る閑散の裡に越年し、新年となりつて愈々金解禁が實現し、我が金融事情は國際的常道に更生するに到つたのであるが、時偶々世界的不況の兆現はれ、對外

輸出は菱縮し、國內消費は減退し、惹いて物價の落調は益々甚しく、産業界は愈々困憊するに到つたのである。而して金融界は一方に相當の巨額の正貨流出するならんを豫想されたので緊張すべきであつたにも拘らず、他方前述の如き産業界不振のために、依然として緩漫裡に終始した。従つて金庫業務も亦この財界の大勢に左右され、資金の需要は減退し預金は増加の趨勢にあり、道府縣信聯と共に餘裕金の過多に苦む状態に陥つたのであるが、殊に短期資金の需要は甚しく減少し、従つて短期金融機關である中央金庫の業務は一層閑散たるを免れなかつた。これに加へ二、三年來頻りに巨額の貸出が行はれた政府の低利資金が漸く償還期に入り、新規貸出は著しく減少したので、業務上の數字は著しく不振を示して居

るも、その内容に於ては普通資金の貸出は後述の通り著しき増加を示して居るのである。然り而して斯くの如く一般金融市場は緩漫を極めたるも、他面米爾價の崩落、中小商工業者に對する不況の影響は著しきものあり、都鄙を通じ中小産業者の需要は相當熾烈なるものありしに拘らず、他方資金の偏在は愈々凝固し、中小産業者の信用は梗塞し金融難の勢を成すに到り、組合系統金融機關の活躍が益々必要となつて來たのである。故に金庫に於ても農村に於ける組合員の舊債整理の爲め低利の貸出を創始し、その産業經濟の更生に資し、米穀資金貸出要項の改定並に金利の引下をなし、組合金融の本旨たる信用貸出の新法を講じ、更に小切手代拂並代金取立業務の擴充、荷付爲替手形割引業務、代理所業務の擴張等、系統金融組織の整備に處する所あつた。

以下各項目別に業務状況を見れば左の通りである。

三、出資の状況

一、出資者の異動

昭和四年度内に於ける出資者の異動は

- 持分讓受加入 三一〇
- 持分讓渡脱退 四二二

で差引一〇二の減少であるが、この減少は部落組合整理による合併解散のために見るべきで、年度末の政府以外の出資者

數は、

聯合會	一四八
組 合	一一、二三九
計	一一、三八七

である。

當金庫の出資總額は三千七十萬圓であるが、前年度末迄の拂込濟額は、政府の一千五百萬圓の外、

聯合會	六三〇、九三二
組 合	八、八一四、七八八
計	九、四四五、七二〇

であつたが、當年度の拂込額は、

聯合會	一一三、一五三
組 合	一、六七二、〇八六
計	一、七九五、二三九

であつて、年度末の拂込濟額は、政府出資を加へ、

二六、二四〇、九六〇圓

である。

四、貸出の状況

本事業年度の貸出累計は

口 數	五、〇六九口
金 額	九六、三六〇、二一三圓

で、これを前年度に比較するに、一、五七五、七二三圓の減少を示し、本年末現在高は、

口 數 五、四三八口  
金 額 四九、三八八、六一三圓

となつて居り、年度末残高に於ても三、四一七、〇四三圓の減少を示して居る。斯る貸出不振の數を示したことは過去二、三年來頻りに放出された巨額の政府特別低利資金が漸く償還期に入りしために、本年度内の特別普通兩資金の償還金額は前年に比し一二、九七六、四六五圓を増加し、

口 數 四、七五七口  
金 額 九九、七七七、二五六圓

に達せしに他方特別低利資金の新規貸出が僅かに八、九六八、八四九圓に止まり、前年度に比し、一九、一〇一、二三〇圓の大減少をなして居るためで、普通資金(自己資金)の年度末現在高に於ては、前年度に比し、五、一七二、二四〇圓増加し、

一四、七四九、七四二圓  
となつて居る。就中本年度の購及製絲資金貸出累計額は前年度に比し、約八百萬圓、年末決済資金は約三百四十萬圓の増加を示して居る。而して本年度中の貸出最高残高は、  
六二、七七七、三六七圓  
にして、昨年度の最高、

五九、七五一、三三八圓

に比し、三、〇二〇、〇二九圓多く、尙ほ貸出平均残高に於ても昨年度に比し、百四十萬圓を増加し、五千四百四十萬圓に上昇し、開業以來の最高記録を示した。

五、預り金の状況

預金業務に付ては一般金融界と趣向を同じくし、組合界に於ても餘裕金の増加あつたのこゝ、系統機關の利用が漸く促進されたので、金庫も預り金の著しき増加を示し、年度内の

受 入 高 一六二、八九九、二五五圓  
拂 戻 高 一六〇、五一九、一四八圓

年度末現在高は四一、〇一二、六〇三圓で、これを前年度に比較し

受 入 高 二五、〇七二、三〇二圓  
拂 戻 高 四〇、〇一九、六九二圓

を増加し、現在高も二、三八〇、一〇六圓の増加を示し、又年度内の最高記録は、

四八、九八〇、一〇五圓

で前年の最高記録より四五八、五五一圓の増加を示し、金庫利用の促進されたこゝを表はして居る。

六、金利の状況

昨年度に於て一般銀行利率の引下に順應して、預り金利率

七、産業債券發行の状況

各種資金の貸出旺盛なるに従ひ、漸次發行を重ね、年度内發行高は二千四百十五萬圓に達し、年度末現在に於ては二千四百二十一萬圓となつた。

を引下げたが、今年に於ては一般金利の趣向に鑑み、年度初に貸付金利の引下を行ひ、其の後邦貨の對外價值の昂騰、世界的低利時代の出現等相當考慮を必要とする事情ありしも一般市場金利に大なる變化がなかつたので、再び變更を加へなかつた。

第五節 全國購買組合聯合會

全國購買組合聯合會は大正十二年に設立せられ、同年九月一日より事業を開始した。主たる事務所を東京に置き、從た

事務所を大阪に設置し外に小樽、門司に出張所を有し肥料工場として横濱、尼ヶ崎に工場を有つてゐる。

一、全國購買組合聯合會累年狀況

年 次	所 屬 會 員 數		出 資		事 業 分 量 (購買品質却高)	
	聯合會	組合	口 數	總 額	肥 料	雜 貨
大正一二年	一四	五九三	一、〇六八	五、四〇〇、〇〇〇	一、四七七、一〇七・六	一、六三四、六九六・九
同 一三年	一一	七二六	一、一九三	五、九〇〇、〇〇〇	二、六二九、〇五九・六	三、一三四、〇九一・八〇
同 一四年	一〇	八三一	一、二二三	六、〇〇〇、〇〇〇	三、一七五、九三三・七	三、七四七、二四八・七
昭 和 元 年	一〇	八六六	一、三三七	六、五〇〇、〇〇〇	三、一三三、三三九・五	三、六五五、四〇〇・二
同 二 年	九	九二五	一、四七二	六、八〇〇、〇〇〇	三、六四四、六八八・七	四、一五五、五九一・五
同 三 年	九	九四四	一、五九九	六、九〇〇、〇〇〇	三、六六六、〇五九・〇	四、一四七、八四一・三
同 四 年	七	一、〇二八	一、七五九	七、四〇〇、〇〇〇	三、七九七、七四一・八	四、四七三、三三二・四

尙ほ本年一月産業組合中央會に於て開催したる第三十三回  
支會役員並主事協議會に於て決定したる全購聯出資五百萬圓  
計畫は、昭和五年度に於て一舉八千五百口の増口をなし、既

加入を合せて一萬口即ち五百萬圓とし、昭和九年度迄に全額  
を拂込み得る見込である。

二、全購聯出資増口年次

年次	出資口數		出資總額	拂込濟額	摘要
	前年度	増口			
昭和四年度	1,199	101	50,000	48,337	繰越拂込 第一回拂込
同五年度	1,506	307	50,000	1,376,337	既加入拂込 増口一回拂込
同六年度	10,000	1	5,000,000	2,266,837	既加入拂込 増口一回拂込
同七年度	10,000	1	5,000,000	3,221,837	既加入拂込 増口一回拂込
同八年度	10,000	1	5,000,000	4,176,837	既加入拂込 増口一回拂込
同九年度	10,000	1	5,000,000	5,000,000	既加入拂込 増口一回拂込

備考 四年度加入分は現行定款及前年度決議により第一回拂込を貳百圓とし第二回以後の拂込は三事業年度経過の年より毎年一口百圓とす、  
五年度の新加入は定款を改正するものとし第一回拂込を百圓とし第二回以後の拂込は毎年百圓以内とす。

この計畫完成に對しても政府は積極的に援助するものにな  
る。この助成により左記計畫は規模擴張せられ、促進せられ  
つて居り、政府補助(人件費五割)年一萬九千五百圓の外に肥  
料配給所設置に今後九ケ年に四十萬圓の助成金が交付され  
である。

三、全購聯拂込濟出資金運轉資金年次表

年次	拂込濟出資金	設備計	畫	設備資金累計	運轉資金	合計
昭和四年度	48,337	現設設備 門司出張所設置 尼ヶ崎工場同	貳萬圓	3,000,000	38,337	48,337
同五年度	1,376,337	門司工場同 横濱肥料工場同	拾萬圓	2,000,000	1,366,337	1,376,337
同六年度	2,266,837	東海又ハ北陸方面 出張所及工場設置	拾壹萬圓	3,000,000	1,948,837	2,266,837
同七年度	3,221,837	北陸又ハ東海方面 出張所及工場設置	拾壹萬圓	4,000,000	2,721,837	3,221,837
同八年度	4,176,837	横濱工場増築 大坂肥料工場増築 尼ヶ崎工場増築	貳拾萬圓	5,000,000	3,596,837	4,176,837
同九年度	5,000,000	石繪工場設置 東北地方出張所設置	貳拾萬圓	7,000,000	4,310,000	5,000,000

四、全購聯道府縣別會員及出資額表(昭和五年七月末現在)

道	府	縣	會員數		出資額		合計	拂込濟額
			縣	郡	縣	郡		
北海道			1	1	1	1	3	11,000
東京都			1	1	1	1	3	13,500
東海道			1	1	1	1	3	14,000
北陸道			1	1	1	1	3	8,832.98
京都市			1	1	1	1	3	13,571.47
大阪府			1	1	1	1	3	11,000



科 目	摘 要	金 額	負 債 の 部												
			土 地 建 設 備 物	工 場 設 備	備 用 金	假 借 金	未 收 金	受 取 手 形 勘 定 金	取 立 手 形 勘 定 金	郵 便 貯 蓄 金	借 入 金	肥 料 金	雜 貨 金	賣 金	現 金
中央金庫拂込未済出資金	一六五口	二、七三七・三五													
特別借入金	三件	三六〇、九一五・九九													
假借入金	一七件	二一、五八六・〇〇													
			肥料配合工場	一ヶ所	六一、三一五・九九	電話其他	二八點	一ヶ所	二五、〇五六・九八						
				一六件	三、五七八・四三				二〇、三〇八・四七						
				七件	九、三七三・四六				五三、七八〇・八九						
				三〇件	七、七〇〇・七三				九〇〇・〇〇						
				一九件	一、〇五〇・〇〇				四二、二四八・九三						
				三件	九七、三九二・一〇				二一六、五七一・六三						
				一件	五七三・三〇				一一、二六〇、六一四・八七						
				大豆粕其他											
				學用品其他											
				二八種											
				三七五件											

五、資 産 狀 態  
財 産 目 録 ( 昭 和 四 年 度 )  
資 産 の 部

科 目	摘 要	金 額	沖 合 計 額
中央金庫未済出資金	一五八九口	三三六、七一五・二二	一、五〇〇
特別當座預金	一六五口	一六、五〇〇・〇〇	七九四、五〇〇
定期預金	五件	一七〇、三八三・五四	四六七、七四・八八
當座預金	二件	五一、一七三・七九	
別段預金	四件	七七、六三二・一五	
通知預金	一件	九三一・〇五	
替貯基本預金	四件	六三、〇八一・五九	
振替貯金	四件	五、九六四・六七	
倉庫	一棟	四〇〇・〇〇	
		九、一五二・〇五	
			九五五・三五

沖 合 計 額	七	四 四
一、五〇〇	三三六、七一五・二二	一、五〇〇
七九四、五〇〇	一六、五〇〇・〇〇	七九四、五〇〇
四六七、七四・八八	一七〇、三八三・五四	四六七、七四・八八
	五一、一七三・七九	
	七七、六三二・一五	
	九三一・〇五	
	六三、〇八一・五九	
	五、九六四・六七	
	四〇〇・〇〇	
	九、一五二・〇五	
九五五・三五		

種 別	年 度	
	前 年 度	本 年 度
販 賣 購 買 組 合 聯 合 會	員 數	員 數
	出 資 口 數	出 資 口 數
	五 五	五 四
	一 六 七	一 六 二

所屬聯合會及組合數並に出資口數 (昭和四年度)

備考 肥料及雜貨の金額(八)事業状況の表本年度末現在高の各合計と相違せるは産業用品と經濟用品に分類の結果、雜貨の内石炭、農  
業藥品、フオルマリン露座紙を産業用品に計上し肥料の内大小豆、海産食料品を經濟用品に計上したるによる

土 地 建 設 物	六 一、三 一五・九 九		
工 場 備 品	二 五、〇 五六・九 八		
假 拂 金	二 〇、三 〇八・四 七		
未 收 金	三、五 七八・四 三		
受 取 手 形 勘 定	九、三 七三・四 六		
取 立 手 形 勘 定	五 三、七 八〇・八 九		
郵 便 擔 保 金	七、七 〇〇・七 三		
借 家 敷 金	九 〇〇・〇 〇		
肥 料	一、〇 五〇・〇 〇		
雜 貨	四 二、二 四八・九 三		
賣 掛 代 金	九 七、三 九二・一 〇		
現 金	二 一六、五 七一・六 三		
合 計	五 七三・三 〇	剩 餘 金	八、〇 九二・四 二
	一、二 六〇、六 一四・八 七		一、二 六〇、六 一四・八 七

貸借對照表 (昭和四年度)

科 目	貸 方		借 方	
	金 額	科 目	金 額	方 額
拂 込 未 済 出 資 金	三 三六、七 一五・二 二	出 資 金	七 九四、五 〇〇・〇 〇	
中 央 金 庫 出 資 金	一 六、五 〇〇・〇 〇	中 央 金 庫 拂 込 未 済 出 資 金	二、七 三三・三 五	
特 別 當 座 預 金	一 七〇、三 八三・五 四	準 備 金	一 〇二・〇 〇	
定 期 預 金	五 一、一 七三・七 九	特 別 借 入 金	三 六〇、九 一五・九 九	
當 座 預 金	七 七、六 三二・一 五	假 受 金	二 一、五 八六・〇 〇	
別 段 預 金	九 三・一 〇五	未 拂 金	四、二 一〇・九 六	
通 知 預 金	六 三、〇 八一・五 九	支 拂 手 形	二 四、〇 一五・七 五	
振 替 貯 金 基 本 預 金	五、九 六四・六 七	買 掛 代 金	四 四、四 五四・四 〇	
倉 庫	九、一 五二・〇 五			

未 拂 手 形 金	四、二 一〇・九 六
支 拂 手 形 金	二 四、〇 一五・七 五
買 掛 代 金	四 四、四 五四・四 〇
合 計	四 五七、九 二〇・四 五
差 引 純 財 産	八 拾 萬 二 千 六 百 九 拾 四 圓 四 拾 二 錢



種 別	備 考			
	前年度末現在	本年度借入高	本年度償還高	本年度末現在
特別借入金	三七七、五四八・〇三	—	一六、六三二・〇四	三六〇、九一五・九九
手形借入金	一〇〇、〇〇〇・〇〇	六三四、〇〇〇・〇〇	七三四、〇〇〇・〇〇	—
當座借越金	一七、五七三・二七	四、〇〇七、三六五・九六	四、〇二四、九三九・二三	—
合計	四九五、二二一・三〇	四、六四一、三六五・九六	四、七七五、五七一・二七	三六〇、九一五・九九

備考 特別借入金は低利資金なり、手形借入及當座借入又は償還は延金額なり

出 資 金

合 計	組 合						聯 合 會									
	計	販賣購買利用組合	信用購買利用組合	信用購買販賣利用組合	購買利用組合	購買組合	購買利用組合	聯合會	聯合會	聯合會						
一、〇四二	九四四	六	三六	一六九	九	三二八	三六六	二六	四	九八	〇	一三	一〇	五	一	四
一、三九九	一、〇五八	七	三六	一八七	九	三六〇	四二七	二七	五	三四一	〇	二三	四三	一七	二六	六五
一、二二五	一、〇一八	八	三六	一七一	七	三三八	四二九	二六	三	九七	一	一八	九	四	九	二
一、五八九	一、二四九	一七	三八	一八六	七	三七四	四九五	二八	四	四四〇	五	八九	三六	一二	七六	六〇

準 備 金

年 度 區 別	備 考			
	各自拂込	剰餘金より拂込	合計	本年度末現在
前年度末現在	二七八、二二四・三七七	—	二八、七四八・三七七	三〇六、九六二・七四
本年度拂込高	一六五、三八八・二九	—	—	一六五、三八八・二九
本年度拂戻高	四、五六六・一五	—	—	四、五六六・一五
本年度末現在	四三九、〇三六・五一	二八、七四八・三七七	—	四六七、七八四・八八

備考 本年度積立高壹百貳圓也は加入料及増口料なり、本年度處分高四拾七圓也は前年度損失填補に充當したるものなり

區 別	準 備 金			
	前年度末現在	本年度積立高	本年度處分高	本年度末現在
合計	四七〇〇	一〇二、〇〇	四七、〇〇	一〇二、〇〇
合計	四七、〇〇	一〇二、〇〇	四七、〇〇	一〇二、〇〇

差引 剩餘金 八千九拾貳圓四拾貳錢  
備考 前年度繰越損失金減少せるは本年度に於て脱退したるものに對し持分拂戻しの際損失分擔額を控除したるものなり

合 計	前 年 度 損 失 損 補 計	土 地 損 失 損 補 料	建 物 損 失 損 補 料	備 用 品 損 失 損 補 料	電 力 損 失 損 補 料	雜 貨 損 失 損 補 料	備 用 人 員 損 失 損 補 料	荷 造 費 料	廣 告 費 料	倉 庫 費 料	旅 行 費 料	割 引 料	保 險 料	支 拂 利 息 料	雜 貨 運 賃 料	振 替 貯 金 手 續 料	借 入 家 賃 料	補 給 料	
二一四、三三八・二五	二〇六、二四五・八三	一七〇・〇〇	三三、四八六・七九	九、五五五・〇〇	四四二・三五	二、三一八・八三	六、九五〇・五二	一、六〇九・七〇	三〇二・八〇	二、三六〇・八八	七〇・一八	一六、五〇三・六七	九、二九四・一一	四、六二二・〇八	二、四一四・八七	二、四七八・六一	三五・四六	四、七四九・四八	八九八・八六

科 目	利 益 金 部	科 目	損 失 金 部
購 買 利 益	二〇二、六七八・六二	役 員 會 費	四、一五三・三三
雜 收 入	一、三四七・四七	總 代 會 費	二五・〇〇
收 入 利 息	九、五〇四・九四	協 議 會 費	二、一五三・一一
中 央 金 庫 配 當 金	八〇七・二二	給 料	三七、九五三・〇〇
		諸 手 當 料	一五、四二一・五〇
		消 耗 品 費	五、四五二・二五
		雜 信 費	三、七七七・八一
		交 通 費	一四、九〇七・二四
		印 刷 費	二、七五四・四〇
			二、三八五・〇〇

損 益 計 算 (昭 和 四 年 度)

區 別	利 率	備 考
最 高	年五分八厘四毛	手形割引料
最 低	年五分四厘	低利資金
普 通	年五分八厘四毛	

借 入 金 利 率

六、事業の状況

本年度に於て新に加入したる會員百、此出資口數百十一口、外に増口百十二口、脱退したる會員廿七、此出資口數三十三口にして差引會員の増加七十三、出資口數の増加百九十口なり、脱退したる會員は郡聯合會十一、縣聯合會一、組合十五にして豫告によるもの二を除く外は何れも解散又は讓渡脱退なり。事業分量は九百四十五萬六千八百五十九圓十錢にして前年度に比し三百三十萬九千九百七十九圓十錢の増加を示せり。

肥料取扱状況

本年度に於ては金輸出の解禁と世界的不況の影響を蒙り諸物價一般に低落したるに伴ひ肥料も又概して崩落の一途を辿り中には未曾有の安價を示したるものありて肥料業界は混亂の状態を呈し農産物の暴落に伴ふ農村購買力の減退と相俟つて肥料需要の不振を餘儀無くせられたり。此の間本會肥料取扱高は數量十一萬噸餘、金額八百四十七萬餘圓を示し數量に於ては前年度に比し四萬六千噸を増し事業第一年度に對し七・七倍に相當するに至れり。取扱肥料の主なるものは大豆粕の三萬四千噸、配合肥料、過磷酸石灰の各二萬一千噸を最高とし硫安、撒豆粕、魚粕、石灰窒素等之に次ぎ配給區域は長崎、沖繩の二縣を除く各道府縣に亘り長野の一萬噸餘を最高

雜貨取扱状況

今年度は經濟界の深刻なる不況に依り物價は下落の一路を辿り農村の疲弊は其の購買力を極度に減退せしめたり。從而雜貨の取扱も幾多の困難を感じたりと雖產業組合の全國的聯合運動の氣勢益々旺盛となりたるに乘じ縣聯合會中心主義の上に立脚して最善の努力を講じたるの結果、石鹼は數量に於て三割の増加、地下足袋に於ては實に九割の増加を來せり、其取扱方法も縣聯合會の扱は殆んご貸切扱となり、小口扱の例外となりたるは今年度に於ける雜貨取扱上劃期的進展にして最大の收穫なりとす。

其他砂糖、石炭、ゴム靴、學用品、菓子、農業藥品、紙類茶等に於て其取扱額相當の増加を見、本年度雜貨取扱額は九十八萬六千四百八十一圓にして前年度に比し二十三萬四千二百餘圓、約三割の増加を示し數量に於て約四割五分の増加を來せり。

ず、本會が相當の成績を收めたることは一に組合に於ける聯合運動の徹底し來れるに依る所にして今後一層生計必需品の生産及配給の全國的統制に向て努力せざるべからず、之が爲には先づ一般的に必要缺くべからざる主要物品に付て主力を集中し一品毎に統制的効果を發揚することに努めんとす。

買入又は賣却したる物の數量及價格

經濟不況の時期に於て購買力著しき減退を示せるに拘ら

品名	前年度繰越高		本年度買入高		本年度賣却高		本年度末現在高	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
大豆粕	二七、〇〇〇	九、九五、二五	二七、〇〇〇	二、五五、〇九七・三〇	二七、〇〇〇	二、三三、八六四・二〇	二七、〇〇〇	五、二二、〇〇〇
硫酸安	二〇、〇〇〇	一、九四、三〇二	二〇、〇〇〇	三六、七六四・一一	二〇、〇〇〇	七、四四、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、七五、八・五三
過磷酸	二〇、〇〇〇	六、五七、〇〇〇	二〇、〇〇〇	九四、九六六・二五	二〇、〇〇〇	三三、三三、八二二	二〇、〇〇〇	一、〇一、〇三三
撒豆粕	一〇、〇〇〇	三、五五、五六	一〇、〇〇〇	六六、七五五・〇六	一〇、〇〇〇	五七、一五〇、〇三四	一〇、〇〇〇	三、四一、〇〇〇
硫酸	一〇、〇〇〇	三、五五、五六	一〇、〇〇〇	五四、二、九八九・七三	一〇、〇〇〇	五七、一五〇、〇三四	一〇、〇〇〇	三、六〇、〇〇〇
石灰窒素	一〇、〇〇〇	四、四六、六九	一〇、〇〇〇	四、四六、六九	一〇、〇〇〇	三、六九、四六〇・六三	一〇、〇〇〇	七〇、八・七五
骨粉	一〇、〇〇〇	一、一五、三三〇	一〇、〇〇〇	二七、六〇〇・三〇	一〇、〇〇〇	一、一八、四八八・九八	一〇、〇〇〇	二、〇四、七〇〇
魚肥	一〇、〇〇〇	六、四〇、八〇	一〇、〇〇〇	八、一、六〇五・三五	一〇、〇〇〇	七、三三、五〇一・七八	一〇、〇〇〇	二、〇四、七〇〇
魚粉	一〇、〇〇〇	六、〇〇、二〇	一〇、〇〇〇	一七、八〇〇・七〇	一〇、〇〇〇	一七、一三六・六四	一〇、〇〇〇	三、二、〇〇〇
穀粉	一〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二、四九九・二二	一〇、〇〇〇	二、五五、六五	一〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
肉骨粉	一〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八、四、四三三・五三	一〇、〇〇〇	一、七六、九四四・七七	一〇、〇〇〇	一、八九三・二二
配合肥料	一〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二、四九九・二二	一〇、〇〇〇	一、七六、九四四・七七	一〇、〇〇〇	一、八九三・二二





奈 兵 大 京 滋 三 愛 靜 岐 長 山 福 石 富 新 神 東 千 崎 群 栃	
	奈
良 庫 阪 都 賀 重 知 岡 阜 野 梨 井 川 山 潟 川 京 葉 玉 馬 木	
	一五、二五七・七九 一三、三二〇・一三 一〇、一八六・九九 三四、三〇〇・九四 六一、五三二・六三 一〇、七一九・〇四 九、七一四・五九 三、五九六・六〇 五、五四七・三七 二、八六八・八三 一三、二六五・五七 二六四、八一六・九六 一五、四五三・八一 五八、二二〇・九七 二〇、八〇一・八九 一四、一三〇・一五 一八、七六〇・九三 三〇、一七七・九九 二、四四二・二八 一六、二〇四・五〇 八、五〇一・三五
沖 鹿 宮 大 熊 長 佐 福 高 愛 香 德 山 廣 岡 島 島 和	計
	兒
繩 島 崎 分 本 崎 賀 岡 知 媛 川 島 口 島 山 根 取 山	
	五、一九七・四四 四〇、六三八・九四 一二、五七〇・四五 一二、五二一・一二 九、九八四・一五 三〇、二三四・四七 一一、六二〇・一六 一一、八三三・四九 八、一四三・〇二 一五、六九八・八三 一七、四四三・六八 九、五五五・九七 一、九七七・六九 一、〇二五・三〇 六、一〇八・〇三 一五、二七〇・七六 一六、五四三・二五 四五五・六一 九八六、四八一・三七

宮 岩 青 北	道 府 縣 名	地 方 別 雜 貨 取 扱 高
城 手 森 道		三四、六〇〇・八四 七、七〇四・四九 二四、四五一・六〇 一〇、二二二・一一
茨 福 山 秋	道 府 縣 名	地 方 別 雜 貨 取 扱 高
城 島 形 田		二一、六四三・三〇 一〇、八七五・〇八 一五、六〇一・六九 四、八三七・五八

八、昭和五年度地方別雜貨取扱高

備考 本統計は契約高による

鹿 德 愛 福 大 北 岐 石 新 群 山 高													
兒 島 島 媛 岡 阪 道 阜 川 潟 馬 梨 知													
三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五		六七〇・八	六六六・〇	六八四・八	七二六・二	八六〇・一	八七〇・五	九八三・九	一九二・〇	一一、二七三	一、三二六・九	一、五〇五・五	一、五二八・〇
二七 二六 二五		二七、〇四二	四八、三八六	四八、八二九	五〇、六四九	八八、八一〇	八一、一六七	六七、四一七	一〇四、四四一	一一八、〇五六	九六、九四八	一一〇、五二六	一一六、八四八
	計	四六	四五	四四	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	
	熊 島 大 富 宮 其 佐 廣 青 岡	一二五、四一五・七	四八・三	七七・五	一三四・〇	一八四・三	一九〇・〇	二一四・〇	三五九・〇	四六五・七	六三〇・〇	四八、八〇三	
	本 根 分 山 崎 他 賀 島 森 山	八、四九三・〇五一	四、六一二	五、三九二	一四、八一〇	一一、〇〇四	二八、三〇三	一四、四七一	二二、九四五	三四、二三七	四八、八〇三	四八、八〇三	

### 第六節 大日本生絲販賣組合聯合會

大日本生絲販賣組合聯合會の設立は、昭和二年三月であるが、實際事業の開始は同年七月一日よりで滿三ヶ年を経過したるに過ぎざるも順調の経過を辿り、大體所期の目的達成に  
進んでゐる。

數二四一、組合一二にして全國總組合數四〇四の約六割三歩に過ぎざりしも、漸次其の數を増加し第四年度末に於ては聯合會數八(此の組合數約三〇〇)、組合三八にして全國總組合四一〇組合の約八割強を數ふるに至り漸やく全國的統一機關の實を擧げつゝある。今年度別に依る推移を示せば左の如し。

#### 一、所屬組合の推移

創立當時の所屬組合聯合會及組合數は聯合會五(此の組合

#### 一 年度別所屬聯合會組合數

第一年度(創立當時)	第二年度(昭和二年)	第三年度(昭和三年)	第四年度(昭和四年)
聯合會 五	聯合會 六	聯合會 七	聯合會 八
組合 一二	組合 一九	組合 二七	組合 三八

#### 二 年度別府縣別所屬聯合會組合數

府 縣 名	第一年度(創立當時)	第二年度	第三年度	第四年度
府 縣 名	第一年度(創立當時)	第二年度	第三年度	第四年度
長野縣	聯合會 一	聯合會 三	聯合會 五	聯合會 六
群馬縣	聯合會 一	聯合會 三	聯合會 五	聯合會 六
埼玉縣	聯合會 一	聯合會 三	聯合會 五	聯合會 六

#### 三 生絲の受入並販賣狀況

出荷生絲の受入並販賣も所屬組合の協力に加入の増加により年々著しき數量を増し第二年度受入の一七、〇五二梱に

對し本年度は二五、三六九梱を示し、約五割の増加を示した。今、年度別による狀況を示せば左の如し。

年 度	受 入 梱 數	販 賣 梱 數	販 賣 金 額
第一年度 自昭和二年三月至同年六月	五〇	五〇	四八、二九九

府 縣 名	第一年度(創立當時)	第二年度	第三年度	第四年度
岐 阜 縣	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一
廣 島 縣	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一
三 重 縣	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一
愛 知 縣	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一
熊 本 縣	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一
岩 手 縣	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一
京 都 府	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一
鳥 取 縣	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一
高 知 縣	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一
山 梨 縣	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一
新 潟 縣	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一
愛 媛 縣	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一
島 根 縣	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一
香 川 縣	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一	組 合 會 一
計	二五	二七	二七	二七

神				濱								
秋	白	夏	白	春	白	合	黄	秋	黄	夏	黄	
十四中	計	十四中	計	十四中	黄合計	計	計	十四中	計	十四中	計	
					一、四三	八九二					八三	六六八
					二、六六	一、六四						七三
					二、四八	一、二二						四三
					二、五五	一、〇五						三三
					二、五七	七三						一九
					二、九五	六三						三三
					一、一四	二五						五
					一、七四	四七						二四
					二、六五	一、〇五						八六
					二、三三	九七						八三
					二、六三	八八						七九
一五					六八	二六						二六
四					六三	一〇七						五、七四
七					三六	二五						二二
					三六	一四						一四
					二五、四四	一〇、〇五						五、五六

横					種別		
春	合	白	秋	白	夏	白	春
十四中	計	計	十四中	計	十四中	計	十四中
	五〇					五〇	四三
一六	九三					八四	八二
七四	一、二七					九〇	七九
八	一、五九					七〇	六三
四六	一、八三					六八	五九
三三	二、一五					七九	七五
一六	八八					二六	二六
一六	一、二五					四九	四〇
九	一、五五					二六	一七
三	一、九六					三七	三七
九	一、六九					八二	七五
	四、〇〇					六、七九	六、六
	二九					三	三
	一九五					二二	二七
四、〇〇	一、五四					六、五二	五、八九

四 月別生絲(季別、織度別、色別)受人表 (自昭和四年七月至昭和五年六月)

第 四 年 度	第 三 年 度	第 二 年 度
自 同 五 年 六 月	自 同 四 年 七 月	自 同 三 年 七 月
二五、三六九	一九、九四〇	一七、〇五二
二二、一〇八	一九、六九八	一六、七二五
一五、五八八、八五五	一五、五七〇、三五七	一三、〇八〇、三七二



横濱神戸白黄合計	戸									
	白 計	合 計	秋		夏		春		合 計	白 計
			廿 計	十 中	廿 計	十 中	廿 計	十 中		
一、四四二										
二、六〇六										
三、四四五										
二、六六三										
二、五七七										
二、七六五										
一、一四四										
一、七三四										
二、六〇五										
二、三三三										
二、六六七	一五							一五	一五	
八〇五	一三	六					六	六	一	二六
二、五七五	一七	六					六	六	一	三三
二、四二二										
三、六										
三、六二	一七	六					六	六	一	三三

五 生絲販賣數量金額月別表

月 別	販 賣		高 額		累 計	
	數	量	數	量	數	量
昭和四年七月		八四二		八四二		八四二
八月		二、一一六		二、九五八		六五二、七六四・二〇
九月		二、〇八一		五、〇三九		二、二五八、〇九三・六三
十月		二、二八六		七、三二五		三、八四六、六二六・九二
十一月		二、一六五		九、四九〇		五、六二二、二九五・四九
十二月		二、八一九		一一、三〇九		七、三三七、二八二・一二
昭和五年一月		一、五一七		一三、八二六		九、二四四、八三二・七一
二月		一、一四五		一四、九七二		一〇、三四五、九一〇・四七
三月		二、四四六		一七、四一七		一一、一四六、六二二・四四
四月		一、五五九		一八、九七六		一二、七八七、八五〇・六〇
五月		一、八八二		二〇、八五八		一三、八三七、五五六・三六
六月		一、二四四		二二、一〇八		一四、九八四、七六五・三七
						一五、五八八、八五五・一七

二、金 融

(一) 所屬組合が中央金庫又は日本勸業銀行より借入をなす際の斡旋

所屬聯合會又は組合が産業組合中央金庫又は日本勸業銀行より資金の借入をなす際、必要の場合には本會連署の念證を提出して借入の便を圖つたが、本方法に依り便宜を圖りたる金

額は四十八萬圓に達した。

(二) 出荷生絲に對する假渡金

所屬組合より出荷生絲に對しては何時にても請求に基づき假渡金の融通をなし利息を以て銀行日歩の壹厘増を徴した。本年度中に於ける假渡金毎月末金額の明細を表記すれば左の如し。

假渡金月末現在表

月 別	種 別		荷 爲 替	假 渡 金	合 計
	昭 和 四 年	七 月			
七 月	昭 和 四 年	七 月	一二七、四二〇・〇〇	三九、五八〇・〇〇	一六七、〇〇〇・〇〇
八 月	昭 和 四 年	八 月	一九〇、九九八・五三	八四、七七二・四六	二七五、四七〇・九九
九 月	昭 和 四 年	九 月	二〇六、三四八・七二	八〇、〇〇六・〇八	二八六、三五四・八〇
十 月	昭 和 四 年	十 月	一九二、五〇六・九八	二二二、三九五・三八	四一四、九〇二・三六
十 一 月	昭 和 四 年	十 一 月	一五四、一一三・七六	四四、九七一・九九	一九九、〇八五・七五
十 二 月	昭 和 四 年	十 二 月	一七六、二二二・六七	一五九、二六五・〇三	三三五、四九七・七〇
一 月	昭 和 五 年	一 月	二五四、四四〇・二七	一二三、七四九・五三	三七八、一八九・八〇
二 月	昭 和 五 年	二 月	一三六、七一四・九一	一八六、三一〇・三一	三二三、〇二五・二二
三 月	昭 和 五 年	三 月	一七五、〇七九・七六	二〇四、八四二・五七	三七九、九二二・三三
四 月	昭 和 五 年	四 月	二四七、六四三・〇二	二三一、〇四二・五七	四七八、六八五・五九
五 月	昭 和 五 年	五 月	一六三、七一六・五九	九四、九九〇・〇二	二五八、七〇六・六一
六 月	昭 和 五 年	六 月	一一三、〇六六・二二	一一一、六〇三・七七	二二三、六六九・八九

三、神戸出張所の設置

神戸市に出張所を設置して名實共に全国的統一機關としての實を擧ぐることは本會創立以來の懸案であつたが、本年度に至り機運漸やく熟し愈々五月十五日神戸市明石町明海ビル

に事務の取扱を開始するに至りたるは、關西方面組合製絲事業經營並連絡統一上至大の便益を得たる次第にして斯界發展の爲同慶に堪へざるころなり。

第三章 植民地の産業組合運動

我國の植民地である臺灣、朝鮮、樺太、關東州は、近時農業、工業、商業等産業方面に於ては勿論、教育其他各方面に向つても急速に發展して來た。この間にあつて、我が産業組合運動は如何なる過程を辿つて進出し、現在如何なる状態にあるか、今それを述べて見やう。

産業組合設立に付いては、各植民地にも技術的にはそれぞれ相異なる経過を辿れるに雖も、中産以下の大衆がかかる機關の必要を熱求したることはいづれも同一に窮迫打解の理由からであつた。

臺灣の産業組合は組合規則公布以來こゝに十六年、その間組合運動は諸他の困難、殊に去る昭和二年の金融恐慌による經濟界の激動に遭遇せるに拘らず、我が組合員は組合的に協同一致し、よく難局に處し、大衆の經濟生活にさしたる動搖も與へずしてその危機より脱出するを得た。このことは全く組合指導者も組合當事者同志が組合の本質を十分把握して組合運動を進めんとする意氣の合一に外ならぬのである。而して今や産業組合はその數に於てもまた事業の進展程度に於ても注目すべき事象多く、組合運動は將に中小産無産階級の經

濟生活向上のため不可欠の機關であるこゝを民衆自身によつて認識され、重大なる地位と勢力とを有するに至つた。

次は朝鮮の金融組合運動であるが、朝鮮に金融業務を營む機關が創設せられたのは、古く光武十一年(明治四十年)二月で第一銀行が釜山にその支店を置いたのがその濫觴なる。

これに續いて釜山、元山、京城その他の主要なる市街地に内地の二三銀行が支店又は出張所を創設し、金融業務を開いた。ところが此等の事業開始に刺激されてか、朝鮮本土人によつて大韓天一銀行(現在の朝鮮商業銀行)及漢城銀行が京城に設立せらるゝに至つた。

併しながら之等銀行の取引範圍はひゞり中産階級以上の需要を充たすに止まり、擔保に供する何物をも有せざる無産者小産者階級の便宜とは毫もなり得なかつた。然らば農村に於ける無産者乃至は小産者のための金融機關は如何、「殖利契」(信用組合類似のもの)「貯金契」(頼母子講の如きもの)「公金融通の「外割制度」」を不完全な約束手形「於音」の流通等金融組織はあつて一應その業務は行つて居るけれども無産者乃至は零細農に對しての働きは極めて微力で、殆どあつてなきが

如き状態であつた。就中「外劃制度」は官規の類廢に共に歳出の放漫に納納の不整理を招き財政紊亂の禍根となつた。

かくするうちに明治卅七年十月男爵目賀田種太郎氏は韓國政府の財政顧問となり銳意財政整理に着手し、明治卅九年統監府の設置と共に各般の施設は一新紀元を劃した、そのうちでも税制の改善、貨幣の整理、金融機關の改革及擴張發展はその主要なるものであつた。

政府は税制整理、外劃制度の廢止を斷行せるが、これに因由する地方金融取引の杜絶を憂ひ、これが當面對策として樞要の地に政府倉庫を設け、擔保貸付の途を開いた。擔保物は原則としては米穀、例外として不動産をも取扱ふこととした。かくて政府倉庫の特設により一時的匡救はなされたが根本的方策の確立は未だなく明治卅九年三月の農工銀行條例の發布によつて始めてその礎石は打下された。

即ち當局は全道の樞要地に十一の農工銀行（後に合併して六行となる）を置き、同時に地方政府倉庫の貸出を廢止した。

農工銀行設置後一般金融は以前より異り大いに革りしも無産者乃至は小産者との接觸は依然充たし得ざる状態にあつた。

朝鮮は古來農を立國の基礎として居る點に於ては内地に全く同一であるが、農民は多年の稅政誅求の結果、勤儉の氣風を失ひ、徒食の民到る處に群し、地主、高利貸の搾取にあひ、

米麥は青田によつて高利債にかへられ、窮乏の狀言ふべからざるものがあつた。

茲に於て政府は明治四十年二月窮迫農民救済のために金融組合を設立し、金融の發達を期することとなつたのである。金融組合はその範を「ライフアイゼン式」並に「シユルツエ式」の村落銀行及庶民銀行制度にきり、一面朝鮮在來の契制度及慣習を斟酌して、その設立計畫案を得たのである。

かくするうちに金融組合規則は明治四十年五月卅日勅令第三十三號を以て公布された。全羅南道光州郡光州に金融組合規則公布後二十八日にして光州地方金融組合が生れた。これ蓋し右規則公布後設立された最初の組合である。尙ほ五月卅日より（規則公布當時）十二月末までに十七組合を新設し、その中事業開始のもの十組合を數ふるに至つた。

而して組合は第一期、第二期、第三期の苦闘時代を征服して、今や第四期の發展時代の舞臺に活動しつゝあるのである。樺太の産業組合は大正四年五月廿八日勅令第八十八號を以て施行せらるゝに至つた。昭和四年の産業組合要覽によれば組合數四十を算する。しかして最近組合事業も非常に進み、信用事業を第一位として、購買販賣事業も注目し値ひする迄に進んで來てゐる。四種事業中利用事業のみは未だあまり進展してゐない。

關東州に金融組合の認められたるは、昭和三年五月廿五日であつて、勅令第八十九號を以て公布せられ、以來順調に事

業を進めてゐる。以下臺灣、朝鮮、樺太、關東州の組合運動を略述することとする。

### 第一節 臺灣の産業組合

臺灣の産業組合は大正二年二月十日律令第二號を以て公布せられた臺灣産業組合規則（本規則は大正二年三月一日より實施）に依つて産業組合聯合會及産業組合中央會に關する規定並に之につき別段の定めを規定したるものを除くの外、すべて内地の産業組合のそれによるせられてゐる。

今臺灣に於ける産業組合規則に内地産業組合法との異なる主要點を掲ぐることをする。

一、産業組合法中主務大臣に或るは臺灣總督、北海道廳支廳長に或るは郡守、區裁判所又は其の出張所に或るは地方院及其の支部、又は出張所、市町村に或るは市街廳又は區である。

二、組合員の有すべき出資口數は特殊の事由に依つて臺灣總督の認可を受けた場合に限つて三十口を越ゆることが出来る。

三、理事及監事の選任及解任に付ては知事又は廳長の認可を受けねばならぬ。

四、持分の全部又は一部に對する配當の率は本則として年六分を越ゆることを得ないが、特殊の事由あるときは定款の定むる所に依り此の制限を越え得ることは内地の産業組合と同様であつて、年一割二分迄之を増加することが出来る。

五、利用組合の設備にして組合員外の利用することを得るものは左の三種に限定せらる。

電氣設備、水道、種畜

大正二年二月臺灣産業組合規則公布せられ産業組合の始めて認められたる當初は種類別組合數は僅かに十八であつたが年を経るに従ひ漸次發達し、組合規則公布後十年の大正十二年末の統計に依れば、一七・二倍弱に増加して三一〇組合となり昭和四年十二月末日現在に於いては、三九八組合を數ふるに至つた。尙ほ大正十二年七月には臺灣産業組合の指導獎勵を圖り其の普及發達及聯絡を計るを目的とする中央機關の組織が具體化して臺灣産業組合協會の實現となつた。而して其の會頭は總督長官として事務所を臺灣總督府構内に置いて

活動するこゝにした。前述の目的を達成せんが爲に協會は内地の産業組合中央會の如く其の事業として産業組合に關する教育、宣傳、調査より、組合設立に就ての指導獎勵既設組合に對する事業の指導、組合間の聯絡を統制、組合の法律上及社會上の地位の向上に關する各般の事業を遂行して産業組合運動の理想を達成せしむるが爲に主力を傾注してゐる。

組織別組合數 (昭和四年十二月末日現在)

組織別	州廳名	有限責任	無限責任	保證責任	計
	臺北州	九一			九一
	新竹州	五二			五二
	臺中州	八一			八一
	臺南州	九二			九二
	高雄州	五七			五七
	澎湖廳	七			七
	臺東廳	七			七
	花蓮港廳	九			九
	計	三九六			三九六

一、組織別産業組合數

産業組合をその組織によつて分けして見るこゝ、組合數三九八の中で二組合を残して三九六までは有限責任であつて、残された二組合は保證責任である、故に純然たる無限責任組合は更に之を見ないのである。今これが趨勢を表示しやう。

二、種類別産業組合數

法律施行當時は種類別組合數十八の内信用組合十三、購買

種類別組合數 (昭和四年十二月末日現在)

種別	州廳名	信用組合
	臺北州	二七
	新竹州	三五
	臺中州	三二
	臺南州	五〇
	高雄州	三二
	澎湖廳	六
	臺東廳	三
	花蓮港廳	四
	計	一八九

組合三、信用購買組合二であつたが、累年其の數を増し昭和四年十二月末日現在に於ては其の數三百九十八組合となつた。今之を表示すれば次の通りである。

種別	州廳名	販賣組合	購買組合	利用組合	販、購、利、組合	販、利、組合	購、利、組合	販、購、利、組合	信、販、組合	信、購、組合	信、利、組合	信、販、購、組合	信、販、利、組合	信、購、利、組合	信、販、購、利、組合	計
	臺北州	一	七	三	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九一
	新竹州	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五二
	臺中州	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八一
	臺南州	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九二
	高雄州	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五七
	澎湖廳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七
	臺東廳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七
	花蓮港廳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
	計	三	九	四	一	六	一	二	一	二	一	七	二	一	五	三九六

本表は昭和三年十二月末日現在を比較すれば合計數に於ては十一組合を増加したるが信用組合は十三組合を信販利組合六、販賣組合二組合を夫々減少し、増加せるは信販購利組合、信購利組合各十、信購組合の五、利用組合、販購組合の各二、購組合、販購利組合、信販購組合の各一組合を増加し、

その他は増減を見ざる状態である。之に依つて見れば單營組合は漸次減少して兼營組合が逐年増加する傾向を知ることが出来る。

三、事業別組合數累年比較

事業別組合に就て述べれば、産業組合規則公布の大正二年末に於て信用組合一五三、購買組合三、計十八組合なりしが大正七年末に於ては信用組合一五四、購買組合二〇三となり、組合規則公布の年未だ設立の運びに至らなかつた販賣組合は十

五、利用組合は三を數ふるに至つた。而して昭和三年末の組合の發達數字は信用事業を營むもの三二〇、購買事業を營むもの一四一、販賣事業七四、利用事業二五組合を夫々數ふるに至つた。今その累年の狀態を左に表示するであらう。

事業別組合數累年比較(兼營包含)

種別	年次	
	大正二年末	大正七年末
信用組合	一五	一五四
販賣組合	一	一五
購買組合	三	二〇
利用組合	一	三
合計	一八	一九二
		大正十年末
信用組合		二二五
販賣組合		三八
購買組合		四五
利用組合		一六
合計		三二四
		大正十三年末
信用組合		二七〇
販賣組合		四七
購買組合		六四
利用組合		四〇
合計		四二一
		昭和元年末
信用組合		二九五
販賣組合		六〇
購買組合		一〇八
利用組合		八五
合計		五四八
		昭和二年末
信用組合		三一五
販賣組合		六八
購買組合		一二六
利用組合		一〇七
合計		六六六
		昭和三年末
信用組合		三二〇
販賣組合		七四
購買組合		一四一
利用組合		一二五
合計		六六〇

次に組合員數、出資口數並に出資金に就て觀るに大正二年設立以來漸次發展し、其の累年比較を示せば次の如し。

四、組合員數・出資口數・出資金累年比較狀況

組合員數・出資口數・出資金累年比較

項目	年次	
調査組合數	大正二年	一四
	大正七年	一六六
	大正十一年	二八四
	大正十二年	三〇〇
	大正十四年	三三三
	大正十五年(昭和元年)	三四六
	昭和二年	三五五
	昭和三年	三六六
	昭和四年	三九八

組合員數	年次	
	大正二年末	大正七年末
總數	二、七六〇	七〇、四八八
一組合平均	一九七	四四
出資口數	二〇、七六〇	三三六、三六〇
一組合平均	一、〇八一	一、四三三
總額	六、七三三、四〇〇	六、一〇〇、九六一
一組合平均	六九、九九五	三、七、三五三
出資口數	四八三、七三三	四、四、五、一九
一組合平均	三、四五〇	二、六、八、八八
總額	一、八、八、八	一、九、九、九
一組合平均	一、八、八	一、八、八
出資口數	一、八、八	一、八、八
一組合平均	一、八、八	一、八、八
總額	一、八、八	一、八、八
一組合平均	一、八、八	一、八、八

組合の資金關係に於ては大正二年(設立の年)の運轉資金は七十萬二千三百八十一圓であつたのが、昭和二年には五千二百七十九萬三千五百七十四萬圓となり、剩餘金に於ては二百

四十六萬四千七百七十七圓の額を示して居る。今、我々は資金累年の數字を次項によつて知る、こゝを得るであらう。

五、資金累年比較狀況

資金累年比較

項目	年次	
調査組合數	大正二年	一四
	大正七年	一六六
拂込濟出資金	大正二年	四、三、七、三三
	大正七年	四、四、五、七九
諸積立金	大正二年	一、九、三、八七
	大正七年	六、九、〇、六五
借入金	大正二年	二、四、七、三八
	大正七年	一、六、七、三二
	大正十一年	三、二、四、四八
	大正十二年	二、八、四、八七
	大正十四年	一、九、五、二六
	大正十五年(昭和元年)	二、〇、三、八六
	昭和二年	二、三、七、九〇
	昭和三年	三、六、〇、四四
	昭和四年	六、二、六、五五



今、この全島に於ける産業組合の總括概況を、農村信用組合並兼管組合事業狀況、市街地信用組合事業狀況及事業組合のそれに區別してその發達狀態を明示することにす。先づ農村信用組合並兼管組合事業狀況から順次掲載するであらう。

(一) 農村信用組合並兼管組合事業狀況

總 合 數	二九九
調 査 組 合 數	二九八
組 合 員 數	一九七、三七八
出 資 口 數	六六九、二七五
出 資 總 額	一一、三七〇、八五七
拂 込 濟 出 資 金	九、五五二、〇七三
準 備 金	四、〇四九、〇一七
其 他 積 立 金	二、〇五四、二二三
年 度 末 借 入 金	三、一一四、六〇二
年 度 末 貯 金	二二、四一七、九七七
年 度 末 貸 付 金	三一、三五七、四四七
販 賣 價 額	八九一、八四六
購 買 品 賣 却 高	四六三、五三七
加 工 料 又 ハ 利 用 料	六九、七五五
餘 裕 金	七、三三六、一八五

利 餘 金 二、〇三三、四六二

(二) 市街地信用組合

市街地信用組合の活動に就てその數字を左にかゝる。

組 合 數	二一
調 査 組 合 數	二一
組 合 員 數	一四、一三五
出 資 口 數	九七、二一九
出 資 總 額	二、九六二、九五〇
拂 込 濟 出 資 金	二、七〇九、三〇六
準 備 金	一、二〇五、一七二
其 他 積 立 金	四四九、八五一
年 度 末 借 入 金	六一、一〇七
年 度 末 貯 金	一一、二〇六、八四一
年 度 末 貸 付 金	一一、六四〇、七八二
手 形 割 引	八一九、二六一
利 餘 金	二、七二五、三八五
利 餘 金	六一四、二六九

(三) 事業組合事業狀況

事業組合の事業狀況をあげれば次の如くである。

總 合 數	六七	其 他 積 立 金	一七八、二九六
調 査 組 合 數	六七	借 入 金	五一三、七〇五
組 合 員 數	二一、五一四	販 賣 價 格	一、一七七、六八三
出 資 口 數	八三、一五〇	購 買 品 賣 却 高	三、九七一、七二二
出 資 總 額	一、一三八、五九九	利 用 料 又 ハ 加 工 料	五七、六八四
拂 込 濟 出 資 金	五四六、二四〇	利 餘 金	三三〇、二二四
準 備 金	一四六、六一九	利 餘 金	一一五、四三二

第二節 朝鮮金融組合及金融組合聯合會

朝鮮の金融機關は、明治十一年第一銀行が釜山に支店を設置したるに創まり、明治三十九年に至りては、樞要の地に十箇の農工銀行が設立せられたが、一般下級農民は、其の惠澤に浴するに至らなかつた爲、明治四十年時の韓國政府財政顧問故目賀田男の意圖に基き、「ライファイゼン式」及「シユルツエー式」協同組合の制度に範を採り、之に朝鮮在來の契の制度を參酌した組合を創設せらるゝことを爲り、各道に前後して、十七箇の組合の創設を見たのが金融組合の濫觴である。而して、之が準據法として同年五月勅令を以て地方金融組合規則が制定發布せられたのであるが、日韓併合後金融組合の發達も特に顯著なるものあり、關係法令の根本的改正の必要に迫られ、大正三年に及び制令を以て金融組合令が發布

せられ組合員の權利義務も定まり組合の本體を備ふるに至つたのである。爾來、組合令は、時運の進歩に由り數次の改正を見たが、其の第一次改正は、大正七年の改正であつて、之に依り新に都市(市街地)組合及金融組合聯合會の設立を認められ、次で又、昭和三年朝鮮貯蓄銀行令の發布に伴ひ第二次の改正あり、更に翌年金融制度調査會の審議決定に基き、總代會の設置、監事の權限擴張等に亘つて第三次の廣汎なる改正が加へられた。右準據法の改正に依り、金融組合の事業も變遷したのであるが、當初組合は、小口農業資金の貸付の外組合員生産品の委託販賣、産業材料の共同購入及組合員生産物の倉庫保管業務をも行つて來たのであるが大正三年制定の組合令に依り預金の受入をも認められ、聯合會設立の後に在

りては、事實上金融事業に主力を注ぐに至り、昭和四年に於ける第三次の組合改正に依り委託販賣及共同購入事業々務中より削除せられた。而して、其の金融事業に付、附屬法規を以て一組合員に對する資金貸付の限度が設けられ、又都市組合のみならず村落組合も等しく貯蓄銀行に對立して普く非組合員の貯蓄的預金の受入を認められてゐることは、注目すべき點である。又其の組織が有限責任に限定せられ、理事が總て官選せられてゐることも金融組合の特色である。

昭和四年度末に於ける金融組合の概況を見るに、組合數六

種 目	年 次	組 合 數		資 金			事 業	
		本 所 數	支 所 數	積 立 金	預 入 金	借 入 金	貸 出 金	
度	明治四十年	一七						
度	大正元年	一五		五、六六	一、九六	二		
度	大正四年	二四〇		五、八六	二、四七	三六		
度	大正八年	三九四		二、八六七	二、八九	二、八九		
度	大正十二年	四九九		三、三三〇	三、三三	三、三三		
度	昭和元年	五五七		四、五五	三、四七	三、四七		
度	昭和三年	五七		五〇、四七	一〇、〇八	七、五九		
度	昭和四年	六三		五八、五〇	一、五五	八、五〇		

(出資金以下金額單位千圓)

百二十二、同支所六十八、組合員數五十八萬八千餘、出資總額千餘萬圓、内拂込濟額八百餘萬圓、積立金額千二百餘萬圓、借入金額四千六百餘萬圓、預金額七千六百餘萬圓、貸出金額一億四百餘萬圓を示してゐる。而して組合創設以來、朝鮮總督府は、金融組合に對し基本金を下附する等資金の援助を與へ之が保護助長に力めてゐるのであつて、解散したる組合皆無の狀況で順調の發達を辿つてゐる。

今、金融組業務發達の概況を示せば次の通である。

業 事 帶 附	種 目	年 次	積 立 金			倉 庫 保 管		備 用 金	
			積 立 金	預 入 金	借 入 金	入 庫 品	出 庫 品	備 用 金	
業 事 帶 附	種 目	年 次	積 立 金	預 入 金	借 入 金	入 庫 品	出 庫 品	備 用 金	
業 事 帶 附	種 目	年 次	積 立 金	預 入 金	借 入 金	入 庫 品	出 庫 品	備 用 金	
業 事 帶 附	種 目	年 次	積 立 金	預 入 金	借 入 金	入 庫 品	出 庫 品	備 用 金	
業 事 帶 附	種 目	年 次	積 立 金	預 入 金	借 入 金	入 庫 品	出 庫 品	備 用 金	
業 事 帶 附	種 目	年 次	積 立 金	預 入 金	借 入 金	入 庫 品	出 庫 品	備 用 金	
業 事 帶 附	種 目	年 次	積 立 金	預 入 金	借 入 金	入 庫 品	出 庫 品	備 用 金	
業 事 帶 附	種 目	年 次	積 立 金	預 入 金	借 入 金	入 庫 品	出 庫 品	備 用 金	
業 事 帶 附	種 目	年 次	積 立 金	預 入 金	借 入 金	入 庫 品	出 庫 品	備 用 金	
業 事 帶 附	種 目	年 次	積 立 金	預 入 金	借 入 金	入 庫 品	出 庫 品	備 用 金	

次に、金融組合聯合會は、前述の如く大正七年の組合改正に基き、同年十一月道を區域として十三箇の設立を見たのであるが、現在金融組合の外産業組合及一部の漁業組合も之に加入し、朝鮮總督府より各道聯合會に對し二十萬圓宛の無利子貸下金を爲し、其の執行機關たる理事長及理事は、之を官選せられてゐるのである。昭和四年度末現在に於ける業務の概況を見るに、所屬會員數六百八十二を算し、出資總額四十餘萬圓、内拂込濟額三十餘萬圓、積立金額百六十餘萬圓、借入金額千八百八十餘萬圓、預り金額三千六百二十餘萬圓に達

してゐる。而して、金融組合聯合會が、業務として所屬組合の資金調節を行ふ外其の業務の指導をも併せ行ふことは、機能上有する特色である。尙各道聯合會の資金調節は、聯合會創設以來、朝鮮殖産銀行が中央金庫たる地位に於て之に當つてゐるのであるが、昭和四年十月以降該銀行に於ては、金融組合中央金庫課を特設し聯合會の資金關係業務の指導にも當ることを爲つた。

今金融組合聯合會創立以來の主要業務累年比較を示せば左の通りである。

(出資金以下金額單位千圓)

種 目	年 次	所 屬 會 員 數		出 資 金	
		總 額	拂 込 濟 額	總 額	拂 込 濟 額
種 目	年 次	總 額	拂 込 濟 額	總 額	拂 込 濟 額
種 目	年 次	總 額	拂 込 濟 額	總 額	拂 込 濟 額
種 目	年 次	總 額	拂 込 濟 額	總 額	拂 込 濟 額
種 目	年 次	總 額	拂 込 濟 額	總 額	拂 込 濟 額
種 目	年 次	總 額	拂 込 濟 額	總 額	拂 込 濟 額
種 目	年 次	總 額	拂 込 濟 額	總 額	拂 込 濟 額
種 目	年 次	總 額	拂 込 濟 額	總 額	拂 込 濟 額
種 目	年 次	總 額	拂 込 濟 額	總 額	拂 込 濟 額
種 目	年 次	總 額	拂 込 濟 額	總 額	拂 込 濟 額

大正七年度末 大正十一年度末 昭和元年度末 昭和三年度末 昭和四年度末



道別	預り金	貸出金	貸銀媒介金	預け金	損益計算		
					總益金	總損金	剩餘金
京畿道	四、五九、二五九	六、九三、三三四	八、四、六四五	二、五九、七二〇	一、〇六、六八〇	九五三、〇四〇	一〇、〇三三
忠清北道	二、七六、六六三	四、一七、四三三	五九、四四	一、二八、四七九	五八七、一四三	五三六、八四四	一五、二五九
忠清南道	四、五七、八六五	七、〇三、二〇二	一、六四、七五五	一、八七、五四五	一、〇〇五、二四〇	九八、三三六	八六、九九三
全羅北道	三、五〇、七〇〇	五、九四、九六六	六、九、〇九	一、五〇、三〇五	八二六、九四四	七六、一八	六五、八〇三
全羅南道	五、三〇、一五三	一〇、三九、八九三	一、四四、九七一	二、三二、二四五	一、三九四、三三三	一、二五、六三	一四二、二六二
慶尙北道	五、四六、九三三	九、四〇、八九五	一、三〇、三〇五	二、八四、四六〇	一、三二、一六三	一、二九、七三六	一四二、四三
慶尙南道	五、四〇、八〇〇	八、七八、七〇五	一、九二、〇四九	二、八四、四六一	一、三六、四三〇	一、二七、四三八	八八、九九三
黃海道	四、四六、八七四	七、二六、〇六三	一、八三、〇四二	三、〇〇、〇〇三	一、二二、九六四	一、四〇、一〇〇	九、九五四
平安南道	三、七六、九六〇	五、五五、一九七	三三、七〇九	一、七六、〇六一	八三四、六三六	七六八、九四四	六五、六三二
平安北道	四、〇四、五七七	五、九三、七五八	七二、二四六	二、四九、九六五	九五四、六四五	八三七、七九八	一一、八四七
江原道	三、三〇、六一一	五、四四、五四三	四〇、七三九	一、五九、二五〇	八一七、九六	七六、二九二	四八、九〇四
咸鏡南道	三、三三、三九二	四、九一、二〇八	四三、一六六	一、八八、〇五〇	七八七、〇一〇	七五、六三二	三三、四〇八

【第二表】

江原道	四一	四三、〇六〇	五八、九〇〇	三九、八五〇	六八四、一六〇	二九七、〇〇〇	二、四六〇、六九九
咸鏡南道	三三	三三、二二四	三九、五〇〇	三二、八八八	五〇五、四二〇	三三三、〇〇〇	二、五七一、六一
咸鏡北道	三三	二、一〇〇	二七三、三〇〇	二七三、三九八	三九〇、三七七	一五九、〇〇〇	一、七四四、四六九
計	五六〇	五五九、二二四	七、八七、八六六	六、〇九、一七五	一〇、一八八、〇四九	三、七七、〇〇〇	四二、〇四八、五七七

終りに昭和四年度末に於ける各道別金融組合及各聯合會別の業務状況を左に掲ぐ。

(1) 昭和四年度末各道別村落金融組合業務概況【第一表】

道別	組合數	組合員數	出資金		積立金	政府下付金	借入金
			總額	拂込濟額			
京畿道	五〇	五、二三五	一、二六二、九〇〇	八七、九四四	六五三、六〇八	三三、〇〇〇	三、三七四、四五六
忠清北道	二元	二四、六一〇	二七、三〇〇	二六〇、〇二七	五五八、二四二	一九、〇〇〇	二、二五四、六四八
忠清南道	五	五〇、五四六	七、七、七四〇	六〇一、三九二	七三三、六六八	二五八、〇〇〇	二、八四四、八三〇
全羅北道	四	三八、一一一	六六、一四六	三八六、三九七	四四〇、六三三	二八八、〇〇〇	二、九八五、五九八
全羅南道	五七	五、七、七三	八五、一〇〇	六三三、五七五	一、〇九二、九七一	三六五、〇〇〇	五、七四三、〇六六
慶尙北道	六	五、九七二	六七八、一〇〇	五五八、八八四	一、〇九四、七三三	四〇六、〇〇〇	四、八六五、七四四
慶尙南道	六〇	五、一、四八	七四六、八〇〇	五八六、五三六	一、〇九七、二二六	三七九、〇〇〇	四、三六三、六七五
黃海道	五〇	四七、五八一	五七五、六〇〇	五三三、一四一	一、〇八五、二一六	三二五、〇〇〇	四、一六四、五四九
平安南道	三九	三三、九六	四〇〇、四三〇	三三八、三九三	七五五、二九九	二六二、〇〇〇	二、五三六、三三八
平安北道	四〇	四一、八九三	四七五、〇〇〇	四二一、六八〇	一、二八、一三七	二八二、〇〇〇	二、〇九七、八四四

積立金	借入金	預り金	貸出金	剩餘金
一、四〇八	一、六六八	一、二四七	一、二四七	一、六六八
一四、七五〇	一七、八四五	四一四	四一四	一七、八四五
二二、八五二	三六、一三三	一、五一九	一、五一九	三六、一三三
三三、九六六	四八、六一六	△	△	四八、六一六
二九六	二九六	△	△	二九六

(2) 同各道別都市金融組合業務概況【第一表】

道 別	組 合 數	組 合 員 數	出 資 金		各種積立金	借 入 金	預 リ 金
			總 額	拂込済額			
京 畿 道	一一	六、四〇〇名	九七九、七六〇	六五、一三七	三〇九、八三三	一、三三三、〇〇〇	四、八五〇、九六八
忠 清 北 道	二	五〇六	九一、七五〇	七、二五八	六五、二四七	一一、二〇七	四〇〇、三三六
忠 清 南 道	五	一、八三三	二二四、四〇〇	一三五、〇五六	二六、五九〇	一、二一、四二二	一、二七、三三八
全 羅 北 道	五	二、三六三	三〇五、七〇〇	三九、一一九	三七、三〇〇	八五〇、八三三	一、八六八、八八五
全 羅 南 道	七	二、七五三	二八〇、三〇〇	一六、四四三	二九、四九六	三四七、二〇六	一、六七、八〇九
慶 尙 北 道	九	一、七八一	三〇五、五五〇	一六、九〇七	一三、三〇七	四一、六三九	一、八二、四〇六
慶 尙 南 道	三	五、四九九	八四一、九〇〇	五三、二六四	三九、九八六	二八五、八八〇	五、〇五五、六三三
黃 海 道	三	一、二八三	七四九、七〇〇	七、九三五	一、六一、二六〇	三〇〇、〇〇〇	九、四四六、〇〇〇
平 安 南 道	三	二、〇七二	一五四、九五〇	一四、五〇〇	四二、二六三	四四七、〇〇〇	二、一三、一〇六
平 安 北 道	三	一、二〇四	六八、九四〇	六、七、四三三	一四七、〇三三	八二、〇〇〇	一、〇四、〇〇〇
江 原 道	三	七九	四七、四一〇	三、五〇三	三一、五一九	四三、五〇〇	四、四三、六六八
咸 鏡 南 道	二	一、一三三	七九、二〇〇	七、七五二	一五、〇〇元	二〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
咸 鏡 北 道	四	一、九二〇	二四二、四〇〇	一八、七八三	二九、五三二	八六、〇〇〇	一、九九、二〇〇
計	六三	三九、四三六	三、六六七、二四〇	二、四六九、一九七	二、一〇七、〇三四	四、七九、六六七	三、四、六三、八〇〇

咸 鏡 北 道	一、六六四、三三四	三、一三九、五八四	一〇四、九五五	八九、三九〇	四八六、三九八	四、四九、二六八	五七、一一〇
計	五三、三五四、四二一	八四、八三〇、二七九	三、三三九、二七七	二六、五〇、五五六	三、四三二、七三三	一一、〇四八、〇九三	一、〇五四、六三二

【第二表】

道 別	貸 出 金	殖銀媒介貸付金	預 ケ 金	損 益		剩 餘 金 (△ 損 失)
				總 益 金	總 損 金	
京 畿 道	四、四八、二六八		二、三九九、六四四	六八、六一九	五八、七九七	九三、七〇〇
忠 清 北 道	四四〇、二三三		三三、五九二	六、五九四	五、八五九	二、七三三
忠 清 南 道	一、一〇一、一六一		五〇、八五八	一七、九四四	一六、三、八八	一、二、一六
全 羅 北 道	二、三〇、六八七		七六、八〇〇	二六、五六七	二四、〇五九	一五、〇三八
全 羅 南 道	一、四八、一〇一		七九四、三〇九	三三、六八三	一九六、八六六	二八、九七七
慶 尙 北 道	一、一四、七四六		一、二三三、七二九	三〇、八三七	一九六、八六六	二、九六一
慶 尙 南 道	三、三三、三三三		二、八〇八、三三九	五九、七、八七一	五三、二、六五四	六五、二二七
黃 海 道	九、五七、四五一	三、五七二	四三、一三三	一、七七、三四四	一、六四、一七六	二、六、八三三
平 安 南 道	一、四六、一四四		一、二四三、九七六	三三、七、六五九	三三、〇、六五	一四、五九四
平 安 北 道	六〇三、一五五		七九、三三三	二六、二九五	一〇、七、七〇	一七、五五
江 原 道	七、七、八九九		二二、四三三	一〇、二三六	九三、六三三	八、六〇一
咸 鏡 南 道	七、六、八〇三		四九五、四四六	二二、七九五	一〇三、八九五	一八、九〇〇
咸 鏡 北 道	一、三、七、三三七		一、一五、〇四六	二四、九九三	二七、三、一〇五	三三、一一一
計	二〇、一〇一、四八七	三、五七二	二、一九九、二〇七	三、二〇六、四八七	二、九三六、五九三	二、六九、八九四

(3) 同各金融組合聯合會業務概況

聯合會別	所屬會員數		出 資 金		政 府 下 貸	各 種 立 積	借 入 金	預 り 金	貸 付 金	損 益 計 算		
	組合數	法人數	總 額	拂込済額						總 益 金	總 損 金	剩 餘 金
京畿道	六二	一	五,000	五,000	100,000	一六,000	一,070,000	四,五二,四八五	四,六六,四七一	四七,九〇四	三九,三三四	三九,五八〇
忠清北道	三一	一	一五,五〇〇	一五,五〇〇	100,000	八五,〇〇〇	一,〇五三,〇〇〇	一,二八八,〇〇七	二,三六七,〇三九	一九,一一〇	一七一,四五六	二,一六四
忠清南道	四二	八	二四,五〇〇	三,七七六	100,000	九七,〇〇〇	一,六三四,〇〇〇	二,一〇七,四三六	三,三三五,六四七	二七,八三三	二七,三九八	二〇,九五四
全羅北道	四二	八	二四,〇〇〇	二,四四一	100,000	九八,五三三	一,七九七,〇〇〇	二,一一〇,八五五	三,八九六,九四〇	二九,二八四	二七五,六八三	一七,一四三
全羅南道	六四	二	八六,五〇〇	六,六〇〇	100,000	一一〇,〇〇〇	三,五三六,〇〇〇	二,七六五,四八〇	六,三七四,六一八	四四,〇二七	四八,一二九	三,八九八
慶尙北道	六七	八	三七,五〇〇	三,四〇〇	100,000	一一〇,〇〇〇	二,四五六,〇〇〇	三,五五七,七〇〇	五,五四二,〇七三	四二,四九二	四七,〇一八	八,四七四
慶尙南道	六九	六	三八,〇〇〇	三,一〇〇	100,000	一一〇,〇〇〇	一,九五四,〇〇〇	二,〇六八,〇〇〇	五,二九一,七一	四,八三六,五九四	四六,一〇九	一三,六四一
黄海道	五五	一	二七,〇〇〇	二四,三三一	100,000	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一,四三三,〇〇〇	四,四七三,九五四	三五,八七六	三〇九,五五五	四九,一八二
平安南道	四二	五	三三,〇〇〇	二〇,五五〇	100,000	七〇,〇〇〇	八六八,〇〇〇	二,八七四,六三三	三,一八四,三六二	二八〇,六五五	二六六,七〇七	一三,九四八
平安北道	四四	五	二四,〇〇〇	二,三三〇	100,000	一〇六,〇〇〇	二,六五〇,〇〇〇	二,九七五,八一	二,二八二,五七七	二四八,一一〇	二四二,七九六	五,三三四
江原道	四四	二	二五,〇〇〇	二,一六四	100,000	一〇〇,〇〇〇	一,一〇三,三〇〇	一,七〇八,九八八	二,九三三,九五五	二三八,七六四	二八,九七四	一九,八二〇
咸鏡南道	三三	四	二七,〇〇〇	二四,四四九	100,000	四七,一八六	一,〇七六,〇〇〇	二,一〇一,七六七	二,九八〇,八四一	二四九,八四四	二五五,三三三	一四,四六二
咸鏡北道	三六	三	二五,〇〇〇	二二,九四四	100,000	三六,五〇〇	四二五,〇〇〇	一,七三三,五三三	一,八三三,八九五	一六,二二七	一五七,五五五	八,五三三
計	六三三	六〇	四九五〇〇	三六,七〇四	二,六〇〇,〇〇〇	一,六八八,七五五	二七,八五三,〇三六	三〇,五四四,六二六	四,〇七六,六四六	四〇,七六六,六四七	三八〇,五五六	二六六,六一一

朝鮮金融組合協會 金融組合の進展は、必然的に組合並に聯合會相互の間に於ける指導聯絡のための機關を求むるやうになつて來た。昭和三年九月二十九日「金融組合及金融組合聯合會の發達及聯絡を圖るを以て目的とする財團法人朝鮮金融組合協會」が生れたのもこうした必要性からである。而してこれが事業は内地の産業組合中央會と全く同一である。次に機關としては理事六名以上、評議員三十名以上、監事三名で、理事中に會長一名、常務理事二名が置かれてある。常務

理事は現在評議員會の互選によつて任せられてゐる。評議員は各道財務部長、並に金融組合聯合會理事長、及び金融組合役員を以て之に充てゝゐる。協會事業概況の掲載は之を省略することとした。

### 第三節 樺太の産業組合

樺太が我が植民地であることは前述せる所であるが、植民地に於ける産業組合運動の發展が如何に困難な事情の下にあるかは植民地産業組合指導者の總てが経験するところである。即ち移住者の心理は、例へば「大漁してしまつた溜め込んで歸國しやうか、良い山でも拂下げて一儲けしやう」こんな氣持を多分に持つてゐる。また移住者は各地方からの寄り集りであるので組合の傘下に協同活動をする氣分がまことに稀薄である。此等の事情からして組合に集まつて自分等相互の物質的乃至精神的生活の向上進歩なきに就て眞面目に考へるものは殆どなかつたのが今までの状態であつた。

併し現在の樺太は今までとはその状態が全く變つて來た。かくなる爲めには指導者の熱心努力が重積したことを知らねばならぬ。魚もなか／＼手捕りには出來なくなつた。山も林も容易には手に入らなくなつた。これからの樺太は住民各自が眞剣に努力し、大衆の經濟生活上必要な活動をなす産業組合を充分運営するにあらずんば今日の經濟社會に資本的大者として行く能はざることを知つた。此の意味に於て今後産業組合運動の進展如何は樺太の拓殖が完成せらるゝや否やを試めす一つのバロメーターである。

次に産業組合の發展統計を掲げる。

種類別組合數累年比較

種 類	年 次		大正 昭 和									
	大正四年	大正五年	大正六年	大正八年	大正十年	大正十三年	昭和元年	昭和二年	昭和四年	昭和五年十月末		
信用組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
販賣組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

組合員数に就て述べれば組合法公布一年後の大正五年に於て調査組合数六、總組合員数は二百九十五人にして一組合當り組合員数は四十九人なりしが同八年には五十六人に増加し、同十三年には七十八人、昭和元年は八十五人、同四年は百八人に漸次増加し大正五年に比するに二・二倍強となり、總組合員数は十二倍強となつてゐる。今之を職業別に見ると大正五年には農業者の一三三が第一位にして、商業者七十九

之に次ぎ、同八年は漁業者の五百二十二首位となり、農業者第二位となり、同十三年には、農業、商業の順位であり、昭和二年は商業者の六百十七首位となり、農業者の五百十四、第二位となり、同四年には商業者の千十五を第一とし、第二位は三年まで加入者のなかつた官公吏會社員の七百二十九人が占めてゐるに似ふ状態である。

組 合 員 数	調 査 組 合 数	組 員 當 數	職 業 別																	
			農	工	商	漁	林	官 社 會 其 他	官 員 吏 他	計										
大正四年 (組合法公布)	6	6																		
同 五 年	6	6	295	49	138	1	79	73	1	1	1	4								
同 六 年	15	12	670	56	156	22	159	251	17	1	1	65								
同 八 年	26	26	1,459	56	393	45	272	522	18	1	1	209								
同 十 年	33	23	1,400	61	513	37	294	352	17	1	1	187								
同 十 三 年	37	31	2,433	78	581	94	484	403	36	1	1	835								
昭 和 元 年	33	28	2,396	85	380	85	564	355	33	1	1	979								
同 二 年	36	31	3,010	100	514	105	617	408	45	1	1	1,321								
同 四 年	40	34	3,678	108	666	120	617	361	26	1	1	1,561								

計	信 販 購 利 組 合	購 販 利 組 合	信 販 利 組 合	信 販 購 利 組 合	購 利 組 合	販 利 組 合	販 利 組 合	信 利 組 合	信 購 利 組 合	信 利 組 合	利 用 組 合	利 購 組 合	利 購 組 合	利 購 組 合	利 購 組 合
同 五 年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同 六 年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同 八 年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同 十 年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同 十 三 年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昭 和 元 年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同 二 年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同 四 年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

組合法の公布されたる大正四年中には組合設立は全く之を見ざりしが、翌五年は信用組合五が設立され、四年後の大正八年には信用組合及信販組合各七、信購組合及び信販購利組合各三、信利組合二、購買組合、信販組合、販購組合、販利組合各一宛設立され、總組合數二十六に増加し其後漸次進展して大正十三年に於ける總數は大正五年の六倍強となり、

その種類も十種を包括し、爾後逐年發達増加して昭和四年には組合總數四十となり、五年十月末の數字は更に進展して組合數四十五となつた。累年比較に於て組合數の第一位を占むるは信用組合の十七、第二位は信販購組合の十一、これに次ぐは信販購利組合の八、購買組合の三である。

組合員數累年比較

組合總括概況

組合種別	昭和四年		昭和三年		昭和四年		昭和三年	
	調査組合数	組合員数	調査組合数	組合員数	借入金	借入金	借入金	借入金
調査組合数	四〇	三四	三七	二六	二一〇、四九四	一一一、一三七	六二、一八一	一一一、一三七
組合員数	三、六七八	二、七八六	二、七八六	二、二二九	一、七七九、四八七	一、三五〇、七四七	一、三五〇、七四七	一、三五〇、七四七
出資口数	二四、七九五	二〇、二二九	二〇、二二九	二〇、二二九	七八八、六六九	六六九、八〇五	六六九、八〇五	六六九、八〇五
出資金額	一、〇三三、〇五五	八六八、一七九	八六八、一七九	八六八、一七九	四七、八四七	二二七、一八四	二二七、一八四	二二七、一八四
拂込濟額	八七一、〇七七	六九〇、四九八	六九〇、四九八	六九〇、四九八	一六一、九七二	一四九、六二七	一四九、六二七	一四九、六二七
準備金	一八二、五二六	一	一	一	八、四八八	五六三	五六三	五六三
積立金	三八、七二〇	一八六、七二三	一八六、七二三	一八六、七二三				

昭和四年の發展勢は昨年調査統計に比し、極めて活潑な數字を示し、明らかに組合の活動が多数組合員の共同利便のため實績を把持し得たことを證してゐる。そして過去に於

て信用事業に主力を注いでゐたのが今や漸次事業組合の發展に及びその實績によつて組合の利益と効果を明確に認識するに至つた。

信用組合の資金状況累年比較

年次	組合数	調査組合数	拂込濟出資金	準備金	積立金他	借入金	貯金	剰餘金	合計	平均組合資金
大正五年(組合法公布ノ翌年)	九	六	一一、三四五	一	一〇	一〇、〇〇〇	一、七七七	八七七	二二、九六九	三、九九四
同 九 年	二六	一九	二四、五五九	二、七二〇	一三、七六五	一〇〇、三三八	五三、六六五	三五、三九六	四〇〇、四四五	三、二一八
同 十 三 年	三七	三二	五三、三三七	一四、八七六	六、〇八四	一一三、八八七	二〇五、〇〇一	八、九五五	一、〇二一、八三二	三、九六三
昭和三年	三七	三二	六九、四九八	三、四四六	一五、四三三	一三、一八一	六九、八五五	一一、一三七	一、七〇、三三四	六、一六六
昭和四年	四〇	三四	八七、〇七七	一八、二五二	一五、四三三	一三、一八一	七九、八四九	二五、五三一	二、二七、〇〇七	六、一六六

年次	都市組合	農村組合	合計
昭和三年	四	五	九
同 四 年	二	五	七
同 五 年 三 月 末	一	五	六

第四節 關東州の金融組合

關東州に金融組合の認められたるは、昭和三年五月二十五日であつて、勅令第八十九號を以て關東州及南滿洲鐵道附屬地金融組合令が公布せられたのである。昭和五年三月末現在の發展状況を見れば金融組合は總數に於て二十、その中村落組合は五組合、都市組合は十五組合である。しかして昨四年十月末調査に比較すれば全體に於て三組合の増加を示しているが、この三組合は總て都市組合にしてその活動も亦極めて活潑である。今組合の増加を組合令公布當時と比較すれば次の如くである。

金融組合數累年發達狀況

年次	組合數	
	都市組合	農村組合
昭和三年	四	五
同 四 年	二	五
同 五 年 三 月 末	一	五

今、昭和五年三月末現在の村落金融組合に就て組合員數を見るに、五、五〇八人(一組合平均一、一〇一人)にして、昨四年十月末調査に比すれば組合數には移動なきも組合員數に於て百十二人の増加を示し、都市組合に於ては十七組合で、組合數に於て三組合を増し、組合員數は千六百四人(一組合平均九四・四人)であつて昨四年十月末に比すれば三百九十四人の増加である。

村落・都市金融組合員數表

組合種別	昭和四年十月末	昭和五年三月末
村落金融組合	五、三九六	五、五〇八
都市金融組合	一、二一〇	一、六〇四

金融組合の狀況に就て左に昭和五年三月末現在の調査數字を掲げて、農村金融組合、並に都市金融組合の資金狀況を窺知することとする。



組名	保	擔保	定期償還	年賦償還	備考
大連會 旅順會 金州 普蘭店	× × × ×	× × × ×	割 割 割 割	割 割 割 割	
大連會 旅順會 金州 普蘭店	× × × ×	× × × ×	割 割 割 割	割 割 割 割	
大連會 旅順會 金州 普蘭店	× × × ×	× × × ×	割 割 割 割	割 割 割 割	
大連會 旅順會 金州 普蘭店	× × × ×	× × × ×	割 割 割 割	割 割 割 割	

(口) 貸出金利率 ×印小洋錢

組名	定期(一年)	定期(半年)	當座	貯蓄	貯蓄(當座的)	規約	据置
大連會 旅順會 金州 普蘭店 各都市組合	× × × × ×	× × × × ×	(奉天) (其他) 七厘 六厘	× × × × ×	× × × × ×	× × × × ×	× × × × ×
大連會 旅順會 金州 普蘭店 各都市組合	× × × × ×	× × × × ×	(奉天) (其他) 七厘 六厘	× × × × ×	× × × × ×	× × × × ×	× × × × ×
大連會 旅順會 金州 普蘭店 各都市組合	× × × × ×	× × × × ×	(奉天) (其他) 七厘 六厘	× × × × ×	× × × × ×	× × × × ×	× × × × ×
大連會 旅順會 金州 普蘭店 各都市組合	× × × × ×	× × × × ×	(奉天) (其他) 七厘 六厘	× × × × ×	× × × × ×	× × × × ×	× × × × ×

金融組合の利率 金融組合の預り金及び貸出金利率を昭和五年三月末日現在調査に基いて記すれば次の如くなる。

金融組合利率 (イ) 預り金利率 ×印小洋錢

組合名	拂込未済 出資金	手付金 形	短期 貸付金	長期 貸付金	所有 不動産 什器	預け 金	現金	雑勘 定	四年度 損失金	合計
旅順 大連 沙河 瓦房店 大石橋 營口 鞍山 遼陽 奉天 鐵嶺 開原 四平街 撫順 長春 公主嶺 總計	一五、八四四 五、三三〇 二、九五五 一、〇四〇 二、四六〇 二、八八〇 一、五二五 三、五三〇 四、〇八〇 一、〇八〇 二、〇八〇 一、九〇〇 二、四、九四五 一、八、一九三 一、一、九三三 三、三、三三八	二〇、六〇〇 一、三、七七一 五、〇五〇 一、三、三三〇 二、四、一七〇 三、五、〇五五 一、三、四一〇 一、八、九一五 三、三、六四三 二、八、五五八 三、三、二七〇 三、三、二七〇 三、一、五五〇 一、一、七〇〇 三、〇七〇 四、九〇、二六八	一、九〇〇 〇 二、八〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	八八〇 二、四三三 九〇〇 三、六三〇 一、四、二八六 一、二、五八〇 一、一、三八一 一、〇〇〇 一、一〇〇 五〇〇 一、〇〇〇 一、三〇〇 一、三、七九二 一、三、二二一 一、三〇〇 一、一、七五〇 一、四、六二一	三、七、〇一九 八〇、七六〇 三、六、三六〇 一、四、二八六 一、二、五八〇 一、一、三八一 一、〇〇〇 一、一〇〇 五〇〇 一、〇〇〇 一、三〇〇 一、三、七九二 一、三、二二一 一、三〇〇 一、一、七五〇 一、四、六二一	一、四、三三七 五、〇六三 一、六、二八六 一、四、〇三三 二、三、三三三 二、二、二二二 五〇〇 五〇〇 五〇〇 五〇〇 五〇〇 五〇〇 五〇〇 五〇〇 五〇〇 五〇〇 五〇〇	三、一、八八八 一、四、〇三八 五、八六〇 五、〇〇〇 五、三、三三三 七、〇七七 六、四〇四 六、六八八 一、六、九一〇 七、〇四四 六、七九五 六、四〇〇 一、一、九三三 四、九四二 四、九三三 九、四、三三三	八、四、九九九 二、六、二六〇 二、〇、七三三 四、四、三六六 七、〇、〇五五 一、三、五二二 七、八六六 八、五、四一一 二、二、一八〇 七、五、三三八 七、九、〇四二 八、三、三九四 八、八、三三三 九、六、三九九 一、五、四四六

備考 公主嶺組合は報告未済

B 資金運轉の内譯

備考 公主嶺組合は報告未着

組合名	預り金額	預金者別内訳				科 目 別 内 訳
		組合員	同上家族	非営利法人	非組合員	
大連會屯	11,027	9,227			1,800	7,011
沙河口	8,776	8,472			304	7,356
旅順會屯	4,910	2,277			101	4,790
瓦房店	2,454	2,253			201	2,399
營口	2,753	2,708			45	2,799
遼陽	1,326	1,022			304	1,326
奉天	83,677	67,666	14,711		180	41,140
鐵嶺	2,626	2,273			353	2,226
開原	1,020	843			177	1,020
四平街	3,011	2,655			356	3,011
撫順	5,204	4,400			804	1,020
長春	5,204	110			5,100	5,204
公主嶺	1,200				1,200	1,200
計	1,200	1,200			1,200	1,200

今表をかゝげてその詳細を示さう。

(ロ) 都市金融組合

備考 金州組合は三月末報告未着に付二月分報告に依る  
次に都市金融組合の状況を窺ふに、預り金額は一六二、三八三、六七七圓、之れに次ぐを營口組合の二七、五六二圓大連  
〇三圓にして十五組合(總組合數)中、最も多きは奉天組合の 組合の一、〇六七圓少し最も少なきは撫順の五五三圓なり。

各都市組合	×三錢八厘	×三錢六厘	×一割二歩	×一割二歩
子窩	×三錢八厘	×三錢六厘	×一割二歩	×一割二歩
計	×三錢八厘	×三錢六厘	×一割二歩	×一割二歩

金融組合預り金 先づ村落金融組合の預り金状況を昭和五年三月末日現在調査に見るに、預り金額は二四三、七八八圓 普蘭店組合の六三、四九六圓之に次ぎ、最少は大連會屯の二〇、九二二圓なり。  
にして五組合(合計數)中第一位は旅順會屯の九三、三四八圓 今こゝに表示して参考に供するこゝにする。

預り金内訳

(イ) 村落金融組合 ×印小洋錢

組合名	預り金額	預金者別内訳				科 目 別 内 訳
		組合員	同上家族	非営利法人	非組合員	
大連會屯	20,922	16,041			4,881	4,881
旅順會屯	93,348	32,644	17,255	5,339	3,110	6,914
金州	15,403	4,936	2	10,465	3,467	2,099
普蘭店	63,496	6,073		57,423	6,073	6,073
子窩	5,204	3,195		2,009	2,009	2,009
計	243,788	119,499	17,257	73,236	14,467	14,467



金融組合貸出金 金融組合の貸出金に付て、有擔保と無擔保との金額を示し、尙ほ貸出金科目別中短期證書、長期證書手形貸に於て、短期證書貸が殆ど大部分をなして居り、長期

證書貸は貔子窩組合のみ。手形貸は之を見ない、左の表によつてその状況を知ることが出来る。

貸 出 金

(イ) 村落金融組合 ×印小洋錢

組合名	貸出金額	擔 保 別			信 用		科 目 別 内 譯		
		有價證券	不動產	雜擔保	信	用	短期證書貸	長期證書貸	手形貸
大連會屯	一四七、四七〇		×			×	一四七、四七〇		
旅順會屯	一〇〇、六四九		×			×	一〇〇、六四九		
金州	一四八、三〇〇		×			×	一四八、三〇〇		
普蘭店	九二、二七〇		×			×	九二、二七〇		
貔子窩	七九、四〇〇		×			×	七九、四〇〇		
計	五八八、一七二		×			×	五八八、一七二		

都市金融組合の貸出金の擔保別金額は、信用貸の三六三、〇四五圓を第一とし、之に次ぐを雜擔保の五七、四七二圓、有價證券の四〇、四三一圓、不動產三八、〇四〇圓の順位である。

更に之れを科目別に見ると最も多きは手形貸の四九〇、二八八圓、次ぎは短期證書貸の五、七〇〇圓、長期證書貸は僅かに三、〇〇〇圓である。今統計數字を掲げて示さう。

(ロ) 都市金融組合

組合名	貸出金額	擔 保 別			信 用		科 目 別 内 譯		
		有價證券	不動產	雜擔保	信	用	短期證書貸	長期證書貸	手形貸
大公連	一〇三、七七一								一〇三、七七一
沙河	五三、三二〇								五三、三二〇
旅順	三三、五〇〇								三三、五〇〇
瓦房店	一三、三三〇								一三、三三〇
營口	二七、二七〇								二七、二七〇
鞍山	三五、一〇五								三五、一〇五
遼陽	一四、四五〇								一四、四五〇
奉天	一八、元五								一八、元五
鐵嶺	二二、六四三								二二、六四三
開原	二六、五五六								二六、五五六
四平街	二二、一五〇								二二、一五〇
撫順	三三、一五〇								三三、一五〇
長春	一一、七〇〇								一一、七〇〇
公主嶺	三、〇七〇								三、〇七〇
計	四九八、九六八	四〇、四三一	三六、〇四〇	五七、四七二	三六、〇四五	五、七〇〇	三、〇〇〇	四九〇、二八八	

備考 公主嶺組合は報告未着

金融組合聯合會 金融組合聯合會は、滿洲金融組合聯合會 設立を見たのである。聯合會の事務所は旅順市關東廳内の名の下に昭和四年九月五日關東州及滿鐵附屬地を區域とし ある。今聯合會の資金狀況を表示して見やう。

資金の狀況

(イ) 滿洲金融組合聯合會

A 運轉資金の内譯

出資金	10,000	缺損補填準備金	0	特種準備金	0	貸下資金	0	借入金	0	預り金	0	雜勘定	0	補助金	6,500	四年度利益金	4,675	合計	1,033,330	備考	昭和四年年度純利益金 447,000圓
-----	--------	---------	---	-------	---	------	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	-------	--------	-------	----	-----------	----	------------------------

B 資金運轉の内譯

拂込未済出資金	8,000	貸下資金	710,000	所有物	0	預け金	26,410	現金	53	雜勘定	0	四年度損失金	6,975	合計	1,033,330	備考	
---------	-------	------	---------	-----	---	-----	--------	----	----	-----	---	--------	-------	----	-----------	----	--

註 各組合に對する貸下資金は十ヶ年据置無利息とし其の償還方法は聯合會又は金融組合の業務又は財産の狀況に依り追て之を定む

第四章 雜

第一節 産業組合記念日

第五回産業組合記念日

三月六日！吾々の經濟生活に、活路を指示せる記念すべきこの日は全國の同志に依つて、産業組合運動の現在並に將來の多幸を心から祝福された。

中央會に於ては記念日に先立ち左記の事項を指示した。

指示事項

來るべき三月六日は第五回産業組合記念日であります。此の記念日を意義深く且、有効にする爲めに、全力を擧げて下さい。正に、全努力の集中！三月六日の爲めに！之が必要です。

四百萬組合員諸君！全世界の億を以て數ふる組合員と共に、組合運動の眞實の發達の爲めに固く手を握り合つて、此の日を祝賀致しませう。

今年は少く共左記の事項は各組合及聯合會に於て、必ず遺漏なき計畫の下に、盛大に舉行されむことを望む。

記

- 1、各組合事務所の組合旗掲揚及裝飾
- 2、産業組合利用デー
- 3、組合員及家族の集會
- 4、其他隨意の事項

中央會及全購聯の催し

中央會に於いても、この日を祝福せるは勿論の事、この運動の進展の爲に、またこの運動を理解さす爲に、本會理事志立鐵次郎氏の「産業組合運動の將來」を云ふ講演を、JOAにより放送した。氏の熱聲は更に大阪、愛知に於いても中継され、全國數千萬の國民の耳朶に波及した。本會に於いては中央會、全購聯、全職員

本會講堂に會し千石主事の一場の挨拶ありて、四百萬の組合員並にこの運動の堅實なる發達の爲に乾盃し、粗餐に歡を盡した。

尙、パンフレット「家の光」臨時増刊「人の一生」産業組合は七十萬部の賣行を示した。

全國購買組合聯合會に於て實行したる事項の中、尤も全國的統一的に舉行したものは、石鹼デーである。この計畫は非常に多くの組合の共鳴を得た。全國の購買組合は一齊に全購聯特製石鹼を購買しこれにより「組合員」組合「組合」全購聯「云ふ所謂系統機關の利用」云ふことを現實に示されたのである。記念日に於ける各種の催しの中、効果のあつたもの、一つである。左にその數量を示す。

- ここに於ける。
- 和合 石 鹼 一三、五六二
- 久美愛 同 二五、〇七一
- 全 購 同 四八、四三二
- 平型洗濯 同 七、三四二
- 洗 棒 同 二、四五〇
- 粉 末 同 四、九〇五

支會に於ける催し

尙ほ中央會宛に山口支會より、全國組合運動の發展の爲め祝電が来た。各地方の記念日祝賀状況に就ては、報告が多数あつた中、特に興味あるものを挙げれば左の如くである。

長野支會は、組合記念日をトし、組合員の明治神宮参拜團を組織し五十餘名の團員を得て、三月六日早朝神宮へ参拜、後中央金庫を視察し、午後二時中央會を視

宮城支會は、四班の自動車隊を組織し縣下一圓に産業組合精神の徹底的宣傳に

努め、ピラを配布したるに、新たなる自動車隊、自轉車隊の應援起り、沿道には組合旗を手にせる小學校生徒の可憐なる組合歌の聲援があり、その効を一層大ならしめた。支會に於いては祝賀式典を擧げ、縣知事、市長その他の知名の士の來賓を得、式後宴を開き、盛大裡に終りを告げてゐる。

福岡支會は、記念日を有意義ならしむる準備行爲として、支會報「産業組合時代」の特別號を出版し、約二十頁に互り組合關係者の産業組合記念日に際し、準備すべき數々を指示した。記念日當日は支會は縣下知名の來賓を得て、盛大な記念式典を擧げ、組合歌合唱に式典を終り直ちに祝宴に移り、組合家族の慰安、青年劇公開等々、その活動は多忙。尙ほ三月六日の記念日より一週間記念週間を設け、第二日は部落講話デー、第三日は生活相談デー、第四日は加入勧誘デー、第五日は組合徹底的利用デー、第六日は産

九州日々新聞に、その狀況は詳細に掲載されて居る。志村會頭、縣知事、支會長の談は寫真入りに掲上され、各組合の種々な催物組合記事「祝産業組合記念日」の廣告欄は二段を占むる狀況で、組合記事にて賑はつてゐる。

植民地臺灣に於ても同じく盛大に、祝賀が行はれた。臺北市に於いては、市役所を中心に市内二十七組合の役職員百五十名は、臺灣神社を参拜した。臺灣産業組合協會は自動車隊を組織し、市内に國旗の掲げられてゐる中を縫ひ廻り、午後四時には新聞社より號外を發刊せしめて

居る。午後七時より「産業組合の夕」のラヂオ放送をなし、記念日気分を横溢せしめた。「産業組合の夕」は記念講演組合歌、その他俚諺、音楽の放送等である。市内目抜の場所二十四ヶ所、且つ全島各市街地の主なる農村組合には、擴聲器を設備し放送の普及を計り、公園に於いては活動寫眞ミ講演を行つた。その外全島小學校尋常六年、及實業補習學校に産業組合文献を配布し、その進展に傾注してゐる。

各組合に於ける催し

地方の各組合が實行したる事項は實に千差萬別であるが、その主要なるものを挙げれば左の如し。

- 1、國旗及組合旗の掲揚
- 2、宣傳ポスター、宣傳パンフレット
- 人の一生ミ産業組合、リーフレット
- ト、記念葉、事業案内、貯金獎勵印刷物、加入増口募集印刷物等の配布

- 3、全購聯石鹼、組合員門標、組家家庭等の配布
- 4、店舗裝飾、廉賣デー及び福引デー開催並に原價販賣舉行等
- 5、慰安會開催——産業組合宣傳劇、宣傳浪花節、磯節、活動寫眞、萬歲芝居、獅子舞、納稅劇等々
- 6、懸賞論文及び小學校生徒の作文募集
- 7、小學校生徒に産業組合の講話をなし又組合歌合唱、舞踊及び旗行列をなさしむ
- 8、自動車、自轉車に依る宣傳
- 9、産業組合標語其他資料展覽會開催
- 10、家の光購讀勧誘
- 11、記念貯金、据置貯金、定期貯金、償還貯金及び家産造成貯金等の開始
- 12、出資一口金額の増額及び増口獎勵並に實施
- 13、新組合員加入勧誘

- 14、貯金通帳照合、未收金催促、貸付金整理、年賦償還貸付實施、その他事務取扱上に就き懇談
- 15、金利引下斷行
- 16、生産物共同販賣實施
- 17、事務所、農業倉庫、倉庫、公會堂、生産物共同處理所の建設、貨物自動車設置、電話架設等
- 18、農業倉庫の利用獎勵及び品評會即賣會開催並に品質改良獎勵
- 19、乾燥機、製粉機、精米機等の設備をなす
- 20、投書會の開催——組合員の組合に對する希望理想等を調査し、經營上の参考に資す
- 21、記念講演會、講話會開催
- 22、功勞者追悼會開催及び優良組合員表彰
- 23、役員會、事業計畫懇談會及び事務研究會等の開催
- 24、農事獎勵金の受付、自作農創設維

- 持資金借入に就き協議等
- 25、婦人會、主婦會、處女會、青年會等を開催し、貯金を集め、尙ほ研究會、協議會、懇談會、慰安會などを開く
- 26、記念日を期して事業開始又は總會開催

- 27、祝賀會、茶話會、敬老會等の開催
- 28、記念植樹、造林、山林の手入れをなす等
- 29、伊勢大神宮、多摩御陵、其の他神社參拜
- 30、禁煙獎勵並に實施
- 31、慈善事業基金積立開始

- 32、優良組合視察
- かくして本年の産業組合記念日は、全國同志の熱誠を以て祝賀されたの一年の組合運動のすばらしい進展に寄與すること多大であらうと期待された。

### 第二節 産業組合振興刷新に關する要綱

◆本要綱は大正十四年、産業組合法發布二十五周年を記念して、之を期して全國の産業組合を振興刷新せん爲めに定められたもので産業組合運動の基準とすべきものである。故に本年度の年鑑にも之を掲げて諸君の参考に供するものである。

産業組合法發布以來茲に二十五周年其の間組合數ハ累年増加シ事業ノ分量著シク増進ヲ見タルハ甚タ欣フヘキモノナリ  
 産業組合ハ中小産者ノ相互組織ニ依リテ其ノ産業及ヒ經濟ノ發達ヲ圖リ社會的地位ノ向上ト生活ノ安定ヲ期スルモノナルヲ以テ組合事業ノ分量ノ増進ハ即チ各組合員普遍的ノ利用ヲ基礎トセサルニ  
 一、役員ニ關スル事項  
 一、役員ノ選任ハ公正ニ之ヲ行ヒ情實ニ流レシ適材ヲ得ルニ注意スルコト  
 二、組合長又ハ専務理事ハ事業經營上ノ技能ヲ有シ當時組合事務ヲ掌理シ得ル人物ヲ選任スルコト  
 三、役員會ハ期ヲ定メテ開催シ重要事項ニ關スル協議及ヒ報告ヲ爲シ其ノ要項ヲ記録スルコト  
 四、組合事業ノ狀況ハ常ニ組合員ニ周知セシムルコトニ努メ總代會ヲ設クルモノニアリテハ一層周知ノ方法ヲ講スルコト  
 五、理事ハ法令、定款、内規、總會決議事項ヲ嚴守シ事業ヲ公平ニ執行スルコト

ナリ

産業組合ハ斯ノ如ク組合員ノ共同相助ノ精神ニ依リテ個々組合ノ鞏固ヲ圖ルト共ニ其ノ地方的聯合機關ニ依リテ相互ノ關係ヲ密接圓滿ナラシメ更ニ進ミテ全國的聯合機關ヲ組織スルニ至リ初メテ完全ナル發達ヲ期待シ得ルモノナリト雖モ我國ノ現状ハ組合ト各種聯合機關トノ關係ニ於テ未タ甚タ缺クル所アリ今後益々兩者ノ間ニ於テ充分ナル聯絡ヲ保チ相互ノ關係ヲ密接ナラシメ以テ全國ニ亘ル産業組合組織ノ完成ヲ期セサルヘカラス

大正十四年四月  
 産業組合 志村 源太郎  
 中央會々頭

#### 産業組合振興刷新ニ關スル要綱

- 其一 役員ニ關スル事項
- 一、役員ノ選任ハ公正ニ之ヲ行ヒ情實ニ流レシ適材ヲ得ルニ注意スルコト
- 二、組合長又ハ専務理事ハ事業經營上ノ技能ヲ有シ當時組合事務ヲ掌理シ得ル人物ヲ選任スルコト
- 三、役員會ハ期ヲ定メテ開催シ重要事項ニ關スル協議及ヒ報告ヲ爲シ其ノ要項ヲ記録スルコト
- 四、組合事業ノ狀況ハ常ニ組合員ニ周知セシムルコトニ努メ總代會ヲ設クルモノニアリテハ一層周知ノ方法ヲ講スルコト
- 五、理事ハ法令、定款、内規、總會決議事項ヲ嚴守シ事業ヲ公平ニ執行スルコト
- 其二 事務員ニ關スル事項
- 一、事務員ハ廣ク適任者ヲ選擇シ其ノ待遇及ヒ修養ニ注意スルコト
- 二、事務員ノ職責ヲ明カニシ其ノ監督ヲ嚴正ニスルコト
- 其三 事業經營ニ關スル事項
- (一) 一般ニ關スル事項
- 一、組合ノ區域ハ地方ノ地理的經濟的關係等ヲ考慮シテ組合事業ノ發達ヲ圖ルニ適當ナル地域ニ依ルコト
- 二、組合員ノ増加ヲ圖リ組合事業ノ利用ヲ普ネカラシムルコト
- 三、自己資金ノ増加ヲ圖リ組合基礎ノ鞏固ヲ期スルコト

四、産業組合中央金庫、全國購買組合聯合會其ノ他ノ聯合會トノ聯絡ヲ密接ニスルコト

(二) 信用事業ニ關スル事項  
一、貯金ノ獎勵ニ努メ自給資金ヲ潤澤ナラシムルコト

二、貸出ハ資金ノ用途ニ注意シ放漫ヲ戒メ情實ニ流レサルコト  
三、組合資金ノ状態ニ鑑ミ貸出最高限度及ヒ貸出金額ノ決定ニ就キ注意スルコト

四、資力薄弱ナル組合員ニ對シテハ適當ナル償還方法ヲ定メ貸出ノ便宜ヲ圖ルコト

五、貸出ハ資金ノ用途ニ應シテ條件ヲ定メ資金ノ固定ヲ避クルコト  
六、延滞シタル貸出金ノ回收整理ニ努ムルコト

七、役員ニ對スル貸出ニ就テハ特ニ注意シ理事ニ對スルモノハ必ス監事ヲシテ行ハシムルコト

八、組合員ノ納税等ハ成ルヘク組合ニ於テ其ノ取扱ヲ爲シ組合員ノ利便ヲ圖ルコト

(三) 販賣事業ニ關スル事項  
一、主要生産品ノ共同販賣ヲ實行スルコト

二、受託販賣ヲ原則トスルコト  
三、副業的生産品ニ對シテハ特ニ其ノ蒐集ニ就テ便宜ヲ圖ルコト

四、購買組合又ハ中央卸賣市場トノ聯絡ヲ圖ルコト

(四) 購買事業ニ關スル事項

一、取扱物品ノ選擇ニ注意スルコト  
二、仕入先ノ選擇ニ注意シ聯合會ヲ利用スルコト

三、生計用品ニ就テハ現金賣ヲ原則トスルコト

四、賣掛代金ニ就テハ其ノ回收整理ヲ厳正ニスルコト

五、取扱物品ノ出納保管整理ニ注意スルコト

(五) 利用事業ニ關スル事項

一、利用設備ノ計畫ニ就テハ組合員利用ノ程度、資金調達ノ方法、收支ノ計算等ニ注意シ其ノ設計、建設等ニ就テハ専門家ノ指導監督ヲ受クルコト

二、利用設備ノ維持管理ニ注意シ減價却テ嚴正ニ行フコト

(六) 農業倉庫ニ關スル事項

一、必要ニ應シ農業倉庫事業ヲ開始シ其ノ經營ニ就テハ地方生産ノ狀況ト組合ノ經濟状態ヲ考慮スルコト

二、米穀ノ販賣ニ就テハ成ルヘク平均賣ニ依ルコト、シ此ノ場合ニハ特ニ金融ノ便ヲ圖ルコト

三、乾糶装置ヲ設ケテ糶ノ保管ヲ爲スコト

其四 組合ノ財務ニ關スル事項

一、常ニ組合ノ清算力ニ顧ミ資力ノ充實ニ努メ財産ノ鞏固ヲ圖ルコト

二、固定及ヒ流動資産ト長期及ヒ短期

負債トノ關係ヲ考慮シ資産負債相互間ノ調和ヲ保ツコト

三、財務ニ關スル重要ナル事項ハ必ス各理事ノ協議ヲ以テ處理スルコト

四、事務取扱ニ關スル規程ヲ完備シ事務分擔ヲ適當ナラシメ殊ニ現金出納事務ト記帳事務トハ同一人ニテ處理セサルコト

五、現金及ヒ物品ノ管理出納ニ就テハ

特ニ之ヲ嚴ニシ確實ヲ期スルコト

六、會計帳簿ハ確實ナル突合ノ方法ヲ備フル様其ノ組織ヲ整備シ敏速正確ニ記載スルコト

七、帳簿、證書其ノ他必要ナル書類ノ保存ニ注意スルコト

八、積立金及ヒ餘裕金ノ管理ニ就テハ主トシテ産業組合聯合會及ヒ産業組合中央金庫ヲ利用シ又銀行預金ニ就テハ常ニ預入銀行ノ信用ヲ調査シ有

價證券ハ最モ確實ナルモノヲ選ヒ保護預ケトナスコト

九、不確實ナル債權其ノ他ニ就テハ適當ニ之ヲ整理シ又資産ニ對スル相當ノ減價償却ヲ行フコト

十、損益ニ關スル計算ハ正確ニ收入スルノ見込ナキモノハ之ヲ計上セサルコト

### 第三節 産業組合界關係者名簿

#### 第一 道府縣産業組合

主任官氏名

(昭和五年十一月二十五日現在)

北海道	主 事 神田不二夫	山形	主 事 永井多門	東京	主 事 上田知精
同	武政彌三松	山形	同 横田義一	同	同 橋本律二
青森	同 猪瀬武助	福島	同 小松直人	神奈川	同 鹽谷健重
同	同 岩手同	茨城	同 鈴木政男	同	同 田中龜之助
岩手	同 内川喜一郎	栃木	同 岩月徹三	新潟	同 古川義治
同	同 岩手同	群馬	同 馬場光三	富山	同 山田與之助
宮城	同 中西宗次郎	埼玉	同 伴四郎	石川	同 白井勇
同	同 大井五郎	千葉	同 打越顯太郎	福井	同 横田伊努
秋田	同 大井五郎	東京	同 梅原寅之助	山梨	同 伊藤伊努



鳥取縣 鳥取縣信購販利用組合 加藤喜久衛  
 島根縣 鳥根縣信用購買組合 猪瀬武助  
 岡山縣 有、生石信用販賣購買利用組合  
 廣島縣 有、廣島縣信用購買組合  
 山口縣 有、山口縣信用購買組合  
 和歌山縣 有、迫、靜、吾  
 德島縣 有、德島縣信用購買組合  
 香川縣 有、香川縣信用購買組合  
 愛媛縣 有、愛媛縣信用購買組合  
 高知縣 有、高知縣信用購買組合  
 福岡縣 有、福岡縣信用購買組合  
 大分縣 有、大分縣信用購買組合  
 佐賀縣 有、大山村信販購利用組合  
 熊本縣 有、熊本縣信用購買組合  
 宮崎縣 有、宮崎縣信用購買組合  
 鹿兒島縣 有、鹿兒島縣信用購買組合  
 沖繩縣 有、沖繩縣信販購利用組合

**產業組合中央會支會**  
**北海道支會 (道廳內)**  
 會長 池田秀雄  
 副會長 內藤晴三郎  
 主事 森正男  
**青森支會 (縣廳內)**  
 會長 守屋磨次夫  
 副會長 福島繁三

**岩手支會 (盛岡市大通三丁目)**  
 會長 丹羽七郎  
 副會長 黒澤喜一郎  
 理事兼主事 内川喜一郎

**宮城支會 (縣廳內)**  
 會長 湯澤三千男  
 副會長 坂本暢  
 主事 米倉武雄

**秋田支會 (縣廳內)**  
 會長 神方弘毅  
 副會長 池田文一郎  
 主事 藤原一

**山形支會 (縣廳內)**  
 會長 窪田治輔  
 副會長 平山泰  
 主事 横田義一

**福島支會 (縣廳內)**  
 會長 小柳牧衛  
 副會長 金森太郎  
 主事 池田長八  
 主事補兼講師 渡部雄晤

**茨城支會 (縣廳內)**  
 會長 藏重久  
 副會長 山田俊介

**東京支會 (東京市麹町區九ノ内三ノ二)**  
 會長 牛塚虎太郎  
 副會長 廣瀬久忠  
 主事 東國基光  
 主事 子爵 橋本律二

**神奈川支會 (縣廳內)**  
 會長 山縣治郎  
 副會長 山口左一

**栃木支會 (縣廳內)**  
 會長 村松武美  
 副會長 澤田惣之助  
 主事 淺倉三郎

**群馬支會 (縣廳內)**  
 會長 天谷虎之助  
 副會長 田中義男  
 主事 高崎信用組合  
 主事 富田良一郎

**埼玉支會 (縣廳內)**  
 會長 伊賀良一  
 副會長 清水虎雄  
 主事 關根甚之丞

**千葉支會 (縣廳內)**  
 會長 石田馨  
 副會長 横山正  
 主事 内田左次郎  
 主事 日暮與一

本山文平  
 井上英  
 大森吉五郎  
 石田馨  
 山口安憲  
 守屋磨次夫  
 惠登代磨  
 早川直瀨  
 西垣恒矩  
 緒方清  
 高須虎六  
 山崎梅治  
 小出滿二  
 近藤康男  
 木村修三  
 井野碩哉  
 井上俊太郎  
 池岡直孝  
 猪間誠一  
 濱田道之助  
 德永清次  
 德永一之丞  
 金井滿  
 竹内可吉  
 棚橋鐘一郎  
 辻誠  
 村上龍太郎

產業組合學校講師  
 同 松元友助  
 同 江上繁一  
 同 傳田政治  
 同 相田岩夫  
 同 有元英夫  
 同 佐藤寛次  
 同 三木寛制  
 同 重政誠之  
 同 千石興太郎  
 同 周東英雄

**代表者**  
 北海道 無、板谷農場信購販利用組合  
 東京都 有、大崎信用組合  
 京都府 有、京都府信用購買組合  
 大阪府 有、山田信用購買販賣組合  
 神奈川縣 有、逗子信用組合

滋賀縣 有、滋賀縣信販購利用組合  
 山梨縣 有、上野原信用組合  
 靜岡縣 有、靜岡縣信用購買組合  
 滋賀縣 有、滋賀縣信販購利用組合  
 岐阜縣 有、落合信用組合  
 長野縣 有、伊那生絲販利聯龍水社  
 宮城縣 有、迫販賣利用組合  
 福島縣 有、高野村信用購買販賣組合  
 岩手縣 有、盛岡信用組合  
 青森縣 無、撫牛子信用購買販賣利用組合  
 山形縣 有、山形縣信用購買組合  
 秋田縣 有、秋田縣信用購買組合  
 福井縣 有、福井縣信用購買組合  
 石川縣 有、七尾興產信用組合  
 富山縣 有、高岡信用組合

兵庫縣 有、平福信用購買組合  
 同 有、由良信用組合  
 長崎縣 有、嚴原信用組合  
 新潟縣 有、新潟縣信用購買組合  
 埼玉縣 有、埼玉縣信用購買組合  
 群馬縣 有、群馬縣信用購買組合  
 千葉縣 有、千葉信用組合  
 茨城縣 有、麻生信用購買販賣利用組合  
 栃木縣 有、西郷信用購買販賣組合  
 奈良縣 有、阪合部信用購買組合  
 三重縣 有、三重縣信用購買組合  
 愛知縣 有、愛知縣信用購買組合  
 同 有、愛知縣販賣購買組合  
 靜岡縣 有、靜岡縣信用購買組合  
 山梨縣 有、上野原信用組合  
 滋賀縣 有、滋賀縣信販購利用組合  
 岐阜縣 有、落合信用組合  
 長野縣 有、伊那生絲販利聯龍水社  
 宮城縣 有、迫販賣利用組合  
 福島縣 有、高野村信用購買販賣組合  
 岩手縣 有、盛岡信用組合  
 青森縣 無、撫牛子信用購買販賣利用組合  
 山形縣 有、山形縣信用購買組合  
 秋田縣 有、秋田縣信用購買組合  
 福井縣 有、福井縣信用購買組合  
 石川縣 有、七尾興產信用組合  
 富山縣 有、高岡信用組合

副會長 香川縣支會(縣廳內) 郡坪茂德	副會長 德島支會(縣廳內) 郡毛利文治	副會長 山口縣支會(山口市中原) 欠三戶熊太	副會長 廣島縣支會(縣廳內) 吉田康太郎	副會長 岡山支會(縣廳內) 香坂昌康	副會長 島根支會(縣廳內) 松崎謙二郎	副會長 米谷正穂
副會長 熊本支會(縣廳內) 林齋田逸喜	副會長 長崎支會(縣廳內) 木下小寅	副會長 佐賀支會(縣廳內) 後藤美種	副會長 福岡縣支會(縣廳內) 松本學	副會長 高知支會(縣廳內) 田中無事	副會長 愛媛支會(縣廳內) 赤土正強	副會長 三枝頼助
理事 川崎正美	理事 井野次郎	理事 普川清三郎	理事 藤田信治郎	理事 岡田喜久衛	理事 有吉實	理事 阿部嘉七
副理事 加藤正美	副理事 川崎正美	副理事 知念堅輝	副理事 渡邊瑞美	副理事 畑田靜衛	副理事 平田義雄	副理事 伴東
同理事 馬場由雄	同理事 金城研一	同理事 小野田祐介	同理事 小野田祐介	同理事 小野田祐介	同理事 小野田祐介	同理事 小野田祐介

第五 產業組合中央金庫 役員氏名  
 東京市麹町區丸ノ内三ノ四有樂館內  
 (昭和五年十一月十七日現在)

副會長 長野支會(縣廳內) 鈴木信太郎	副會長 山梨支會(甲府市橋町一八) 島津正	副會長 福井支會(縣廳內) 小濱淨鑑	副會長 石川支會(縣廳內) 中谷秀	副會長 富山縣支會(富山市總曲輪二二三) 根尾宗四郎	副會長 新潟縣支會(縣廳內) 富永孝太郎	副會長 鹽谷鍵重
副會長 滋賀支會(縣廳內) 北川嘉平	副會長 三重支會(縣廳內) 市村慶三	副會長 愛知支會(縣廳內) 岡正雄	副會長 靜岡縣支會(靜岡市江川町三五) 白根竹介	副會長 岐阜支會(縣廳內) 大竹信治	副會長 深井功	副會長 北澤新太郎
副會長 鳥取支會(縣廳內) 鹿野三郎	副會長 和歌山支會(縣廳內) 寺澤英一	副會長 奈良支會(縣廳內) 早川三郎	副會長 兵庫支會 高橋守雄	副會長 大阪支會(府廳內) 柴田善三郎	副會長 梅津重忠	副會長 佐上信一
副會長 大分支會(縣廳內) 阿部嘉七	副會長 宮崎支會(縣廳內) 有吉實	副會長 鹿兒島支會(縣廳內) 藤田信治郎	副會長 沖繩支會(縣廳內) 井野次郎	副會長 兵庫支會 高橋守雄	副會長 高橋守雄	副會長 高橋守雄

(神戸市下山手通四丁目五七)  
兵庫縣產業獎勵館內





三重縣知事宛

産業組合ノ賣藥並藥品取扱

ニ關スル件

九月二十六日附商第三七二八號ヲ以テ標記ノ件ニ關シ御照會ノ趣了承産業組合ハ所謂營業者ニハ非サレ共賣藥法及藥品營業並藥品取扱規則制定ノ主旨ハ主トシテ保健並公安上ノ必要ニ基クモノナルヲ以テ産業組合カ其組合員ニ藥品ヲ賣却スル場合ハ右法令ノ適用アルモノト被認候條御了知相成度此段及回答候也

衛醫第三三六號 大正十三年三月九日

内務省衛生局長

農商務省農務局長宛

産業組合ノ賣藥並藥品取扱ニ

關スル件回答

本件ニ關シ本月四日附十三農局第二一七號ヲ以テ御照會ノ件了承靜岡縣知事ヘ左記ノ通り回答致置候條御承相成度

左 記

衛醫第三三六號 大正十三年三月九日

内務省衛生局長

靜岡縣知事宛

産業組合ノ賣藥並藥品取扱ニ

關スル件回答

本件ニ關シ二月十九日附產農第二四七二號ヲ以テ農商務省農務局長宛御照會相成候趣ニテ別紙ノ通同局長ヨリ照會有之候ニ付本職ヨリ左記

及回答候也

一、購買組合カ組合員ノ需要ヲ充スカ爲賣藥又ハ藥品ヲ購買シテ之ヲ組合員ニ賣却スル場合ニ於テハ當該組合ハ左ノ手續ヲ要ス

一、賣藥請業ニ對シテハ大正三年八月内務省令第十六號賣藥法施行規則第十三條ニ依リ地方行政廳ニ届出ツル事

一、藥品販賣ニ對シテハ明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第廿條及第廿一條ニ依リ地方廳ノ免許鑑札ヲ受クルコト

販賣組合ノ組合員ト組合員外トノ共同生産物取扱上ニ於ケル疑義ニ關シ、左ノ如キ回答アリタリ

販賣組合ニ關スル件

商第一、二二二號 昭和四年十一月六日

佐賀縣知事

農務局長宛

販賣組合ノ組合員カ組合員外ノ者(區域ノ關係上組合員タルコトヲ得サルモノ)ト船網漁場等ノ共同關係ニ依リ共同生産ヲナシタル不可分ノ漁獲物ヲ共同生産者中組合員タルモノカ共有物處分ノ委任ヲ受ケテ販賣スル場合販賣組合ニ於テ之ヲ組合員ノ生産物トシテ販賣ノ委託ヲ引受クルコトハ産業組合法上穩當ナラサル義トハ被在候得共漁業者中ニハ共同經營ニヨル生産者相當有之右ヲ絕對不可能ナリトスレバ漁業者中

日損失高六、四四七圓三四錢六厘ヲ生ズルニ至リ出資一口ニ對スル消極的持分(損失)ハ三十九圓八十錢トナルニ至レリ。

八、組合ハ大正十五年六月二十五日組合員ニ對シ一口損失額三九圓八〇錢ヲ同年七月五日限り拂込ム可ク催告シタルニ之ニ應ゼザルモノナリ。

九、故ニ組合ハ、止ムナク不服ナル組合員ヲ相手取り訴訟ヲ裁判所ニ提起シ、爾來三ヶ年間緊争ヲ爲シ、別紙ノ通り判決アリ、原告タル組合ノ敗訴ニ歸シタリ。

一〇、本組合ノ借入金ニ對シテハ、個人二十五名ノ借入ナルヲ以テ、被告トシテハ之ヲ支拂フ義務ナシト主張シ、爲ニ損失金ノ五、四四七圓餘ノ支拂ヲ拒絕シタルモノナリ。又本組合ハ有

限責任ナルヲ以テ、出資額(一口五圓)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔スルモノナルヲ以テ、是又出資一口以上ノ支拂ヲ爲ス義務ナシト云フモノ、如

シ。

一一、右判決ニ對シ、組合ハ昭和四年五月三十日ヲ以テ原告ヨリ控訴シ昭和四年九月十七日左ノ判決アリタリ。

判 決

鹿兒島縣鹿兒島郡吉野村川上二八六

原告 有限責任川上信用販賣購買組合

右法律上代理人 清算人

窪田 武 洪

永久販賣組合ヲ利用セシムルコト能ハザル状態

ニ陥ルモノ不効從ツテ漁村ニ於ケル販賣組合ノ効果ヲ減殺セシムルヲ以テ之カ取扱上ニ付テ疑義ノ點有之目下事實問題トシテ呼子町産業組合ニ於テ組合當事者ハ之ガ取扱ヲ被認度希望有之候得共亦一方販賣組合ノ經營ヲ喜ハサル營利市場業者ハ之ヲ阻止セントスル希望有之候狀況ニ付組合員外トノ共同生産物取扱至急何分ノ御回示煩度此段及照會候也

販賣組合ニ關スル照會ノ件

四、農局第三、四四七 農務局長

佐賀縣知事宛

十一月六日附商第一、二二二號ヲ以テ首題ノ件ニ關シ御照會相成候處御申出ノ如キ事項ハ販賣組合ノ事業トシテ認ムベキ筋ニ非ザル義ニ付御了知相成度此段及回答候也

判 例

鹿兒島縣有限責任川上産業

組合ニ於ケル組合員ノ責任

ニ關スル件

○事件ノ經過概要

一、本組合ハ大正四年八月三十日設立、出資一口五圓、一八一人ノ組合員ヲ以テ組織シ、事業ヲ開始シ、爾來順境ナル發展ヲ爲シタルモ、大正七、八年財界ノ變動ニ依リ購買部ノ失敗ヲ來シ、之ガ恢復整理ニ從事シ、爲ニ大正九年以來事業ヲ中止、今日ニ至リタルモノナリ。

右訴訟代理人辯護士

同縣同郡同村川上七四番戶

被告

右訴訟代理人辯護士

木野 則 明

茶 園 四 郎

主 文

右當時者間ノ大正十五年、第七八四號

損失金請求事件ニ付判決スルコト左ノ如シ

原告ノ請求ヲ棄却ス

訴訟費用ハ原告ノ負擔トス

事 實

原告訴訟代理人ハ被告ハ原告ニ對シ金三十九圓八十錢ヲ支拂フヘシ訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ判決ヲ求ムル旨申立ヲ其請求ノ原因トシ陳述シタル要旨ハ原告組合ハ産業組合法ニ準據シテ設立シタル各組合員ノ出資額ヲ限度トスル有限責任組織ニシテ被告ハ其ノ一口ノ出資組合員ナルトコト原告組合ハ大正十三年七月卅一日解散シタルヨリ之ガ清算ノ結果解散前ニ於ケル組合員ノ總口數百八十四口内脱退者六口所在不明ノモノ六口單身死亡者一口無資力九口アリ負擔力アル者百六十二口トナリシガ大正十五年六月二十五日現在ニ於テ原告組合ノ損失總額六千四百四十七圓三四錢六厘ナリシヨリ同年十一月十五日總會ノ決議ニ基ク各組合員ノ損失負擔額ハ金三十九圓八十錢トナルヲ以テ原告組合ハ

二、本組合ノ大正八年末現在、出資總額九七五圓、全拂込済積立金五九八圓餘、借入金五、八四〇圓、貯金五六六圓、貸付金五、〇九九圓餘、販賣高五、〇三四圓、購買高三、五〇〇圓ニシテ當時ノ理事ハ五人、監事ハ二人ナリ。

三、組合ハ前記ノ如ク財界ノ變動ニ依リ妙カラザル損失ヲ生ジ、資金難ニ陥リタルヲ以テ、之ガ復興策ヲ講究シ、農工銀行ヨリ五千圓ノ借入ヲ爲スコク組合ノ決議ヲ經テ申込ミタルモ、組合ノ信用薄弱ニシテ遂ニ借入ヲ拒絕セラレ借入ヲ爲ス能ハズ、爲ニ再ビ總會ニ諮リ個人トシテ組合員中有力ナルモノ二十五名ノ連帶ヲ以テ金五千圓ヲ借入レ、之レヲ組合ノ資金トシテ復興ニ努メタルモ、其ノ目的ヲ達スル能ハズ再ビ損失ヲ見ルニ至リタルモノナリ。

四、第一監督官廳ハ検査ノ結果、大正十三年六月三日法第六一條ニ依リ事業ノ停止ヲ命ジ、同年七月三十一日解散命令ヲ發シタリ。

五、爾來清算事務ニ移リタルモ、清算人ハ組合ノ内容不整理ノ爲メ遂ニ清算ヲ了スル能ハズ當時ノ清算人五名ハ其ノ任ニ堪ヘズ辭職スルニ至レリ。

六、縣ハ現在ノ清算人ヲ組合員外ヨリ官選シ村長(濱田武洪)、村會議員等ノ村内有力者ヲ選定任命シテ清算事務ニ從事セシメタリ。

七、整理ノ結果、組合員一六二人、出資口數一六二口ノ現在トナリ、大正十五年六月二十五

大正十五年六月二十五日被告ニ對シ右金額ヲ同年七月五日限り拂込ムベク催告シタルモ之ニ應ゼザルヲ以テ本訴ニ及ブト謂フニ在リテ被告代理人ノ答辯ニ對シ被告ガ其ノ出資額全部ノ拂込ヲ完了シタルコトハ認ム然レドモ有限責任組合ト難モ其ノ損失ハ之ヲ填補セザルベカラザルヲ以テ定款ニ其ノ旨ノ定アルトキハ各組合員ハ右規定ニ基キ責任ヲ負ハザルベカラザルモノニシテ原告組合ノ定款ニハ組合財產ガ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資額ニ應ジ持分ヲ算定スト規定シテ以テ組合ノ消極的財產ニ對スル組合員ノ持分ノ算定方法及其辨濟義務ヲ明ニセリ而シテ其ノ詳細ノ規定ヲ爲サザル場合ハ組合ノ意思機關タル總會ノ決議ニ依ラザルベカラズ產業組合法第三十九條ニ依レバ定款ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルベシトアリ同法第九條ノ損失分擔ノ規定ハ何時ニテモ總會ノ決議ニヨリテ之ヲ變更スルコトヲ得ベク從ツテ其損失分擔ニ關スル規定ニシテ不完全ナル以上ハ自由ニ其ノ分擔方法ニ關スル決議ヲ爲シ得ベク原告組合ハ右規定ニ則リ各組合員ノ出金スベキ損失分擔額ヲ總會ノ決議ニ依リ定メタルモノニシテ其ノ有限責任ナルノ故ヲ以テ出資額ニ超過セル組合ノ損失額ヲ分擔スベキモノニ非ズトナスベキニ非ズ蓋シ組合ニ對スル出資義務ト組合ノ損失負擔義務トハ全然法律上ノ性質ヲ異ニシ各別個獨立シタル組合員ノ義務ニ屬スルヲ以テナリ尙訴外末吉利助ガ原告

組合ニ差入レタル借用證書並誓約書ハ乙第五號證ノ一、二、ニ該當スルコトハ認ムト附陳シ立證トシテ甲第一乃至七號表(同第三號證ハ一、二)ヲ提出シ證人吉滿仁之助、南助太郎ノ訊問ヲ求メ乙號各證ノ成立ヲ認メタリ

被告訴訟代理人ハ主文同者ノ判決ヲ求メ其答辯トシテ原告組合ガ大正十三年七月三十一日解散シ目下清算中ナルコトハ之ヲ認ムルモ有限責任產業組合ニ於テハ各組合員ハ其出資額ヲ限度トシ責任ヲ負フモノナルヲ以テ既ニ其ノ出資額全部ノ拂込ヲ完了シタル被告ハ何等ノ責任ナシ從ツテ定款ニ損失分擔ニ關スル規定アリトスルモ這ハ有限責任組合ノ特質ニ反シ無効ニシテ其ノ無効ハ苟モ全組合員ノ同意ナキ限り總會ノ決議ヲ以テスルモノ之ヲ左右スルヲ得ズ假ニ右決議ガ有効ナリトスルモ少クトモ之ヲ承諾セザル組合員ニ對シテハ右決議ハ其効力ナシ且原告主張ノ損失金額ノ數額モ否認スト述ベ立證トシテ乙第一乃至五號證(同第五號證ハ一、二)ヲ提出シ證人吉滿仁之助、宮原仁四郎、福留仲敏ノ訊問ヲ求メ甲第二號證ハ不知ト述ベ爾餘ノ同號證ノ成立ヲ認メタリ

理 由

原告組合ガ產業組合法ニ則リ設立シタル法人ニシテ組合員ノ出資額ヲ限度トスル所謂有限責任組織ナルトコロ大正十三年七月三十一日解散シ目下清算中ナル事並被告ガ其一口ノ出資組合

員ニシテ其ノ出資義務ヲ完了シタルコトハ當事者間爭ナシ而シテ凡ソ無限責任產業組合ノ組合員ハ組合ノ外部關係ニ於テ無限ノ責任アルニ反シ有限責任產業組合員ハ單ニ會社ノ内部關係ニ於テ定款ノ定ムルトコロニ從ヒ責任アルニ止リ會社ノ外部關係ニ於テハ責任ナキヲ特質トシ其組合員ノ責任ノ有限無限ノ區別ハ專ラ會社ノ外部關係ニ於テ存スルモノニシテ有限責任產業組合ノ組合員ノ責任ハ定款ニ出資額一定スル外ニ別段ノ定無キトキハ其ノ一定ノ出資額ヲ限度トスルハ勿論ナリト雖モ定款ニ於テ其ノ組合員ガ一定ノ出資以外ニ尙金錢其他ノ財產借出ノ義務ヲ負擔スベキ定ヲ設クルガ如キハ法律ノ明ニ禁ズルトコロニ非ザルノミナラズ又毫モ有限責任組合ノ性質若クハ公ノ秩序善良ノ風俗ニ反セザルヲ以テ有効ナリト謂ハザルベカラズ、カノ有限責任組合ノ組合員ハ其性質上定款所定ノ出資義務ヲ負ヒ之ヲ以テ責任ノ限度トスルモノニシテ其以外ニハ何等責任ヲ負ハザルヲ以テ組合ノ損失アリテ債務ヲ辨濟スルコト能ハザル場合ト難モ定款ニ規定ノ存スルヲ理由トシテ組合員ヲシテ出資額以外ノ財產ヲ據出セシムルヲ得ズト論ズルハ敘上ノ法理ヲ解セザルモノ蓋シ失當ノ見解タルヲ免レズ然ルニ成立ニ爭ナク甲第一號證ニ依レバ原告組合ノ定款ニハ第五章剩餘金處分並ニ損失ノ填補ナル題下ノ第六十四條ニハ「損失ノ填補ハ先ヅ特別積立金ヲ以テシテ準備金

ヲ以テストアリテ組合員ガ一定ノ出資額以外ニ何等金錢其他財產借出ノ義務ヲ負擔スベキ旨定ムル事ナク同第六號證中組合財產ガ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資額ニ應ジ持分ヲ算定ストアルハ單ニ各組合員ノ持分ニ關シ損失分擔ニ付テノ規定トハ謂ヒ難ク其他同第七號證ニ依リテモ右事實ヲ認ムルヲ得ズ右ノ如ク定款ニ損失分擔ニ付組合員ニ出資額以外ノ財產借出義務ヲ負擔セシムベキ旨ノ定ナキ場合ニ於テハ其組合員ノ責任ハ出資額ニ限定セラル、モノニシテ其ノ責任ヲ加重スルニハ必ズ全組合員ノ承諾ヲ得ザルベカラズ假令總會ノ決議ニ依ルモノ之ヲ強制スルコトヲ得ズ是責任ノ有限ナルヨリ生ズル當然ノ歸結ニシテ若シ此ノ場合總會ノ決議ヲ以テ承諾セザル組合員モ右決議ニ拘束セラレ責任ヲ負擔スベシトセンカ責任ノ有限ナルコトヲ信ジテ加入シタル組合員ニ對シ無限責任組合員ト同一ノ義務ヲ負擔セシムルコト、ナリ組合員ニ對シ不測ノ損害ヲ蒙ラシムル結果ヲ惹起ス豈妥當ナランヤ本件ニ於テ原告組合ガ解散シ清算ノ結果損失アリトシ總會ニ於テ各組合員ヨリ金三十九圓八十錢ノ拂込ヲ爲サシムベキ旨ノ決議ヲ爲シタルコトハ當事者間爭ナク右決議ガ全組合員ノ承諾ヲ得ザリシコトハ成立ニ爭ナキ乙第三號證證人宮原仁四郎等ノ供述ニ依リ明ナルヲ以テ右決議ハ結局無効ナリト斷ゼザルヲ得ズ果シテ然ラバ該決議ノ有効ナルコトヲ前提トスル原告ノ

本件請求ハ既ニ此ノ點ニ於テ失當ナルヲ以テ他ノ爭點ニ關スル判斷ヲ俟タズ之ヲ棄却スベキモノトシ民事訴訟法第七十二條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

鹿兒島裁判所判事 山本卓一

判 決

鹿兒島縣鹿兒島郡吉野村川上二百八十六番地 控訴人 有限責任川上信用販賣購買組合

右法律上代理人 清算人 窪田 武 洪

右訴訟代理人 辯護士 佐野 常 倫

同所七十四番戶 被控訴人 茶 園 四 郎

右訴訟代理人 辯護士 谷 山 雷

水 野 則 明

右當事者間ノ昭和三年第七三號損失並請求控訴事件ニ付當裁判所ハ判決ヲ爲スコト左ノ如シ

理 由

原告組合ガ產業組合法ニ依リテ設立サレタル法人ナルコト該組合員ガ出資額ヲ限度トシテ其

ノ責任ヲ負擔スル有限責任組合ニシテ同組合ハ大正十三年七月三十一日解散シ目下其清算中ナルコト及被控訴人ガ其一口ノ出資組合員ニシテ該一口ノ出資金額ハ既ニ拂込ヲ完了シ居ルモノナルコトハ何レモ當事者間ニ爭ナシ仍テ按スルニ產業組合法ニ依ル有限責任組合ハ組合財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スル能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ其ノ出資額ヲ限度トシ其ノ責任ヲ負擔スルモノナルコトハ產業組合法第二條ニ明定スル處ナリト雖其責任タルヤ外部關係ヲ明ニスルニ過ギザルヲ以テ從テ損失分擔ニ關スル内部關係ニ於テハ定款ニ其ノ旨ノ規定ヲ欠クモ組合員相互間ニ於テ其組合ニ對シ各自ノ口數ニ相當スル當初定款所定ノ出資額以上ニ其組合ニ對シ金錢其他ノ財產ヲ提供スルノ義務ヲ負擔スベキコトヲ組合ノ意志機關タル總會ニ於テ之ヲ決議シ之ヲ實行スルハ有限責任組合ノ本質若シクハ公ノ秩序善良ノ風俗ニ抵觸スル處ナシト謂ハザルベカラズ本件ニ付之ヲ看ルニ成立ニ爭ナキ甲第一號證ニ據レバ控訴組合ノ定款中第五章剩餘金處分並ニ損失填補ナル章句ノ下ニ其ノ第六十四條中損失ノ填補ハ先ヅ特別積立金ヲ以テシテ準備金ヲ以テスルコトアリ同甲第六號證ニ第十條「組合財產ガ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資額ニ應ジ持分ヲ算定ストトアルノミナリ、以上孰レノ規定ニヨルモノ之ヲ以テ直チニ組合員ガ一定ノ出資額以上ニ金錢其ノ他

ノ財産ヲ提出スベキ義務アルモノトハ断定シ難シ此ノ點ニ付キ證人上山豊吉ノ供述中産業組合法第九條第七項ニ於テ損失分擔ニ關スル規定ヲ定款ノ必要事項ト定メ之ニ基キ控訴組合定款第六十四條第十條等ニ該損失分擔ノ規定存スル旨ノ證言アリト雖未ダ以テ同條文ノ文言上斯ノ如ク之アリトハ容易ニ首肯シ難ク控訴組合爾餘ノ全立證ヲ以テスルモ之ヲ認メ難シ然レドモ原審證人宮原仁四郎同福留仲岐ノ各供述中總會ニ關スル部分及證人吉元喜太郎ノ供述(後記措信セザル部分ヲ除ク)トニ據リ眞正ニ成立セルモノト認メ得ベキ甲第二號證並ニ同號證附錄財產目錄並貸借對照表及第二號案收實行見込金額協定案及成立ニ爭ヒナキ同三號證ノ一前示諸證言並原審證人吉滿仁之助、南助太郎(後記措信セザル部分ヲ除ク)ノ各供述ヲ綜合考慮スレバ控訴組合ハ破産ノ運命ニアリシヲ以テ遂ニ産業組合法ニ基キ解散命令ヲ受ケ清算人モ地方長官ノ選任ニ係ルモノナルトコロ其ノ解散後清算中ナル大正十三年十一月十五日清算人ハ就職當時ノ現況ニヨリ同組合財產目錄貸借對照表等上記列記ノ書類ヲ作成シ之ガ承認ヲ求メンガ爲メ組合員總會ヲ開催シタル處出席者百二十名議決權ヲ委託シタルモノ四名欠席者五十三名ニシテ定數ニ達シタルニ依リ開會セラレタルコト而シテ議案ニ付テハ承認六十三名不承認五十九名他一名ナリシヲ以テ本件損失分擔案ヲ承認セラレタ

ルコト該議案ノ内容ハ同年十月三十一日現在ニ於テ判明セル組合損失中資產不足金二千五百十二圓一錢前年度繰越損失金並本年度損失金五千八百四十七圓五十八錢一厘ナリシコト右資產不足金二千五百五十二圓一錢ハ新舊關係役員ニ於テ負擔濟スベク爾餘ノ損失金ニ付テハ組合員ニ於テ口數ニ應ジ之ヲ分擔支拂フベク且ツ大正十三年十月三十一日現在ニ於テ判明セル損失總額ハ金五千八百四十七圓五十八錢一厘ナリシカバ之ヲ金四千四十八圓一厘ニ見込ミ此ノ金額ヲ口數ニ應ジ其ノ分擔額ヲ算定シ一口ニ付キ金十二圓八十七錢ヲ負擔スベキモノト爲シタルコト及右一口ニ對スル分擔額ハ總會當時ノ豫定額ニ過ギズシテ其ノ後精細ニ算出シタル數額ハ改メテ承認ヲ求ムル等ノ手續ヲ要セズシテ直チニ之ヲ分擔スベキ旨ノ決議ナリシコトヲ確認シ得ベシ尤モ證人吉元喜太郎ノ供述中收實行見込金額協定案ニヨル組合員一口ノ分擔額ハ一定シ居ルモノニ非ズ更ニ決算承認總會ヲ開クマデハ未定ナル旨ノ證言アレドモ右同證人ノ供述中甲第二號證並第二號案收實行見込金額協定案ノ末尾ニ一人平均損失金二十二圓八十七錢トアルハ當時ノ見込ニ基キ人別ニ損失ヲ負擔スルトキハ右ノ如キ金額ト爲ル旨ヲ表示シタルモノニ過ギズ若シ之ガ上欄收入支出金額ガ右見込通りニ達セザルトキハ其ノ分擔額ニ増減ヲ來スベシ而シテ右ハ金五千八百四十七圓五十八錢一厘ノ

見込損失額ヲ整理分擔スル實行方法ヲ表示シタルモノナル旨ノ證言及ビ前編甲第二號證附屬收實行見込金額協定案ニ「一人平均損失分擔金ハ口數ニ應ジ負擔スベク組合員茶園四郎(被控訴人)ノ動機成立セシニ付キ多數決ヲ以テ之ヲ決議シ」トアルニ對比シテ之ヲ措信セズ亦右損失額ニ付テハ成立ニ爭ナキ乙第五號證ノ一ニヨリ控訴組合ニ對シ訴外未吉利吉ガ大正十三年四月二十六日附ヲ以テ借用證書ヲ差入レ同人ガ同組合ニ對シ少クトモ金二千二百五十一圓四十七錢ノ債務ヲ負擔シテ居レルモノナルガ如ク推認シ得ラザルニ非ザレドモ當審證人吉元喜太郎ノ供述ニ右借用證書ハ當時財產不足額アルヲ發見スレバ當時ノ理事未吉ニ於テ其ノ責任ヲ負擔スベキモノト爲シ其責任確保ノ爲メ同人ヨリ組合ニ差入レタル證書ニ外ナラズ然ルニ其後精算ノ結果斯カル不足金ナク又組合ノ帳簿ニモ斯様ナル貸金ノ記載ナカリシ故前編組合ノ損失額中ニハ計上セザリシ旨ノ證言ニ對比シ當時未吉ニ於テ斯カル債務ヲ負擔シ居ラザリシモノト認メ得ベク從テ右乙號證ヲ以テスルモ右認定損失額ニ消長ナキモノトス、證人南助太郎ノ此ノ點ニ關スル供述ハ成立ニ爭ナキ乙第一、二號證及右吉元ノ證言トヲ對照シテ之ヲ措信シ難ク然カモ被控訴人爾餘ノ全立證ヲ以テスルモ右數額ヲ左右シ難キモノトス而シテ前示採用ノ各證據ニヨリ右總會當時顯出ニ損失額ハ其ノ後更ニ整理

ノ結果總會當時ヨリ日時ノ經過ニ從ヒ收支見込金額ニ變動ヲ來シ尙ホ利息債務ノ増加ニ伴ヒ大正十五年六月二十五日現在ニ於テハ前示資產不足金二千五百五十二圓一錢ヲ除キ尙ホ金六千四百四十七圓三十四錢六厘ノ不足額ト爲リタルコトヲモ之ヲ肯認シ得ベシ

而シテ右組合員ノ總會ニ對シ被控訴人等ハ産業組合法第二十四條ニ基キ右總會ノ決議ヲ取消ヲ所屬地方長官ニ請求シタルコトハ成立ニ爭ナキ乙第三、四號證ニヨリ之ヲ窺知シ得レトモ同長官ニ於テ之ヲ取消シタリトノ點ニ付テハ何等舉證ナク反テ成立ニ爭ナキ甲第三號證ノ一、二ニ據リ同長官ニ於テ之ヲ取消サ、リシコトヲ推認シ得ベシ從テ右決議ハ有効ニ存續スルモノト謂ハサルヘカラス

以上ノ諸認定事實ニ對シテハ概略掲記ノ如ク成立ニ爭ナキ乙號各證及前示原審證人宮原仁四郎同福留仲岐ノ各供述(總會ノ部分ヲ除ク)並證人三浦定藏ノ供述ヲ以テスルモ之等前編原審證人吉滿仁之助同南助太郎當審證人吉元喜太郎(各措信セザル部分ヲ除ク)ノ供述トヲ對照スルトキハ到底右認定事實ヲ覆シ得ヘキ資料タラス然カモ他ニ右認定ヲ左右シ得ル立證ナシ、サレハ假令總會席上ニ於テ決議事項不承認ノ意思表示ヲ爲シタルモノ、中ニ被控訴人ヲ含マレ居タリトスルモ該決議ニ服從スヘキ義務ヲ免カル、コト能ハサルヤ洵ニ明カナリ而シテ前示損

失金額ヲ負擔スヘキ組合員ノ口數ハ其ノ解散前ノ總數百八十四口其後脫退者ノ分六口所在不明者ノ分六口單身死亡者ノ分一口無資力者ノ分九口アリテ結局負擔力アルモノ百六十二口ニナリタルコトハ當事者間ニ爭ナシ

サレハ前示金六千四百四十七圓三十四錢六厘ノ組合損失金ハ右百六十二口ニ分擔スヘク一口ニ對シ金三十九圓八十錢餘額ノ負擔額トナルヘシ

而シテ被控訴人ハ當初掲記ノ如ク一口加入シ居レルコトハ爭ナク然カモ被控訴人ハ控訴組合ヨリ大正十五年六月二十五日右金額ヲ同年七月五日限り支拂フヘキ旨ノ催告ヲ受ケタルコトハ是亦爭ナキ處ナリ、サレハ爾餘ノ爭點ハ之ヲ判斷スル迄モナク被控訴人ハ控訴組合ニ對シ右金三十九圓八十錢ヲ支拂フヘキ義務アルモノトス

次ニ相殺ノ抗辯ニ付キ按スルニ被控訴人カ控訴組合ニ對シ本件第一審判決後金二百二十圓五十錢ノ債權ヲ有スルニ至リタルコトハ當事者間ニ爭ナキトコロナレドモ彼上認定ニ係ル損失分擔ニ基ク出資義務ハ勿論持分拂込義務トハ同一ニ非サルモ社團法人タル組合ニ對スル構成員ノ出資義務ハ右持分拂込義務ト其ノ性質ヲ同シクスルモノト解シ以テ產業組合法第十八條ノ規定ニ則リ本件請求金額トハ相殺ヲ以テ對抗スルヲ得サルモノト解スルヲ以テ最モ妥當ノ見解トナ

スヲ以テ被控訴人ノ相殺ノ抗辯ハ之ヲ採用セス從テ控訴組合ノ本訴請求ヲ正當トシテ原判決ヲ廢棄シ控訴人ノ請求ヲ認容スヘキモノトス仍テ本件控訴ハ理由アルヲ以テ訴訟費用ノ負擔ニ付テハ民事訴訟法第七十八條第七十二條第一項ニ依リ之ヲ定メ主文ノ如ク判決ス

鹿兒島地方裁判所民事部  
裁判長 判事 甲斐 壽雄  
判事 佐藤 均  
判事 吉田 準三

販賣組合ニ於ケル醬油  
醸造ニ關スル件  
昭和五年三月二十七日 農務局第二八六號  
香川縣知事宛 農務局長

(乙 號)  
一月三十日附五發商第二九號ヲ以テ首題ノ件ニ關シ御照會ノ趣了承販賣組合ニ於ケル醬油醸造原料ニ供スヘキ小麥及大豆ハ共ニ組合員ノ生産シタルモノナルコトヲ要スル義ニ付可然御了知相成度此段及回答候也

(甲 號)  
昭和五年一月三十日 香川縣知事  
農務局長 販賣組合ニ於ケル醬油醸造ニ  
關スル件